

セコム 安心マイカー保険

新型自動車総合保険（個人用） 普通保険約款および特約集

A0022-00-50 2604 800（マ）

このたびは、セコム損保の新型自動車総合保険（個人用）にご加入いただき誠にありがとうございます。この普通保険約款および特約集にはご加入いただきました保険契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読のうえ内容をご確認くださいますようお願い申し上げます。

「セコム安心マイカー保険」は「新型自動車総合保険（個人用）」のペットネームです。

ご契約に関する お問い合わせ先	0120-756-104 〈月曜～金曜 9:00～18:00（祝日、年末年始を除く）〉	0120-210-545（通話料無料） 受付時間：24時間365日 〈携帯電話からでもご利用いただけます〉 ●現場急行サービス 事故にあわれた際のサービスとして「現場急行サービス」が付帯されております。 なお、事故の現場が山間部、島しょ部、高速道路上など急行不能な一部エリアおよび事故現場が特定できない場合、また天災・大規模災害等の影響により事故現場への到着ができない場合などについては、現場急行サービスは提供されません。
--------------------	---	---

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

目次

◎新型自動車総合保険（個人用）普通保険約款	1	◆その他の補償等に関する特約	
＜用語の定義（共通）＞	1	20. 他車運転特約 自動付帯	56
第1章 賠償責任保険	1	21. ファミリーバイク特約（自損傷害）※	58
第2章 傷害保険		22. ファミリーバイク特約（人身傷害）※	59
第1節 人身傷害条項	6	23. 弁護士費用特約 ※	60
第2節 搭乗者傷害条項	8	24. 無過失事故に関する特約 自動付帯	63
第3章 車両保険	11	25. 個人賠償責任補償特約 ※	64
第4章 基本条項	13	26. 賠償事故解決に関する特約 自動付帯	68
別表1 後遺障害等級表	21	27. 電車等運行不能に対する賠償責任追加補償特約 自動付帯	71
別表2 被保険自動車の入替ができる用途車種区分表	24	28. 受託品に対する賠償責任追加補償特約 自動付帯	71
＜別紙＞人身傷害条項損害額基準	24	◆保険料に関する特約	
◎新型自動車総合保険（個人用） 特約	31	29. 保険料分割払特約（一般）	73
○自動的に付帯される特約	31	30. 追加保険料の口座振替特約	74
◆運転者の範囲に関する特約		31. 保険料クレジットカード払特約	75
1. 運転者限定特約	31	32. 初回保険料の口座振替特約	75
2. 運転者年齢条件特約	31	◆団体扱等に関する特約	
3. 高齢運転者対象外特約	31	33. 団体扱に関する特約（一般A）	76
4. 運転者範囲変更漏れサポート特約 自動付帯	32	34. 団体扱に関する特約（一般B）	77
◆賠償に関する特約		35. 団体扱に関する特約（一般C）	78
5. 対物超過修理費用特約	33	36. 団体扱に関する特約	79
6. 被害者救済費用等補償特約 自動付帯	34	37. 団体扱に関する特約（口座振替方式）	80
7. 心神喪失等による事故の被害者損害補償特約 自動付帯	37	38. 団体扱における追加保険料に関する特約	81
◆傷害に関する特約		◆契約手続に関する特約	
8. 自損事故傷害特約 自動付帯	41	39. 継続契約の取扱いに関する特約 自動付帯	82
9. 無保険車事故傷害特約 自動付帯	44	40. 通信販売に関する特約 自動付帯	82
10. 人身傷害の自動車事故特約 ※	46	41. インターネットによる契約に関する特約	83
11. 人身傷害対象外特約	47	42. 承認請求等に関する特約	83
12. 搭乗者傷害対象外特約	47	43. 継続契約の申込みに関する特約	84
◆車両に関する特約		44. 保険証券の不発行に関する特約	84
13. 車対車事故および限定危険「車両損害」特約	47	◎セコムの現場急行サービス利用規約	85
14. 車両超過修理費用特約	48	◎ロードアシスタンスのご利用規約	87
15. 事故故障代車費用特約	48		
16. 身の回り品補償特約	50	○事故故障代車・身の回り品特約保険金額等一覧表	巻末
17. 車両全損時臨時費用特約	53		
18. 車両盗難対象外特約	53		
19. 車両搬送時諸費用特約 自動付帯	53		

自動付帯と記載があるものは、ご契約の内容・条件により自動的にその特約が付帯されます。自動付帯される条件については「○自動的に付帯される特約」をご参照ください。

この冊子に記載された特約以外の特約が付帯される場合は、保険証券に同封して送付します。

※記名被保険者またはそのご家族の方が、これらの特約を付帯した保険契約を既にご契約の場合、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますのでご注意ください。

新型自動車総合保険（個人用）普通保険約款

<用語の定義（共通）>

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の定義がある場合は、それによります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
回収金	第三者が負担すべき金額（注）で被保険者のために既に回収されたものをいいます。 （注）第三者と被保険者との間で成立した合意により支払われる額を含みます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車（ご契約のお車）をいいます。

保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金請求権者	人身傷害条項に規定する人身傷害事故または無保険車事故傷害特約に規定する無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者（注） ② 被保険者の父母、配偶者または子 （注）被保険者が死亡した場合は、その法定相続人としします。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	被保険者の自己負担となる額をいいます。
用途車種	登録番号標等（注1）上の分類番号、色等に基づき定められた区分（注2）（注3）をいいます。 （注1）車両番号標および標識番号標を含みます。 （注2）自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等をいいます。 （注3）自動車検査証等に記載の「自動車の種別」、「用途」等とは異なります。

第1章 賠償責任保険

賠償責任条項

第1条（用語の定義）

この賠償責任条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。 （注）特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフトおよびガイドウェイバス（注）をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバールリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 （注）専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。 なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることをいいます。

第2条（保険金を支払う場合—対人賠償）

（1）当会社は、対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すること

によって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

(2) 当社は、1回の対人事故による(1)の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額(注)を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(注) 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第3条(保険金を支払う場合—対物賠償)

当社は、対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第4条(保険金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意
 - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 台風、洪水または高潮
 - ⑥ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ 被保険自動車を競技もしくは曲技(注5)のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注6)すること。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注3) 使用済燃料を含みます。
- (注4) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注5) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(2) 当社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条(保険金を支払わない場合—その2 対人賠償)

(1) 当社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
 - ② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
 - ③ 被保険者の父母、配偶者または子
 - ④ 被保険者の業務(注)に従事中的の使用人
 - ⑤ 被保険者の使用者の業務(注)に従事中的の他の使用人。ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務(注)に使用している場合に限り。
- (注) 家事を除きます。

(2)(1)⑤の規定にかかわらず、当社は、被保険自動車の所有者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務に被保険自動車を使用しているときに、同じ使用者の業務に従事中的の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払います。

(3)(2)の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

第6条(保険金を支払わない場合—その3 対物賠償)

当社は、対物事故により、次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合、または次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

第7条(被保険者の範囲—対人・対物賠償共通)

この賠償責任条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者となります。

- ① 記名被保険者
 - ② 被保険自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
ア. 記名被保険者の配偶者
イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ③ 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。
 - ④ ①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注1)。ただし、その責任無能力者に関する対人事故または対物事故に限り。
 - ⑤ 記名被保険者の使用者(注2)。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者(注2)の業務に使用している場合に限り。
- (注1) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限り。
- (注2) 請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第8条(個別適用)

(1) この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第4条(保険金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通)(1)①の規定を除きます。

(2)(1)の規定によって、第15条(支払保険金の計算—対人賠償)(1)および第16条(支払保険金の計算—対物賠償)(1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第9条(当会社による援助—対人・対物賠償共通)

被保険者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續について協力または援助を行います。

第10条（当会社による解決－対人賠償）

（１）次のいずれかに該当する場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（注）を行います。

① 被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件について合意している場合

② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

（注）弁護士を選任を含みます。

（２）（１）の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（３）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（１）の規定は適用しません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額（注）の合計額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合

④ 正当な理由がなく被保険者が（２）に規定する協力を拒んだ場合

（注）被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第11条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）

（１）対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（３）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（３）に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ （３）に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額（注）を超えることが明らかになった場合

⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（３）前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

－ 自賠責保険等によって支払われる金額（注）

－ 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 = 損害賠償額

（注）被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

（４）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

（５）（２）の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

第12条（当会社による解決－対物賠償）

（１）次のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（注）を行います。

① 被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件について合意している場合

② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

（注）弁護士を選任を含みます。

（２）（１）の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（３）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（１）の規定は適用しません。

① 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の保険金額（注1）（注2）を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由がなく被保険者が（２）に規定する協力を拒んだ場合

④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を明らかに下回る場合

（注1）保険証券に免責金額の記載がある場合は、その額との合計額をいいます。

（注2）第16条（支払保険金の計算－対物賠償）（３）の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の保険金額が3億円を超える場合は、3億円とします。

第13条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）

（１）対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（３）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（３）に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合

は、その全額を差し引いた額とします。

(3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式によって算出した額をいいます。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{被保険者が損害賠償} \\ \text{請求権者に対して負} \\ \text{担する法律上の損害} \\ \text{賠償責任の額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{次のいずれか高い額} \\ \text{① 被保険者が損害賠償請求} \\ \text{権者に対して既に支払った} \\ \text{損害賠償金の額} \\ \text{② 保険証券に免責金額の記} \\ \text{載がある場合は、その免責} \\ \text{金額} \end{array}} = \text{損害賠償額}$$

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2) または (7) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) (2) ①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注1)が保険証券記載の保険金額(注2)(注3)を超えるとは認められるときは、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

(注1) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(注2) 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その額との合計額をいいます。

(注3) 第16条(支払保険金の計算－対物賠償)(3)の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の保険金額が3億円を超える場合は、3億円とします。

(7) 次のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。

① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められる場合

② 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注) 同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第14条(費用－対人・対物賠償共通)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注1)は、これを損害の一部とみなします。

費用の種類	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第18条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 求償権保全費用	基本条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

③ 緊急費用	対人事故または対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 落下物取り片づけ費用	被保険自動車に積載していた動産(注2)が偶然に落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した費用
⑤ 原因者負担金	対物事故が発生した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないときにおいて、被保険者が道路法(昭和27年法律第180号)第58条(原因者負担金)の規定その他の法令の規定により原因者負担金として支出した費用
⑥ 協力費用	対人事故または対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第10条(当会社による解決－対人賠償)(2)または第12条(当会社による解決－対物賠償)(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑦ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注1) 収入の喪失を含みません。

(注2) 法令により積載が禁止されている動産または法令により禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。

第15条(支払保険金の計算－対人賠償)

(1) 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して} \\ \text{負担する法律上の損害賠償責任の額} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{前条①から③} \\ \text{までの費用} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{自賠償保険等によって} \\ \text{支払われる金額(注)} \end{array}} = \text{保険金の額}$$

(注) 被保険自動車に自賠償保険等の契約が締結されていない場合は、自賠償保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

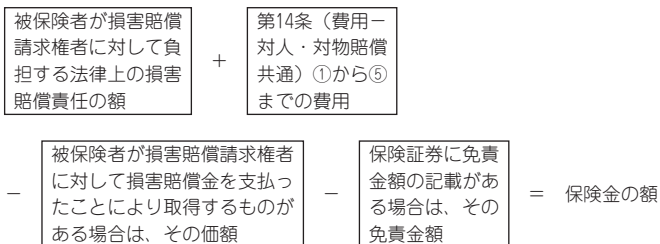
(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 前条⑥および⑦の費用

② 第10条(当会社による解決－対人賠償)(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第16条(支払保険金の計算－対物賠償)

(1) 1回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。



(2) 当社は、(1) に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

- ① 第14条（費用－対人・対物賠償共通）⑥および⑦の費用
- ② 第12条（当会社による解決－対物賠償）(1) の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金
- (3) (1) のただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の保険金額が3億円を超える場合は、当会社の支払う保険金の額は3億円を限度とします。
 - ① 被保険自動車に積載されている危険物（注）の火災、爆発または漏えい起因する対物事故
 - ② 被保険自動車被^ハ牽引自動車牽^ハ引中に発生した、被^ハ牽引自動車に積載されている危険物（注）の火災、爆発または漏えい起因する対物事故
 - ③ 航空機の損壊

（注）道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義等）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第17条（仮払金および供託金の貸付け等－対人・対物賠償共通）

(1) 第9条（当会社による援助－対人・対物賠償共通）、第10条（当会社による解決－対人賠償）(1) または第12条（当会社による解決－対物賠償）(1) の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、次の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

- ① 対人事故については、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額（注1）
- ② 対物事故については、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額（注2）。ただし、同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第13条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- （注1）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第11条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- （注2）前条（3）の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の保険金額が3億円を超える場合は、3億円とします。

(2) (1) により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金（注）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

（注）利息を含みます。

(3) (1) の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第11条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）(2) ただし書、第13条（損害

賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）(2) ただし書、同条（7）ただし書、第15条（支払保険金の計算－対人賠償）(1) ただし書および前条（1）ただし書の規定は、その貸付金または供託金（注）を既に支払った保険金とみなして適用します。

（注）利息を含みます。

(4) (1) の供託金（注）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注）の限度で、(1) の当会社の名による供託金（注）または貸付金（注）が保険金として支払われたものとみなします。

（注）利息を含みます。

(5) 基本条項第22条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1) の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第18条（先取特権－対人・対物賠償共通）

(1) 対人事故または対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第14条（費用－対人・対物賠償共通）の費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1) の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）

（注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2) ③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2) ①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）第14条（費用－対人・対物賠償共通）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第19条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、前条（2）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第14条（費用－対人・対物賠償共通）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第2章 傷害保険

第1節 人身傷害条項

第1条（用語の定義）

この人身傷害条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有（注）する自動車を除きます。 （注）所有権留保条項付売買契約による購入、および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。
裁判上の基準により算定される損害の額	判決または裁判上の和解（注1）において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が別紙と異なる裁判上の基準によって算定された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められ、かつ、その基準により算定される損害の額（注2）をいいます。 （注1）民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みません。 （注2）訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金を含みません。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。
無保険自動車	相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車が明らかでないと認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、すべての相手自動車が次のいずれかに該当するときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。 ① その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合

	② その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合 ③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額が、無制限以外の場合
無保険車事故	無保険自動車の運行に起因する事故により、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として後遺障害が生じることをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ること（以下「人身傷害事故」といいます。）によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この人身傷害条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

- ① 自動車の運行に起因する事故
 - ② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下
- （2）（1）の傷害にはガス中毒を含みます。
- （3）（1）の傷害には、次のものを含みません。
- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
 - ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注1）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または酒気を帯びて（注2）被保険自動車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた損害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- （注1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
（注2）道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
- （2）損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- （3）当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）による損害に対しては、保険金を支払いません。
- （注）丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注

- ③)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた事故
- ⑦ 被保険自動車を競技もしくは曲技(注4)のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注5)すること。
- (注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条(被保険者の範囲)

- (1) この人身傷害条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者としす。
- ① 被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中の者
- ② ①以外の者で、被保険自動車の所有者
- ③ ①および②以外の者で、被保険自動車の運転者
- (注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (2) (1) ②または③のいずれかに該当する者は、これらの者が被保険自動車の運行に起因する事故により第2条(保険金を支払う場合)(1)の傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条(自動車損害賠償責任)に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、被保険者に含ます。
- (3) (1) および(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含まません。
- ① 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者
- ② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

第6条(個別適用)

この人身傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条(損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。)は、人身傷害事故によって被保険者に次のいずれかに該当する損害が生じた場合に、その区分ごとに、それぞれ別紙に定める基準により算定された金額の合計額とします。ただし、賠償義務者がいる場合において、上記の額が自賠責保険等によって支払われる金額(注)を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額(注)とします。
- ① 傷害を被り、その直接の結果として治療を要したことによる損害
- ② 傷害を被り、その直接の結果として後遺障害が生じたことによる損害
- ③ 傷害を被り、その直接の結果として死亡したことによる損害
- (注) 自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- (2) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (3) 同一事故により、別表1に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、次に規定する等級に従い損害額を算定するものとします。

- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
- ② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
- ③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級
- (4) 既に後遺障害のある被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に応じた損害額から既にあった後遺障害に該当する等級に応じた損害額を差し引いて損害額を算定します。
- (5) 次のいずれかに該当する事由により、第2条(保険金を支払う場合)の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を損害額とします。
- ① 被保険者が第2条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病が影響したこと、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病が影響したこと。
- ② 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったこと。

第8条(費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。

費用の種類	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第18条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 求償権保全費用	基本条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 収入の喪失を含みません。

第9条(支払保険金の計算)

- (1) 1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{第7条(損害額の決定)} \\ \text{の規定により決定され} \\ \text{る損害額} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{前条の費用} \end{array}} = \text{保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑥までのいずれかに該当するものがある場合には、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{第7条(損害額の決定)} \\ \text{の規定により決定され} \\ \text{る損害額} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{前条の費用} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{次の①から} \\ \text{⑥までの合} \\ \text{計額} \end{array}} = \text{保険金の額}$$

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定または支払われた金額
- ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額
- ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠

償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。

④ 労働者災害補償制度（注１）によって既に給付が決定したまたは支払われた金額（注２）

⑤ 第７条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額（注３）で、保険金請求権者が既に取得したものがあ

る場合は、その取得した額
⑥ ①から⑤までのほか、第２条（１）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがあ

る場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注４）
（注１）次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。

ア．労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

イ．国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）

ウ．裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号）

エ．地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）

オ．公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

（注２）労働者災害補償保険法に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

（注３）第三者と保険金請求権者との間で成立した合意により支払われる額を含みます。

（注４）保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険もしくは生命保険等の保険金または共済金等を除きます。

（３）（１）および（２）の規定にかかわらず、裁判上の基準により算定される損害の額が第７条（損害額の決定）の規定により決定される損害額を超える場合は、１回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

① （１）に定める保険金の額および（２）①から⑥までの額の合計額が裁判上の基準により算定される損害の額および前条の費用の合計額を超過する場合

$$\left[\begin{array}{c} \text{（１）に定} \\ \text{める保険金} \\ \text{の額} \end{array} \right] - \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{（１）に定} \\ \text{める保険金} \\ \text{の額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{（２）①から⑥までの} \\ \text{合計額} \end{array} \right] \right\} - \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{裁判上の基準により算定される損害の額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{前条の費用} \end{array} \right] \right\} = \text{保険金の額}$$

② ①以外の場合

（１）の算式

第10条（支払限度額に関する特別）

（１）当会社は、次のいずれにも該当する場合は、前条（１）から（３）までのただし書（注）の規定は適用しません。

① 人身傷害事故が無保険交通事故に該当する場合

② 賠償義務者がいる場合

③ 保険証券記載の保険金額が無制限以外である場合

（注）前条（２）③のただし書を除きます。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（１）の規定は適用しません。

① 次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合。ただし、これらの者以外に賠償義務者がいる場合を除きます。

ア．被保険者の父母、配偶者または子

イ．被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（注）に従事している場合に限り

ます。

ウ．被保険者の使用者の業務（注）に無保険自動車を使用している他の使用人。

ただし、被保険者がその使用者の業務（注）に従事している場合に限り

ます。
② 被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合。ただし、無保険自動車が２台以上ある場合で、これらの者または①イもしくはウに定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除

きます。

（注）家事を除きます。

（３）当会社は、（１）以外の場合で次のいずれにも該当するときは、前条（１）から（３）までのただし書（注）の規定にかかわらず、保険証券記載の保険金額の２倍の金額を限度として同条（１）から（３）までの規定を適用

します。
① 別表１に従い決定した後遺障害の等級が第１級もしくは第２級である後遺障害または同表第３級③もしくは④に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合

② 保険証券記載の保険金額が無制限以外であるとき。

（注）前条（２）③のただし書を除

第11条（保険金請求の手続）

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を經由して行うものと

第2節 搭乗者傷害条項

第1条（用語の定義）

この搭乗者傷害条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この搭乗者傷害条項および基本条項に従い、保険金を支払

います。

① 被保険自動車の運行に起因する事故

② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下

（２）（１）の傷害にはガス中毒を含みます。

（３）（１）の傷害には、次のものを含みません。

① 日射、熱射または精神的衝動による障害

- ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的
他覚所見のないもの

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注1）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車運転している場合、または酒気を帯びて（注2）被保険自動車運転している場合に生じた傷害
- ③ 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- （注1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- （注2）道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
- （2）傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- （3）当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）に対しては、保険金を支払いません。
- （注）丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた事故
- ⑦ 被保険自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
- （注1）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注2）使用済燃料を含みます。
- （注3）原子核分裂生成物を含みます。
- （注4）競技または曲技のための練習を含みます。
- （注5）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条（被保険者の範囲）

- （1）この搭乗者傷害条項における被保険者は、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者としします。
- （注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- （2）（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含まません。
- ① 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者
- ② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

第6条（個別適用）

この搭乗者傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第7条（死亡保険金の支払）

- （1）当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- （注）1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。
- （2）（1）の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第8条（後遺障害保険金の支払）

- （1）当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表1に掲げる後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{別表1に掲げる後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- （2）この条において保険金支払割合とは、この搭乗者傷害条項の付表に定める保険金支払割合をいいます。
- （3）別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- （4）同一事故により、別表1に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合
- （5）既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金額}} \times \left(\boxed{\text{別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} \right)$$

= 後遺障害保険金の額

- （6）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、（1）ののとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

第9条（医療保険金の支払）

（１）当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、次の額を医療保険金として被保険者に支払います。

- ① 治療のために病院または診療所に入院または通院した治療日数の合計が1日以上（注1）5日未満の場合は、傷害の程度にかかわらず1万円
- ② 治療のために病院または診療所に入院または通院した治療日数の合計が5日以上（注2）の場合は、10万円。ただし、被保険者が被った傷害が次のいずれかに該当する症状の場合は、それぞれに定める額とします。

被保険者が被った傷害	医療保険金の額
ア. 眼・手指・足指を除く部位の神経損傷・神経断裂	30万円
イ. 上肢・下肢（注3）の腱・筋・靱帯の断裂	
ウ. 手指・足指を除く部位の骨折・脱臼	
エ. 上肢・下肢（注3）の欠損・切断	50万円
オ. 眼の神経損傷・神経断裂、眼球の破裂・損傷	
カ. 胸腹部臓器の破裂・損傷	100万円
キ. 脳挫傷・脳挫創等の脳損傷、頭蓋内血腫（注4）、頸髄損傷、脊髄損傷	

- （注1）1日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限りします。
- （注2）5日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限りします。
- （注3）手指・足指を除きます。
- （注4）頭蓋内出血を含みます。
- （2）（１）の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。
（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- （3）（１）②アからキまでの各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなします。
- （4）同一事故により被った傷害が、（１）②アからキまでの複数の項目に該当する場合、当会社は、それぞれの項目により支払われるべき保険金のうち、最も高い金額を医療保険金として支払います。ただし、既に低い金額で医療保険金を支払っていた場合においては、支払われるべき高い金額の医療保険金の額から、既に支払った医療保険金の額を差し引いた残額を支払います。
- （5）（１）の治療日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（注1）を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師の指示による固定であること（注2）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限りします。
 - ① 長管骨（注3）または脊柱
 - ② 長管骨（注3）に接続する三大関節部分（注4）
 - ③ ろく骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りします。

- ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りします。
- （注1）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りします。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りします。）およびハローベストをいいます。
- （注2）診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りします。
- （注3）上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。
- （注4）上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

- （１）被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- （2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、（１）と同様の方法で支払います。

第11条（当会社の責任限度額等）

- （１）1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第7条（死亡保険金の支払）、第8条（後遺障害保険金の支払）および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。
- （2）当会社は、（１）に定める保険金のほか、1回の事故につき、第9条（医療保険金の支払）および前条の規定による医療保険金を支払います。

<付表>後遺障害等級別保険金支払割合表

後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

第3章 車両保険

車両条項

第1条（用語の定義）

この車両条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
協定保険価額	保険契約者または被保険者と当社が被保険自動車の価額として契約締結時に協定した価額をいい、契約締結時における被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等（注）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額により定めます。 （注）初度検査年月を含みます。
市場販売価格相当額	当社が別に定める車両価格表等に記載された価格をいいます。
全損	被保険自動車の損傷を修理することができない場合（注）、または第9条（修理費）の修理費が協定保険価額以上となる場合をいいます。 （注）車両が盗難され、発見できなかった場合を含みます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
分損	第9条（修理費）の修理費が協定保険価額未満となる場合をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に保険金を支払います。

（2）（1）の被保険自動車には、次に規定する物（以下、付属品といいます。）を含みます。

- ① 被保険自動車に定着されている物
- ② ①以外の物で、車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されているカーナビゲーションシステム（注1）、ETC車載器（注2）、ドライブレコーダーその他これらに準ずる物
- ③ ①および②以外の物で、被保険自動車に装備されている物
（注1）自動車用電子式航法装置をいいます。
（注2）有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。

（3）（2）の付属品には、次の物を含みません。

- ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
- ② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物
- ③ 通常装飾品とみなされる物

（4）（1）から（3）までの規定にかかわらず、被保険自動車がタンク車、ふん尿車の場合には、被保険自動車に付属するホースは、被保険自動車に含めません。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金

を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）
イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（注1）
ウ. アおよびイに定める者の法定代理人
エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限りません。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ 被保険自動車を競技もしくは曲技（注5）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。
（注1）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注3）使用済燃料を含みます。
（注4）原子核分裂生成物を含みます。
（注5）競技または曲技のための練習を含みます。
（注6）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険自動車が航空機または船舶によって輸送されている間（注1）に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボート（注2）である場合を除きます。
- ② 被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
- ③ 故障損害（注3）
- ④ 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
- ⑤ 付属品のうち第2条（保険金を支払う場合）（2）③に定める物に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑥ タイヤ（注4）に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑦ 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害（注1）積込みまたは積下し中を含みます。
（注2）官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とを同時に乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

(注3) 偶然な外来の事故に直接起因しない被保険自動車の電氣的または機械的損害をいいます。

(注4) チューブを含みます。

第5条 (保険金を支払わない場合—その3)

当会社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物(注1)等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または酒気を帯びて(注2)被保険自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(注3)

② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主(注3)

③ ①および②に定める者の法定代理人

④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用者

⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子

(注1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。

(注2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(注3) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条 (被保険者の範囲)

この車両条項における被保険者は、被保険自動車の所有者とします。

第7条 (保険金額の設定および変更)

(1) この車両条項において、当会社と保険契約者または被保険者は、協定保険価額を保険金額として定めるものとします。この場合において、当会社が被保険自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、保険契約者または被保険者は、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 保険契約締結の後、被保険自動車の改造、付属品の装着等によって被保険自動車の価額が著しく増加した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、被保険自動車の改造、付属品の取りはずし等によって被保険自動車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者または被保険者は、当会社に対する通知をもって、協定保険価額および保険金額について、減少後の被保険自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。

(4) (2)および(3)の場合、当会社と保険契約者または被保険者は、将来に向かって、保険証券記載の協定保険価額に(2)の事由によって増加した価額を加えた額または保険証券記載の協定保険価額から(3)の事由によって減少した価額を差し引いた額に、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。

(5) 基本条項第8条(被保険自動車の入替)(1)における新規取得自動車または所有自動車と被保険自動車の入替を行う場合において、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときは、(1)の規定により基本条項第1条(用語の定義)に規定する新規取得自動車または所有自動車の価額を定め、その価額に協定保険価額および保険金額を変更するものとします。

第8条 (損害額の決定)

当会社が保険金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。)は、次のとおりとします。

① 全損の場合は、協定保険価額

② 分損の場合は、次の算式によって算出した額

次次に定める修理費

−

修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

=

損害額

第9条 (修理費)

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被保険自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第10条 (費用)

保険契約者または被保険者が支出した次の費用(注1)は、これを損害の一部とみなします。

費用の種類	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第18条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用。ただし、この条の⑥の費用を除きます。
② 求償権保全費用	基本条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 運搬・仮修理費用	当会社が保険金を支払うべき損害により被保険自動車が自力で移動することができない場合には、これを損害発生の地からもよりの修理工場もしくは当会社の指定する場所まで運搬するために要した費用、またはこれらの場所まで運転するために必要な仮修理の費用
④ 盗難車引取費用	盗難(注2)にあった被保険自動車を引き取るために必要であった費用
⑤ 盗難車清掃費用	盗難(注2)にあった被保険自動車の車室内を清掃するために必要であった費用
⑥ 盗難車追尾費用	盗難(注2)にあった被保険自動車を追尾するために必要であった次の費用 ア. 被保険自動車に設置された車両位置追跡装置(注3)により盗難された被保険自動車の位置検索に要した費用 イ. 被保険自動車の保全のために、ア.の位置検索結果に基づき盗難された被保険自動車があると推測される場所へ、警備員等を急行させるために要した費用
⑦ 共同海損分担額	フェリーボート(注4)によって輸送されている間に生じた共同海損に対する被保険自動車の分担額

(注1) 収入の喪失を含みません。

(注2) 付属品等被保険自動車の一部分のみの盗難を除きます。

(注3) 移動通信システム等を利用して自動車の位置を外から捕捉する装置をいいます。

(注4) 官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とともに乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

第11条 (支払保険金の計算)

(1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。ただし、保険金額を限度とします。

- ① 全損の場合は、協定保険価額
- ② 分損の場合は、次の算式によって算出した額

第8条(損害額の決定)②の額

−

保険証券記載の免責金額

=

保険金の額

(2) 当会社は、(1) に規定する保険金に加え、前条の費用の合計額を保険金として支払います。ただし、前条⑤および⑥の費用については、1回の事故につき、それぞれ次の額を限度とします。

費用の種類	限度額
① 前条⑤の盗難車清掃費用	3万円
② 前条⑥の盗難車追尾費用	5万円

(3) 当会社は、(2) の規定によって支払うべき保険金と(1) の保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、(2) の保険金を支払います。

(4) 第8条（損害額の決定）の損害額および前条の費用のうち、回収金がある場合は、当会社は次の算式によって算出した額を保険金として支払います。ただし②の額を限度とします。

$$\boxed{\text{次の①または②のいずれか高い額}} - \boxed{\text{回収金の額}} = \text{保険金}$$

① 第8条の損害額および前条の費用のうち実際に発生した額の合計額

② (1) から(3)までに定める保険金の合計額

(5) (4) における損害額は、次条に規定する保険価額または協定保険価額のいずれか高い額を限度とします。

第12条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）

(1) 協定保険価額が保険価額を著しく超える場合は、第8条（損害額の決定）および前条の規定の適用においては、その保険価額を協定保険価額および保険金額とします。

(2) (1) の保険価額とは、損害が生じた地および時における、被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等（注）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

（注）初度検査年月を含みます。

第13条（現物による支払）

当会社は、被保険自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第14条（被害物についての当会社の権利）

(1) 当会社が全損として保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が協定保険価額（注）に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額の協定保険価額（注）に対する割合によってその権利を取得します。

（注）第12条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）の規定が適用される場合は、同条に規定する保険価額とします。

(2) 被保険自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

(3) (1) および(2) の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第15条（盗難自動車の返還）

当会社が被保険自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金（注）を当会社に払い戻して、その返還を受けることができ

す。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損害に対して保険金（注）を請求することができます。

（注）第10条（費用）⑥の盗難車追尾費用を含みません。

第4章 基本条項

第1条（用語の定義）

この基本条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
自動運行装置	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条（自動車の装置）に定める自動運行装置をいいます。
自動車の新規取得	被保険自動車と同一の用途車種（注1）の自動車を新たに取得（注2）し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れることをいいます。 （注1）別表2に掲げる用途車種をいいます。 （注2）所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
所有自動車	所有（注1）する自動車のうち、被保険自動車および新規取得自動車を除いた被保険自動車と同一の用途車種（注2）の自動車をいいます。 （注1）所有権留保条項付売買契約による購入、および1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。 （注2）別表2に掲げる用途車種をいいます。
新規取得自動車	新たに取得（注）しまたは借り入れた自動車をいいます。 （注）所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
損害額および費用	当会社が保険金を支払うべき損害の額および損害の一部とみなす費用をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
被保険自動車の廃車等	被保険自動車の廃車、譲渡または返還をいいます。
保険金	賠償責任条項、人身傷害条項、搭乗者傷害条項または車両条項の保険金をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

（１）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後４時（注）に始まり、末日の午後４時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

（２）（１）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（３）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、日本国内（注）において生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

（注）日本国外における日本船舶内を含みます。

第4条（告知義務）

（１）保険契約者または記名被保険者（注）になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（注）車両条項においては、被保険者とします。

（２）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者（注）が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）車両条項においては、被保険者とします。

（３）（２）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① （２）に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、（２）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注１）

③ 保険契約者または記名被保険者（注２）が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または保険契約締結時から５年を経過した場合

（注１）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

（注２）車両条項においては、被保険者とします。

（４）（２）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（５）（４）の規定は、（２）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

第5条（通知義務）

（１）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 被保険自動車の用途車種または登録番号（注１）を変更したこと。

② ①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注２）が発生したこと。

（注１）車両番号および標識番号を含みます。

（注２）告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

（２）（１）の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（１）の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（３）（２）の規定は、当会社が、（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または危険増加が生じた時から５年を経過した場合には適用しません。

（４）（２）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（５）（４）の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

（６）（２）の規定にかかわらず、（１）の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

（７）（６）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第6条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第7条（被保険自動車の譲渡）

（１）被保険自動車が譲渡（注１）された場合であっても、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、譲受人（注２）に移転しません。ただし、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を被保険自動車の譲受人（注２）に譲渡（注１）する旨を書面をもって当会社に通知し承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、譲受人（注２）に移転します。

（注１）所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。

（注２）所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

（２）当会社は、被保険自動車が譲渡（注１）された後（注２）に、被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

（注１）所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。

（注２）（１）ただし書の通知を受領した後を除きます。

第8条（被保険自動車の入替）

（１）次のいずれかに該当し、新規取得自動車または所有自動車と被保険自動車の入替を行う場合に、保険契約者が書面をもってその旨を当会社に通知し、被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認したときは、新規取得自動車または所有自動車について、この保険契約を適用します。

① 次のいずれかに該当する者が、自動車の新規取得を行った場合

- ア. 被保険自動車の所有者
イ. 記名被保険者
ウ. 記名被保険者の配偶者
エ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (2) 被保険自動車の廃車等があった場合。ただし、その時において、①のいずれかに該当する者に所有自動車がある場合に限りです。
- (2) この条において所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
② 被保険自動車が賃借契約により賃借されている場合は、その借主
③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者
- (3) 当社は、(1)の自動車の新規取得または被保険自動車の廃車等があった場合であっても、(1)の書面を受領するまでの間に、新規取得自動車または所有自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当社は、(3)の規定にかかわらず、(1)①の自動車の新規取得において、被保険自動車の廃車等がある場合であって、取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを受領したときに限り、取得日以降承認するまでの間は、入替自動車を被保険自動車とみなして、この保険契約を適用します。
- (5) (4)の規定において、入替自動車の取得日の翌日から起算して31日目以後に、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを受領した場合は、次の条件をすべて満たすときに限り、取得日以降承認するまでの間は、入替自動車を被保険自動車とみなして、この保険契約を適用します。ただし、この場合において、当社が支払う保険金は賠償責任条項(注)に規定する保険金に限りです。
- ① 入替自動車を被保険自動車とする他の保険契約等がないこと。
② 被保険自動車の入替の承認の請求を怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったこと。
- (注) 付帯された他の特約のうち、賠償責任条項の保険金の支払にかかわる特約および賠償責任条項を適用して保険金を支払う旨規定している特約を含みます。
- (6) (4)または(5)の規定により、入替自動車を被保険自動車とみなして、この保険契約を適用する場合には、被保険自動車の廃車等があった後に、その被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (7) この条において取得日とは、入替自動車を取得(注)した日または借り入れた日をいい、入替自動車の自動車検査証に入替自動車の所有者の氏名または名称が記録された日とします。ただし、保険契約者または入替自動車の所有者が、自動車検査証以外の書類により、入替自動車を取得(注)した日または借り入れた日を証明した場合は、その日とします。
- (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
- (8) この条において入替自動車とは、新規取得自動車のうち被保険自動車の廃車等を行った後、その代替として(1)①のいずれかに該当する者が新たに取得(注)し、または1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた自動車をいいます。
- (注) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
- (9) 被保険自動車に車両条項が適用されている場合、取得日から、当社が(4)の被保険自動車の入替の承認請求を受けた時(注1)までの期間の車両条項の適用は、(4)の規定にかかわらず、次に定めるところによります。
- ① 入替自動車については、車両条項第7条(保険金額の設定および変更)(5)の規定は適用しません。
② 入替自動車については、車両条項第1条(用語の定義)に規定する協定保険

価額の定義にかかわらず、取得日における価額を協定保険価額とします。

- ③ ②の価額とは入替自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等(注2)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます
(注1) 当社が第14条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(5)の規定により追加保険料を請求する場合は、その追加保険料を当社が領収した時または取得日の翌日から起算して30日を経過した時のいずれか早い時とします。
(注2) 初度検査年月を含みます。

第9条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第10条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第11条(保険契約の解除)

- (1) 当社は、第7条(被保険自動車の譲渡)(1)または第8条(被保険自動車の入替)(1)、(4)もしくは(5)の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、被保険自動車の廃車等がある場合に限りです。
(2) (1)に基づく当社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。
(3) 当社は、保険契約者が第14条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)または(2)の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

- (4) 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(5) (4)の規定による解除後に、第17条(保険料の返還または請求一解除の場合)(2)ただし書の追加保険料の払込みを保険契約者が怠った場合(注)は、当社は、(4)の規定による解除を撤回し、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

- (6) (5)の規定による解除は、第13条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(5)の規定により撤回された(4)の規定により解除した日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第12条(重大事由による解除)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じせようとしたこと。
② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③ 保険契約者または被保険者(注1)が、次のいずれかに該当すること。
ア. 反社会的勢力(注2)に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力(注2)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等

の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注2）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注2）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注2）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注1）記名被保険者または車両条項の被保険者に限ります。

（注2）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- （2）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。

① 被保険者（注1）が、（1）③アからオまでのいずれかに該当すること。

② 被保険者（注2）に生じた損害（注3）または傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。（注1）賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。

（注2）人身傷害条項または搭乗者傷害条項における被保険者に限ります。

（注3）人身傷害条項においては、被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

- （3）（1）または（2）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、（1）①から④までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （4）保険契約者または記名被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害については適用しません。

① 賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害（注）

② 車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

（注）賠償責任条項第14条（費用—対人・対物賠償共通）に規定する費用のうち、（1）③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

- （5）車両条項の被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）の規定による解除がなされた場合、または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、次の損害または傷害については適用しません。

① （4）①および②の損害（注1）

② 人身傷害条項または搭乗者傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害または傷害のうち、（1）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害（注2）または傷害。ただし、その損害（注2）または傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、（3）の規定を適用するものとします。

（注1）賠償責任条項第14条（費用—対人・対物賠償共通）に規定する費用のうち、（1）③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部

とみなす費用を除きます。

（注2）人身傷害条項においては、（1）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者について、その父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。

第13条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

（1）第4条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

（2）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、保険契約者または被保険者の申出に基づく危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間に対して、次の規定に従い、保険料を返還または請求します。

① 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも高い場合は、その差額に対して、未經過期間に対する月割（注）をもって計算した保険料を請求します。ただし、保険証券に「ノンフリート多数割引」と記載されている場合は、未經過期間に対する日割をもって計算した保険料を請求します。

② 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも低い場合は、その差額に対して、既経過期間に対する月割（注）をもって計算した保険料を差し引いた額を返還します。ただし、保険証券に「ノンフリート多数割引」と記載されている場合は、未經過期間に対する日割をもって計算した保険料を返還します。

（注）1か月に満たない期間は1か月とします。

（3）（1）または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、第11条（保険契約の解除）（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）（3）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた日より前に発生した事故による損害または傷害については適用しません。

（5）第7条（被保険自動車の譲渡）（1）または第8条（被保険自動車の入替）（1）、（4）もしくは（5）の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、（2）①および②の規定に従い、保険料を返還または請求します。

（6）（5）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故（注）による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

（注）第8条（被保険自動車の入替）（4）または（5）の承認をする場合における、同条（7）の取得日の翌日以降に生じた事故を除きます。

（7）（1）、（2）および（5）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときおよび車両条項第7条（保険金額の設定および変更）（4）の場合には、当会社は、（2）①および②の規定に従い、保険料を返還または請求します。

（8）（7）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および被保険自動車について適用される特約に従い、保険金を支払います。

第15条（保険料の返還—無効または失効の場合）

（1）第9条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

（2）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未經過期間に対し日割をもって計

算した保険料（注）を返還します。

（注）未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。

第16条（保険料の返還－取消しの場合）

第10条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第17条（保険料の返還または請求－解除の場合）

（1）第4条（告知義務）（2）、第5条（通知義務）（2）もしくは（6）、第11条（保険契約の解除）（1）もしくは（3）、第12条（重大事由による解除）（1）またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料（注）を返還します。

（注）未払込保険料がある場合は、その保険料を差し引きます。

（2）第11条（保険契約の解除）（4）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、下表に定める額の保険料を返還します。ただし、下表の計算した額が負の値となる場合には、当会社は、追加保険料を請求します。

保険期間	保険料
1年	① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間保険料から既経過期間に対する月割（注1）をもって計算した保険料を差し引いた額（注2） ② ①にかかわらず、次のアまたはイのいずれかに該当する場合は、③に定める額 ア、この保険契約の契約条件を変更する場合において、その変更方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更改（注3）に限られるとき。 イ、保険証券に「ノンフリート多数割引」と記載されている場合で、同一保険証券により保険に付されている複数台の自動車のうち一部の自動車の保険契約を解除するとき。 ③ 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間保険料の未経過期間に対する日割をもって計算した額（注2） ④ 未払込保険料がある場合は、①または③の額からその未払込保険料を差し引いた額
1年未満	1年の場合の算出方法に準じて計算した額
1年起	未経過期間に対応する保険料について、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき、予定利率、協定保険価額の減少等を勘案して計算した額（注2）

（注1）1か月に満たない期間は1か月とします。

（注2）保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき計算するものとします。

（注3）保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。

第18条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。
ア、事故の状況、被害者の住所および氏名または名称

- イ、被保険自動車が自動運行装置を備えている場合は、その装置の作動状況
 - ウ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - エ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
 - ④ 被保険自動車が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
 - ⑤ 被保険自動車を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
 - ⑥ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ⑦ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑧ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑨ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑩ ①から⑨までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。
- （注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- #### 第19条（人身傷害事故発生時の義務等）
- （1）被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が人身傷害条項第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する損害を被った場合、賠償義務者がいるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を当会社に通知しなければなりません。
- ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
 - ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
 - ③ 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容
 - ④ 保険金請求権者が人身傷害条項第2条（1）に規定する損害に対して、賠償義務者、自賠償保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から支払われる損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- （2）保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。
- （3）被保険者は、人身傷害条項第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する人身傷害事故の場合において、傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。
- （4）保険契約者または保険金請求権者は損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- （5）当会社は、賠償義務者または人身傷害条項第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がいる場合、必要と認めたときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

第20条（事故発生時の義務違反）

- （1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第

18条（事故発生時の義務）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 第18条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② 第18条②から⑤までまたは⑧から⑩までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ 第18条⑥に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ 第18条⑦に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（2）次のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、第18条（事故発生時の義務）③の通知において事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第18条④もしくは⑩の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合

（3）保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条（1）または（2）に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ② 前条（4）に違反した場合は、保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額

（4）次のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または保険金請求権者が、前条（1）の通知において事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく前条（2）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合

第21条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

（2）（1）の規定にかかわらず、次の保険金については、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、それぞれ下表に定める額に対してのみ保険金を支払います。

保険金の種類	保険金の支払対象となる額	
① 賠償責任条項に係る保険金	次の算式により算出された額	
② 人身傷害条項に係る保険金	損害額および費用（注）	－ 他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額
③ 車両条項に係る保険金		

（注）人身傷害条項および車両条項においては、それぞれの保険契約または共済契約における損害額および費用が異なる場合は、そのうち最も高い額とします。

（3）（2）の損害額および費用は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

（4）（2）②の損害額は、人身傷害条項第7条（損害額の決定）の規定により決定される損害額とします。

（5）（2）③の損害額は、車両条項第12条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）（2）に定める保険価額または同条項第1条（用語の定義）に定める協定保険価額のいずれか高い額を限度とします。

第22条（保険金の請求）

（1）当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。

① 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② 人身傷害条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
ア、被保険者が死亡した場合には、その死亡した時
イ、被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時
ウ、被保険者が傷害を被った場合には、治療を要しなくなった時

③ 搭乗者傷害条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
ア、死亡保険金については、被保険者が死亡した時
イ、後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
ウ、医療保険金については、次の時

（ア）搭乗者傷害条項第9条（医療保険金の支払）（1）①の場合は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内で治療を開始した時

（イ）同条（1）②の場合は、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数が5日となった時

④ 車両条項に係る保険金の請求に関しては、損害発生の時

（2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 公の機関が発行する交通事故証明書（注1）
- ④ 被保険自動車の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ⑤ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑥ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑦ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑧ 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑨ 賠償責任条項における対物事故のうち他人の財物の滅失、破損もしくは汚損に係る保険金、または車両条項に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注2）および被害が生じた物の写真（注3）
- ⑩ 賠償責任条項における対物事故のうち軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に係る保険金の請求に関しては、軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能に起因する損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認

できる書類

- ① その他当会社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注１）人の死傷を伴う事故または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

（注２）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注３）画像データを含みます。

- （３）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の３親等内の親族

（注）＜用語の定義（共通）＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- （４）（３）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- （５）当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度、自動運行装置の作動状況等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- （６）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（５）の規定に違反した場合または（２）、（３）もしくは（５）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第23条（保険金の支払時期）

- （１）当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注２）または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者または保険金請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（注１）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（２）および（３）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）車両条項第1条（用語の定義）に規定する協定保険価額および同条項第12条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）（２）に規定する保険価額を含みます。

- （２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３） 180日

② （１）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ （１）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注１）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（２）および（３）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注３）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- （３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第24条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- （１）当会社は、人身傷害または搭乗者傷害に関して、第18条（事故発生時の義務）②もしくは③の規定による通知または第22条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

- （２）（１）の規定による診断または死体の検案（注１）のために要した費用（注２）は、当会社が負担します。

（注１）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注２）収入の喪失を含みません。

第25条（損害賠償額の請求および支払）

- （１）損害賠償請求権者が賠償責任条項第11条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）または同条項第13条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

① 損害賠償額の請求書

② 公の機関が発行する交通事故証明書

③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

- ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
 - ⑦ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注１）および被害が生じた物の写真（注２）
 - ⑧ その他当会社が（６）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの（注１）既に支払がなされた場合はその領収書とします。（注２）画像データを含みます。
- （２）損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする３親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の３親等内の親族
- （注）＜用語の定義（共通）＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- （３）（２）の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- （４）当会社は、事故の内容、損害の額、自動運行装置の作動状況等に応じ、損害賠償請求権者に対して、（１）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （５）損害賠償請求権者が、正当な理由がなく（４）の規定に違反した場合または（１）、（２）もしくは（４）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- （６）当会社は、賠償責任条項第11条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）（２）①から⑤まで、同条項第13条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）（２）①から④までまたは同条（７）①もしくは②のいずれかに該当する場合には、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- （注）損害賠償請求権者が（１）および（２）の規定による手続を完了した日を

いいます。

（７）（６）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（６）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

- ① （６）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３） 180日
 - ② （６）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ （６）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（６）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ （６）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注１）損害賠償請求権者が（１）および（２）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注２）複数の該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注３）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（８）（６）および（７）に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（６）または（７）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第26条（時効）

保険金請求権は、第22条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第27条（損害賠償額請求権の行使期限）

賠償責任条項第11条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）および同条項第13条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第28条（代位）

（１）損害が生じたことにより被保険者または保険金請求権者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、当会社が支払った保険金の額または次の額のうちのいずれか低い額を限度とします。

- ① 当会社が損害額および費用の全額を保険金として支払った場合
被保険者または保険金請求権者が取得した債権の額の全額
- ② ①以外の場合
被保険者または保険金請求権者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金請求権者

が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) (1) の場合において、被保険者または保険金請求権者が取得した債権が人身傷害条項に係る損害に関するものであるときは、(1) の損害額は、人身傷害条項第7条 (損害額の決定) の規定により決定される損害額 (注1) とします。また、「被保険者または保険金請求権者が取得した債権の額」は、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額とします。

(注1) 判決または裁判上の和解 (注2) において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が別紙と異なる裁判上の基準によって算定された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められ、かつ、その基準により算定される損害の額 (注3) が人身傷害条項第7条の規定により決定される損害額を超えるときは、裁判上の基準により算定される損害の額 (注3) とします。

(注2) 民事訴訟法 (平成8年法律第109号) 第275条 (訴え提起前の和解) に定める訴え提起前の和解を含みません。

(注3) 訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は含みません。

(4) (1) の場合において、被保険者が取得した債権が車両損害に関するものであるときは、次に定めるところにより取り扱います。

① (1) の損害額は、車両条項第12条 (協定保険価額が保険価額を著しく超える場合) (2) に定める保険価額または同条項第1条 (用語の定義) に定める協定保険価額のいずれか高い額を限度とします。

② 当会社は、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者に対しては、(1) の規定により移転した債権を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその権利を行使することができます。

ア、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害

イ、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合に生じた損害

ウ、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物 (注1) 等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または酒気を帯びて (注2) 被保険自動車を運転している場合に生じた損害

エ、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間に生じた損害

(注1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号) 第2条 (定義) 第15項に定める指定薬物をいいます。

(注2) 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(5) (1) の規定にかかわらず、当会社が搭乗者傷害条項に係る保険金を支払った場合、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

(6) 被保険者または保険金請求権者は、(1) の規定により移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類の提出等を求めた場合は、これに協力しなければなりません。

第29条 (保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務を被保険自動車の譲受人 (注) に移転させる場合は、第7条 (被保険自動車の譲渡) (1) の規定によるものとします。

(注) 所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

(2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第30条 (保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

(2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第31条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第32条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 後遺障害等級表

この表は、人身傷害条項、搭乗者傷害条項、自損事故傷害特約および無保険車事故傷害特約に共通のものとして使用します。

等 級	後 遺 障 害
第1級	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼やくおよび言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
第2級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの ② 両眼の視力が0.02以下になったもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤ 両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥ 両下肢を足関節以上で失ったもの

第3級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの ② 咀嚼くまたは言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの	⑦ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの ⑧ 1足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側の睪丸を失ったもの
第4級	① 両眼の視力が0.06以下になったもの ② 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	① 1眼が失明し、または1眼の視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの
第5級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1上肢の用を全廃したもの ⑦ 1下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの	① 両眼の視力が0.6以下になったもの ② 1眼の視力が0.06以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの ⑬ 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの ⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの
第6級	① 両眼の視力が0.1以下になったもの ② 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑧ 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの	① 1眼の視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの
第7級	① 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの ② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの	① 1眼の視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの
第8級	① 1眼が失明し、または1眼の視力が0.02以下になったもの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの ④ 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの	① 両眼の視力が0.6以下になったもの ② 1眼の視力が0.06以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの ⑬ 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの ⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの
第9級	① 両眼の視力が0.6以下になったもの ② 1眼の視力が0.06以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥ 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧ 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨ 1耳の聴力を全く失ったもの ⑩ 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫ 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの ⑬ 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの ⑭ 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑮ 1足の足指の全部の用を廃したもの ⑯ 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰ 生殖器に著しい障害を残すもの	① 1眼の視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの
第10級	① 1眼の視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの	① 1眼の視力が0.1以下になったもの ② 正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの

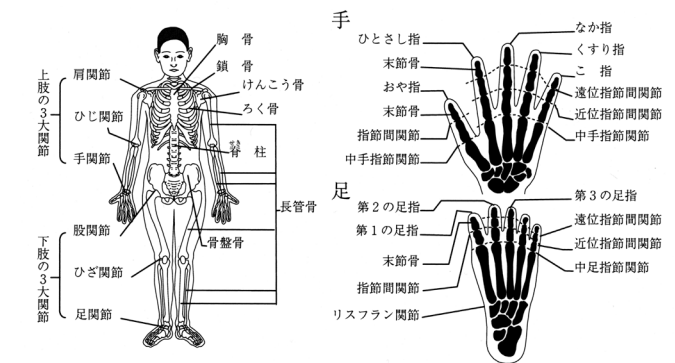
	④ 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦ 1 手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したものの ⑧ 1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1 足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの ⑩ 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪ 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	① 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤ 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥ 1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦ 脊柱に変形を残すもの ⑧ 1 手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったものの ⑨ 1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの ⑩ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	① 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1 手のご指を失ったもの ⑩ 1 手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したものの ⑪ 1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑫ 1 足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したものの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの

第13級	① 1 眼の視力が0.6以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまつげはげを残すもの ⑤ 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1 手のご指の用を廃したもの ⑦ 1 手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1 下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1 足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったものの ⑩ 1 足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第14級	① 1 眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまつげはげを残すもの ② 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③ 1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すものの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すものの ⑥ 1 手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1 手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ 1 足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したものの ⑨ 局部に神経症状を残すもの

備考

1. 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定します。
2. 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
3. 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
5. 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

注 関節などの説明図



別表2 被保険自動車の入替ができる用途車種区分表

被 保 険 自 動 車	基本条項第1条（用語の定義）に規定する新規取得自動車または所有自動車
自家用普通乗用車	自家用普通乗用車
自家用小型乗用車	自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車	自家用軽四輪乗用車
自家用軽四輪貨物車	自家用軽四輪貨物車
自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン超2トン以下）	自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン超2トン以下）
自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン以下）	自家用普通貨物車 （最大積載量0.5トン以下）
自家用小型貨物車	自家用小型貨物車
特種用途自動車 （キャンピング車）	特種用途自動車 （キャンピング車）

注 特種用途自動車（キャンピング車）とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

<別紙> 人身傷害条項損害額基準

第1 傷害による損害

傷害による損害は、傷害が治癒または症状固定（注1）するまでの間に被保険者が被った積極損害、休業損害、精神的損害およびその他の損害とします。
なお、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の定めに基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときは、その処置に伴い生じた損害を含みます。

（注1）治療による症状の改善がみられなくなった状態をいいます。

（注2）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

1. 積極損害

（1）治療関係費

下表に定める費用とします。

項目	内容
① 応急手当費	応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とします。
② 診察料	初診料、再診料または往診料にかかる必要かつ妥当な実費とします。
③ 入院料	原則としてその地域における普通病室への入院に必要な必要かつ妥当な実費とします。ただし、傷害の態様等から被保険者以外の医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要な必要かつ妥当な実費とします。
④ 投薬料、手術料、処置料等	治療のために必要かつ妥当な実費とします。
⑤ 通院費、転院費、入院費または退院費	通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車、バスの料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。
⑥ 看護料（注1）	ア. 入院中の看護料 原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日につき4,200円とします。 12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合以外であっても、被保険者以外の医師の要看護証明がある場合等医療機関の実状、傷害の態様等からやむを得ない理由がある場合に限り、1日につき4,200円とします。 イ. 自宅看護料または通院看護料 被保険者以外の医師が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとします。ただし、12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師の証明は要しません。 （ア）厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者 立証資料等により必要かつ妥当な実費とします。 （イ）近親者等 1日につき2,100円とします。
⑦ 入院中の諸雑費	療養に直接必要のある諸物品の購入費もしくは使用料、被保険者以外の医師の指示により摂取した栄養物の購入費または通信費等とし、入院1日につき1,100円とします。
⑧ 柔道整復等の費用	免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師（注2）が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とします。
⑨ 義肢等の費用	ア. 傷害を被った結果、被保険者以外の医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、歯科補綴、義眼、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、松葉杖等の用具の製作等に必要な必要かつ妥当な実費とします。 イ. ア.に掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴いその用具の修繕または再調達を必要とするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とします。

⑩ 診断書等の費用	診断書、診療報酬明細書等の発行に必要かつ妥当な実費とします。
⑪ 救助捜索費	社会通念上必要かつ妥当な実費とします。
⑫ 護送費	事故発生場所から医療機関までの護送のために必要かつ妥当な実費とします。

- (注1) 付添者本人が自己のために入院または通院をしている場合を除きます。
(注2) 原則として被保険者以外の医師が必要と認めた場合に限りです。
- (2) 文書料
交通事故証明書等の発行に必要かつ妥当な実費とします。
- (3) その他の費用
上記(1)治療関係費および(2)文書料以外の損害については、事故との相当因果関係の範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

2. 休業損害

- 受傷により収入(注)の減少が生じた場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として下記の算式によります。なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。
- (注) 専ら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。
- (1) 有職者の場合
下記の算定方法によります。ただし、1日あたりの収入額が6,100円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、1日につき6,100円とします。
- なお、対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。
- ① 給与と所得者

$$\frac{\text{〔事故直前3か月間の月例給与等〕}}{\text{〔90日〕}} \times \text{〔対象休業日数〕}$$

- ア. 給与と所得者とは原則として雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者をいいます。
- イ. 事故直前3か月間の月例給与等は、雇用主が作成した休業損害証明書における3か月の月例給与の合計額(注1)とします。ただし、事故前年度の源泉徴収票に記載された年収額から確認できる3か月相当分を限度とします。なお、入社当月等就労期間が短い方が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料により確認するものとします。
- ウ. 賞与等について、現実収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。
- エ. 有給休暇を使用した場合は、欠勤により給与の支給がなかった場合と同様に、対象休業日数に含めます。
- オ. 本給の一部が支給されている場合は、上記金額から対象休業日数に対応する期間に対して現に支給された金額を差し引きします。
- カ. 役員報酬は、原則として対象としません。ただし、専ら被保険者本人の労働の対価として得ている給与と同一視しうるものは給与に含めます。
- ② 事業所得者および家族従業者

$$\frac{\text{〔事故前1か年間の収入額(注2)〕} - \text{〔必要経費〕}}{\text{〔365日〕}}$$

$$\times \text{〔寄与率〕} \times \text{〔対象休業日数〕}$$

- ア. 事業所得者とは、原則として白色申告事業者または青色申告事業者とします。

- イ. 家族従業者とは、事業所得者と生計を一にする配偶者その他の親族で、事業所得者の事業に従事している者をいいます。
- ウ. 事故前1か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被保険者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難である場合には、収入を証明するその他の資料に基づき、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額の年相当額を上限に決定します。
- エ. 寄与率は、被保険者の収入が事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。
- ③ アルバイト・パートタイマー・日雇労働者等
ア. アルバイト・パートタイマー・日雇労働者等とは原則として雇用期間を定めて雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者であって、1週間の労働時間が30時間未満の者をいいます。
- イ. 算定方法は、①に準じます。ただし、休業日数が特定できない場合には、次の方法で対象休業日数を算出します。

$$\frac{\text{〔事故直前3か月間の就労日数〕}}{\text{〔90日〕}} \times \text{〔休業した期間の延べ日数〕}$$

- ウ. 家業の手伝いを行っている場合であっても、上記②の家族従業者に該当する収入がないときは、支払対象とはなりません。
- (注1) 本給および付加給をいいます。
(注2) 固定給を除きます。
- (2) 家事従事者の場合

$$\text{〔6,100円〕} \times \text{〔現実に家事に従事できなかった日数〕}$$

- ① 家事従事者とは、性別・年齢に関係なく、家事を専業にする者をいいます。ただし、次の者は、家事従事者に該当しません。
- ア. 一人で生活を営んでいる者
イ. 家事の手伝いをする程度の者
- ② 現実に家事に従事できなかった日数は、原則として、実治療日数とし、被保険者の傷害の態様等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。
- (3) 無職者、金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生、生活保護法の被保護者等現に労働の対価としての収入のない者は、支払の対象となりません。

3. 精神的損害

精神的損害は、各期間区分ごと、および入院、通院ごとに下記の算式により計算した額の合計額とします。

$$\text{〔日額〕} \times \text{〔対象日数〕}$$

- (1) 期間区分ごとの日額

期間区分	入院対象日数 1日につき	通院対象日数 1日につき
事故の日から90日以内の期間	8,600円	4,300円
事故の日から90日超180日以内の期間	6,020円	3,010円
事故の日から180日超270日以内の期間	3,870円	1,935円
事故の日から270日超390日以内の期間	2,150円	1,075円
事故の日から390日超の期間	1,290円	645円

(2) 対象日数の決定方法

① 入院対象日数

入院対象日数は実際に入院治療を受けた日数とします。

② 通院対象日数

通院対象日数は、各期間区分ごとの総日数（注1）から入院対象日数を差し引いた日数の範囲内で、実際に通院により治療を受けた日数の2倍を限度とします。

なお、治療日数には、通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（注2）を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師の指示による固定であること（注3）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注2）装着により固定していることが確認できる場合に限りします。

ア. 長管骨（注4）または脊柱

イ. 長管骨（注4）に接続する三大関節部分（注5）

ウ. ろく骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りします。

エ. 頸骨または頸関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りします。

（注1）治療最終日の属する期間区分においては、その期間区分の開始日から治療最終日までの日数をいいます。

（注2）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りします。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りします。）およびハローベストをいいます。

（注3）診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りします。

（注4）上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

（注5）上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。

第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は別表1によります。

1. 逸失利益

被保険者に後遺障害が残存したことによって労働能力を喪失した結果生じた、将来得られたであろう経済的利益の損失とし、原則として、下記の（1）および（2）に従い次の算式によります。

$$[\text{収入額}] \times [\text{労働能力喪失率}]$$

$$\times [\text{労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数}]$$

(1) 収入額

① 有職者

〔現実収入額（注）〕または〔年齢別平均給与額の年相当額〕のいずれか高い額とします。

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、〔年齢別平均給与額の年相当額〕に替えて〔全年齢平均給与額の年相当額〕とします。

② 家事従事者および18歳以上の学生

〔年齢別平均給与額の年相当額〕とします。

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、〔全年齢平均給与額の年相当額〕とします。

③ 幼児および18才未満の学生

〔18歳平均給与額の年相当額〕とします。

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は、〔全年齢平均給与額の年相当額〕とします。

④ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

〔18歳平均給与額の年相当額〕または〔年齢別平均給与額の年相当額の50%〕のいずれか高い額とします。

⑤ ①から④までの「年齢別平均給与額」、「18歳平均給与額」および「全年齢平均給与額」は、付表Ⅰによります。

（注）事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を上限に決定します。なお、定年退職等の理由で将来の収入が現実収入額を下回ると認められる場合は、収入減少後の年収についてはその時点の年齢別平均給与額の年相当額または全年齢平均給与額の年相当額のうち、いずれか低い額とします。

(2) 労働能力喪失率

障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案し決定します。ただし、付表Ⅱに定める労働能力喪失率を限度とします。

(3) 労働能力喪失期間

障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案し決定します。ただし、付表Ⅴに定める就労可能年数の範囲内とします。

(4) ライブニッツ係数

労働能力喪失期間（年数）に対応するライブニッツ係数は、付表Ⅲによります。

2. 精神的損害

別表1の後遺障害等級別に下記の金額とします。

後遺障害等級	金額	後遺障害等級	金額
第1級	1,650万円	第8級	400万円
第2級	1,300万円	第9級	300万円
第3級	1,100万円	第10級	200万円
第4級	950万円	第11級	150万円
第5級	750万円	第12級	100万円
第6級	650万円	第13級	60万円
第7級	500万円	第14級	40万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する者で、父母、配偶者、子のいずれかがいる場合は、第1級2,000万円、第2級1,500万円、第3級1,250万円とします。

3. 将来の介護料

将来の介護料は、後遺障害の症状固定（注）後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、下記の（1）および（2）に従い次の算式により計算します。

$$[\text{介護料}] \times [\text{介護期間に対応するライブニッツ係数}]$$

（注）治療による症状の改善がみられなくなった状態をいいます。

(1) 介護料

- ① 別表Ⅰの第1級③または④に該当する後遺障害の場合で、かつ、終日寝たきり、四肢の麻痺または知的機能の低下により、常に介護を要すると認められるとき。

1か月につき15万円とします。

- ② 別表Ⅰの第1級、第2級、第3級③または④に該当する後遺障害の場合で、かつ、随時介護を要すると認められるとき。ただし、上記①に該当する場合を除きます。

1か月につき7.5万円とします。

(2) 介護期間、ライブニッツ係数

① 介護期間

障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断等を勘案し、付表Ⅳに定める平均余命の範囲内で決定します。

② ライブニッツ係数

介護期間（年数）に対応するライブニッツ係数は付表Ⅲによります。

4. その他の損害

上記1. から3. 以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬儀費

100万円とします。

2. 逸失利益

被保険者が死亡したことによって労働能力を喪失した結果生じた、将来得られたであろう経済的利益の損失（注）をいい、原則として、下記の（1）および（2）に従い次の算式によります。

（〔収入額〕－〔生活費〕）×〔就労可能年数に対応するライブニッツ係数〕

（注）年金および恩給を除きます。

(1) 収入額

① 有職者

〔現実収入額（注）〕または〔年齢別平均給与額の年相当額〕のいずれか高い額とします。

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、〔年齢別平均給与額の年相当額〕に替えて〔全年齢平均給与額の年相当額〕とします。

② 家事従事者および18歳以上の学生

〔年齢別平均給与額の年相当額〕とします。

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、〔全年齢平均給与額の年相当額〕とします。

③ 幼児および18才未満の学生

〔全年齢平均給与額の年相当額〕とします。

④ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

〔18歳平均給与額の年相当額〕または〔年齢別平均給与額の年相当額の50％〕のいずれか高い額とします。

⑤ ①から④までの「年齢別平均給与額」、「18歳平均給与額」および「全年齢平均給与額」は、付表Ⅰによります。

（注）事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、確定申告書または市

町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を上限に決定します。なお、定年退職等の理由で将来の収入が現実収入額を下回ると認められる場合は、収入減少後の年収についてはその時点の年齢別平均給与額の年相当額または全年齢平均給与額の年相当額のうち、いずれか低い額とします。

(2) 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じて、収入額に対する下表の割合とします。

なお、被扶養者とは、被保険者に現実扶養されていた者をいいます。

被扶養者の人数	割合
0人	50％
1人	40％
2人	35％
3人以上	30％

(3) 就労可能年数

就労可能年数は、付表Ⅴによります。

(4) ライブニッツ係数

就労可能年数に対応するライブニッツ係数は、付表Ⅴによります。

3. 精神的損害

被保険者区分別に下表の金額とします。

被保険者区分	金額
被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
被保険者が70歳以上である場合	1,400万円
被保険者が上記以外である場合	1,700万円

4. その他の損害

上記1. から3. 以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表Ⅰ 年齢別平均給与額・全年齢平均給与額表（平均月額）

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
全年齢	409,100	298,400	46	471,700	325,300
18	193,200	171,100	47	477,600	326,500
19	211,400	188,800	48	480,400	326,600
20	229,600	206,500	49	483,300	326,800
21	247,900	224,200	50	486,100	326,900
22	266,100	241,900	51	489,000	327,100
23	277,100	249,600	52	491,900	327,200
24	288,000	257,200	53	490,100	325,900
25	298,900	264,900	54	488,400	324,600
26	309,800	272,600	55	486,600	323,300

27	320,700	280,300	56	484,800	322,000
28	330,500	283,000	57	483,100	320,700
29	340,200	285,700	58	458,000	309,200
30	350,000	288,400	59	432,900	297,700
31	359,700	291,200	60	407,800	286,300
32	369,500	293,900	61	382,700	274,800
33	377,900	296,600	62	357,600	263,300
34	386,300	299,300	63	345,000	257,400
35	394,600	302,100	64	332,300	251,600
36	403,000	304,800	65	319,700	245,700
37	411,400	307,500	66	307,000	239,800
38	418,800	310,100	67	294,300	233,900
39	426,200	312,600	68	292,300	234,400
40	433,500	315,100	69	290,200	234,800
41	440,900	317,700	70	288,200	235,200
42	448,300	320,200	71	286,100	235,600
43	454,100	321,500	72	284,100	236,100
44	460,000	322,700	73～	282,000	236,500
45	465,900	324,000			

付表Ⅱ 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第 1 級	100／100
第 2 級	100／100
第 3 級	100／100
第 4 級	92／100
第 5 級	79／100
第 6 級	67／100
第 7 級	56／100
第 8 級	45／100
第 9 級	35／100
第 10 級	27／100
第 11 級	20／100
第 12 級	14／100
第 13 級	9／100
第 14 級	5／100

付表Ⅲ ライブニッツ係数表

期間	ライブニッツ係数	期間	ライブニッツ係数
年		年	
1	0.971	46	24.775
2	1.913	47	25.025
3	2.829	48	25.267
4	3.717	49	25.502
5	4.580	50	25.730
6	5.417	51	25.951
7	6.230	52	26.166
8	7.020	53	26.375
9	7.786	54	26.578
10	8.530	55	26.774
11	9.253	56	26.965
12	9.954	57	27.151
13	10.635	58	27.331
14	11.296	59	27.506
15	11.938	60	27.676
16	12.561	61	27.840
17	13.166	62	28.000
18	13.754	63	28.156
19	14.324	64	28.306
20	14.877	65	28.453
21	15.415	66	28.595
22	15.937	67	28.733
23	16.444	68	28.867
24	16.936	69	28.997
25	17.413	70	29.123
26	17.877	71	29.246
27	18.327	72	29.365
28	18.764	73	29.481
29	19.188	74	29.593
30	19.600	75	29.702
31	20.000	76	29.808
32	20.389	77	29.910
33	20.766	78	30.010
34	21.132	79	30.107
35	21.487	80	30.201
36	21.832	81	30.292
37	22.167	82	30.381
38	22.492	83	30.467
39	22.808	84	30.550
40	23.115	85	30.631
41	23.412	86	30.710
42	23.701	87	30.786
43	23.982	88	30.860
44	24.254	89	30.932
45	24.519	90	31.002

(注) 幼児および18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす年齢(18歳とします。)までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

付表Ⅳ 第22回生命表による平均余命

(単位：年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳
男	80.75	79.92	78.94	77.96	76.97	75.98	74.99	74.00
女	86.99	86.14	85.17	84.19	83.20	82.20	81.21	80.22
	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳
男	73.00	72.01	71.02	70.02	69.03	68.03	67.04	66.05
女	79.22	78.23	77.23	76.24	75.24	74.25	73.25	72.26
	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳
男	65.06	64.07	63.09	62.11	61.13	60.16	59.19	58.22
女	71.27	70.28	69.29	68.30	67.31	66.32	65.33	64.34
	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳
男	57.25	56.28	55.31	54.34	53.37	52.40	51.43	50.46
女	63.36	62.37	61.39	60.40	59.42	58.44	57.45	56.47
	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	49.49	48.52	47.55	46.58	45.62	44.65	43.69	42.73
女	55.49	54.51	53.53	52.55	51.57	50.59	49.61	48.64
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳
男	41.77	40.81	39.86	38.90	37.96	37.01	36.07	35.13
女	47.67	46.70	45.73	44.76	43.80	42.83	41.87	40.92
	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳
男	34.20	33.28	32.36	31.44	30.54	29.63	28.74	27.85
女	39.96	39.01	38.07	37.12	36.18	35.24	34.31	33.38
	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳
男	26.97	26.09	25.23	24.36	23.51	22.67	21.83	21.01
女	32.45	31.53	30.61	29.68	28.77	27.85	26.94	26.04
	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳
男	20.20	19.41	18.62	17.85	17.08	16.33	15.59	14.85
女	25.14	24.24	23.35	22.47	21.59	20.72	19.85	18.99
	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	14.13	13.43	12.73	12.03	11.36	10.69	10.05	9.43
女	18.14	17.30	16.46	15.64	14.82	14.02	13.23	12.46
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳
男	8.83	8.25	7.70	7.18	6.69	6.22	5.78	5.37
女	11.71	10.99	10.28	9.59	8.94	8.30	7.70	7.12
	88歳	89歳	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳
男	4.98	4.61	4.27	3.95	3.66	3.40	3.18	2.98
女	6.57	6.05	5.56	5.11	4.68	4.29	3.94	3.63

	96歳	97歳	98歳	99歳	100歳	101歳	102歳	103歳
男	2.79	2.62	2.46	2.31	2.18	2.05	1.94	1.83
女	3.36	3.11	2.88	2.68	2.50	2.33	2.17	2.03
	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳	110歳	111歳
男	1.73	1.63	1.55	1.46	1.39	1.32	1.25	1.19
女	1.90	1.78	1.67	1.57	1.48	1.39	1.31	1.23
	112歳	113歳	114歳	115歳	-	-	-	-
男	1.13	-	-	-	-	-	-	-
女	1.16	1.10	1.04	0.98	-	-	-	-

(例) 1. 10歳男性の平均余命年数は、71.02年

2. 40歳女性の平均余命年数は、47.67年

付表Ⅴ 年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数表

(1) 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・学生・十分働く意思と能力を有している無職者		有職者・家事従事者	
	就労可能年数	ライブニッツ係数	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		年	
0	49	14.980	67	28.733
1	49	15.429	66	28.595
2	49	15.892	65	28.453
3	49	16.369	64	28.306
4	49	16.860	63	28.156
5	49	17.365	62	28.000
6	49	17.886	61	27.840
7	49	18.423	60	27.676
8	49	18.976	59	27.506
9	49	19.545	58	27.331
10	49	20.131	57	27.151
11	49	20.735	56	26.965
12	49	21.357	55	26.774
13	49	21.998	54	26.578
14	49	22.658	53	26.375
15	49	23.338	52	26.166
16	49	24.038	51	25.951
17	49	24.759	50	25.730

(2) 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能 年数	ライブニッツ 係数	年齢	就労可能 年数	ライブニッツ 係数
歳	年		歳	年	
18	49	25.502	61	12	9.954
19	48	25.267	62	11	9.253
20	47	25.025	63	11	9.253
21	46	24.775	64	11	9.253
22	45	24.519	65	10	8.530
23	44	24.254	66	10	8.530
24	43	23.982	67	9	7.786
25	42	23.701	68	9	7.786
26	41	23.412	69	9	7.786
27	40	23.115	70	8	7.020
28	39	22.808	71	8	7.020
29	38	22.492	72	8	7.020
30	37	22.167	73	7	6.230
31	36	21.832	74	7	6.230
32	35	21.487	75	7	6.230
33	34	21.132	76	6	5.417
34	33	20.766	77	6	5.417
35	32	20.389	78	6	5.417
36	31	20.000	79	5	4.580
37	30	19.600	80	5	4.580
38	29	19.188	81	5	4.580
39	28	18.764	82	4	3.717
40	27	18.327	83	4	3.717
41	26	17.877	84	4	3.717
42	25	17.413	85	4	3.717
43	24	16.936	86	3	2.829
44	23	16.444	87	3	2.829
45	22	15.937	88	3	2.829
46	21	15.415	89	3	2.829
47	20	14.877	90	3	2.829
48	19	14.324	91	2	1.913

49	18	13.754	92	2	1.913
50	17	13.166	93	2	1.913
51	16	12.561	94	2	1.913
52	16	12.561	95	2	1.913
53	15	11.938	96	2	1.913
54	15	11.938	97	2	1.913
55	14	11.296	98	2	1.913
56	14	11.296	99	2	1.913
57	14	11.296	100	2	1.913
58	13	10.635	101	2	1.913
59	13	10.635	102～	1	0.971
60	12	9.954			

新型自動車総合保険（個人用） 特約

○自動的に付帯される特約

ご契約の内容・条件により、自動的に付帯される特約は下表のとおりです。

自動的に付帯される特約は、保険証券には表示されない場合があります。

※お申し出により任意に付帯することができる特約につきましては、保険証券に表示しております。

ご契約の内容・条件	自動的に付帯される特約	掲載頁
運転者限定特約または運転者年齢条件特約を付帯している場合	運転者範囲変更漏れサポート特約	32
すべてのご契約	被害者救済費用等補償特約	34
すべてのご契約	心神喪失等による事故の被害者損害補償特約	37
人身傷害保険を付帯していない場合	自損事故傷害特約	41
人身傷害保険を付帯していない場合	無保険車事故傷害特約	44
すべてのご契約	車両搬送時諸費用特約	53
すべてのご契約	他車運転特約	56
すべてのご契約	無過失事故に関する特約	63
個人賠償責任補償特約を付帯している場合	賠償事故解決に関する特約	68
個人賠償責任補償特約を付帯している場合	電車等運行不能に対する賠償責任追加補償特約	71
個人賠償責任補償特約を付帯している場合	受託品に対する賠償責任追加補償特約	71
すべてのご契約	継続契約の取扱いに関する特約	82
すべてのご契約	通信販売に関する特約	82

1. 運転者限定特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款＜用語の定義（共通）＞による場合のほか、次のとおりとします。

用語	定義
限定運転者	運転者限定の区分により、次のいずれかに定める者をいいます。 ① 本人・配偶者限定の場合は、記名被保険者およびその配偶者 ② 本人限定の場合は、記名被保険者

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車について運転する者の範囲を限定する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

（1）当社は、この特約により、保険証券記載の運転者限定区分に基づく限定運転者以外の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

（2）（1）の規定は、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、適用しません。

- ① 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
- ② 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対人事故および対物事故

2. 運転者年齢条件特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車を運転する者の年齢条件が保険証券に記載されている場合に適用されます。

第2条（年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）

当社は、この特約により、次のいずれかに該当する者のうち、保険証券記載の運転者年齢条件に該当しない者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ ①から③までのいずれかに該当する者の業務（注）に従事中の使用人（注）家事を除きます。

3. 高齢運転者対象外特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款＜用語の定義（共通）＞による場合のほか、次のとおりとします。

用語	定義
高齢者	70歳以上の年齢の者をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券に被保険自動車を運転する者の年齢条件を35歳以上に限定する旨記載されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（高齢者が運転している間に生じた事故の取扱い）

当社は、この特約により、次のいずれかに該当する者のうち、高齢者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ ①から③までのいずれかに該当する者の業務（注）に従事中の使用人（注）家事を除きます。

4. 運転者範囲変更漏れサポート特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款く用語の定義（共通）>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
運転者範囲に該当する者	運転者限定特約第1条（用語の定義）の限定運転者に該当する者をいいます。ただし、この保険契約に年齢条件に関する特約が適用されている場合における、次のいずれかに該当する者については、年齢条件に関する特約に該当する運転者に限ります。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④ ①から③までのいずれかに該当する者の業務（注）に従事中の使用人 （注）家事を除きます。
運転者範囲の変更	次のいずれかに該当する変更をいいます。 ① 年齢条件に関する特約の追加または削除 ② 運転者年齢条件特約の運転者年齢条件の変更 ③ 運転者限定特約の追加または削除 ④ 運転者限定特約の運転者限定区分の変更
運転免許	道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条（第一種免許）に定める第一種免許および同法第86条（第二種免許）に定める第二種免許をいいます。
仮運転免許	道路交通法（昭和35年法律第105号）第87条（仮免許）に定める仮免許をいいます。
仮免許取得日	仮運転免許証に記載されている、被保険自動車を運転することができる仮運転免許の取得年月日をいいます。
年齢条件に関する特約	運転者年齢条件特約および高齢運転者対象外特約をいいます。
免許取得日	運転免許証に記載されている、被保険自動車を運転することができる運転免許の取得年月日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に、年齢条件に関する特約または運転者限定特約が適用されている場合に適用されます。

第3条（救済対象運転者に対する特別）

（1）当社は、この特約により、次のいずれかの救済対象運転者に該当する者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ下表に定める救済開始日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面等により当会社に運転者範囲の変更（注1）の承認の請求を行い、当社がこれを受領した場合は、年齢条件に関する特約および運転者限定特約の規定を適用しません。ただし、その事故が、救済開始日以後当社がその請求を承認するまでの間に生じた事故である場合に限りします。

救済対象運転者	救済開始日
① 保険契約締結の時（注2）において運転者範囲に該当する者であった者	その運転者が、運転者範囲に該当する者ではなくなった日
② 保険契約締結の時（注2）以後、新たに次のいずれかに該当する者となった者 ア. 記名被保険者の配偶者 イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	その運転者が、新たに左記のいずれかに該当する者となった日
③ 保険契約締結の時（注2）以後、被保険自動車を運転することができる運転免許または仮運転免許を新たに取得した次のいずれかに該当する者 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の配偶者 ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 エ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. アからウまでのいずれかに該当する者の業務（注3）に従事中の使用人	次のいずれかの日 ア. 事故の発生日が免許取得日より前の場合は、仮免許取得日 イ. 事故の発生日が免許取得日以降の場合は、免許取得日

（注1）その救済対象運転者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対して当社が保険金を支払うことができる条件への変更に限ります。

（注2）保険契約締結の時から救済開始日までの間に、既に別の運転者範囲の変更または記名被保険者の変更が行われている場合は、その変更日とします。ただし、既に該当する複数の変更が行われている場合は、その最も遅い変更日とします。

（注3）家事を除きます。

（2）（1）の規定にかかわらず、（1）の運転者範囲の変更（注1）の承認の請求が救済開始日の翌日から起算して31日目以後となった場合は、当社は、普通保険約款賠償責任条項（注2）の適用に限り、年齢条件に関する特約または運転者限定特約の規定を適用しません。ただし、（1）③において、事故の発生日に、救済対象運転者が被保険自動車を運転することができる運転免許または仮運転免許を保有していなかった場合を除きます。

（注1）その救済対象運転者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対して当社が保険金を支払うことができる条件への変更に限ります。

（注2）付帯された他の特約のうち、普通保険約款賠償責任条項の保険金の支払にかかわる特約および普通保険約款賠償責任条項を適用して保険金を支払う旨規定している特約を含みます。

（3）（1）および（2）の規定は、保険契約者または記名被保険者から、その運転者が救済対象運転者に該当する事実およびその救済開始日を確認できる公的資料等の提出があった場合に限り適用します。

（4）当社は、（1）から（3）までの規定による変更を、普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または請求告知義務・通知義務等の場合）（7）の場合とみなして、同条および他の特約の規定に従い保険料を請求します。

5. 対物超過修理費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款＜用語の定義（共通）＞による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
相手自動車	対物事故により、滅失、破損または汚損した他人の所有する自動車をいいます。
相手自動車の価額	損害が生じた地および時における、相手自動車と同一用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等（注）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 （注）初度検査年月を含みます。
相手自動車の車両保険等	相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって相手自動車に生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。
相手自動車の修理費	損害が生じた地および時において、相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。
対物事故	普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対物事故をいいます。
対物超過修理費用	相手自動車の修理費が相手自動車の価額を超えると認められる場合における、相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、次の条件をいずれも満たす場合には、普通保険約款賠償責任条項第16条（支払保険金の計算－対物賠償）（2）①に定める費用に加えて、被保険者が負担する対物超過修理費用に対して対物超過修理費用保険金を支払います。

① 対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款賠償責任条項および基本条項（注1）の規定により保険金が支払われること。

② 相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内（注2）に相手自動車が修理されること。

（注1）これらの条項について適用される、他の特約を含みます。

（注2）正当な理由により6か月を超えた場合を含みます。

第4条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）に定める被保険者をいいます。

第5条（個別適用）

（1）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、普通保険約款賠償責任条項第4条（保険金を支払わない場合－その1 対人・対物賠償共通）（1）①の規定を除きます。

（2）（1）の規定によって次条に定める対物超過修理費用保険金の限度額が増額されるものではありません。

第6条（支払保険金の計算）

1回の対物事故につき当会社の支払う対物超過修理費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、相手自動車1台につき、算出した額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

$$\frac{\text{対物超過修理費用}}{\text{相手自動車の価額}} \times \frac{\text{相手自動車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額}}{\text{相手自動車の価額}}$$

= 対物超過修理費用保険金の額

第7条（相手自動車の車両保険等がある場合の保険金の支払額）

当会社は、相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金または共済金が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超えるときは、その超過額を前条に定める額から差し引いて対物超過修理費用保険金を支払います。この場合において、既にその超過額の一部または全部に相当する対物超過修理費用保険金を支払っていたときは、その相当額の返還を請求することができます。

① 相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金の額（注）。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金の額とします。

② 相手自動車の価額

（注）相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき対物超過修理費用保険金の額を支払います。

（2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式によって算出した額に対してのみ対物超過修理費用保険金を支払います。

$$\frac{\text{それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額}}{\text{他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額}}$$

第9条（保険金の請求）

（1）当会社に対する保険金請求権は、普通保険約款基本条項第22条（保険金の請求）（1）①に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

（2）対物超過修理費用保険金の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。

（3）普通保険約款賠償責任条項第13条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の規定は、対物超過修理費用保険金には適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。この場合

において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
① 第12条（重大事由による解除）（2）	賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項	対物超過修理費用特約
② 第12条（4）	車両条項	

6. 被害者救済費用等補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款く用語の定義（共通）>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。 （注）特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフトおよびガイドウェイバス（注）をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーパーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 （注）専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者
人身事故	被保険自動車の使用または管理中に生じた偶然な事故により他人の生命または身体を害することをいいます。
賠償義務者	被害者等に生じた被害にかかわる法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被害者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 人身事故により生命または身体を害された者 ② 物損事故により所有する財物を滅失、破損もしくは汚損された者、またはその財物を使用もしくは管理していた者 ③ 物損事故により軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能とされた者

被害者救済費用	人身事故または物損事故によって被害者等に生じた損害の額をいいます（注）。 （注）次の事項に関して、あらかじめ当会社の承認を得て被保険者が委任した弁護士により、被害者等との間で書面による合意をした額に限ります。 ① この額を被保険者が負担すること。 ② 賠償義務者がいる場合は、①の額を上限として被害者等が賠償義務者に対して有する損害賠償請求権を被保険者が取得すること。
被害者救済費用保険金	第9条（支払保険金の計算）に規定する被害者救済費用保険金をいいます。
被害者等	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被害者（注） ② 人身事故により生命または身体を害された者の父母、配偶者または子 （注）被害者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
被害者等に生じた損害の額	次のいずれかの額をいいます。 ① 賠償義務者がいる場合は、その賠償義務者が被害者等に生じた損害に対して法律上の損害賠償責任を負担するときに、その損害賠償責任の額を算出する前提として算定される損害の額とし、当会社の認める額 ② 賠償義務者がいない場合は、被保険者の責に帰すべき事由によって同一の事故が生じたときに、被保険者の法律上の損害賠償責任の額を算出する前提として算定される損害の額と同額とし、当会社の認める額
物損事故	被保険自動車の使用または管理中に生じた偶然な事故により他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または軌道上を走行する陸上の乗用具を運行不能にすることをいいます。
労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） ② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） ④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、次のいずれにも該当する場合は、被保険者が被害者救済費用を負担したことによって被る損害に対して、この特約に従い、被害者救済費用保険金を支払います。

- ① 被保険自動車に存在した欠陥や被保険自動車に行われた電気通信回線を用いた第三者による不正なアクセス等起因して、本来の仕様とは異なる事象または動作が被保険自動車に生じたことにより、人身事故または物損事故が生じた

こと。

- ② 被保険自動車に生じた本来の仕様とは異なる事象または動作の原因となる事実が存在していたことが、次のいずれかにより明らかであること。

ア. リコール等（注1）

イ. 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査
ウ. アまたはイと同等のその他の客観的な事実

- ③ 被保険自動車の所有者および被保険自動車を使用もしくは管理している者に法律上の損害賠償責任がなかったことが判決もしくは裁判上の和解（注2）により確定したことまたは事故状況の調査を行い、法令、判例等に照らして検討した結果、当会社が被保険自動車の所有者および被保険自動車を使用もしくは管理している者に法律上の損害賠償責任がなかったと認めること。

（注1）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第63条の2（改善措置の勧告等）または同条の3（改善措置の届出等）に基づき実施される改善措置等をいいます。

（注2）民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みません。

第4条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じる損害に対しては、被害者救済費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意（注2）

- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ④ 台風、洪水または高潮

- ⑤ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

- ⑥ ⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

- ⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- ⑧ 被保険自動車を競走もしくは曲技（注6）のために使用すること、または被保険自動車を競走もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注7）すること。

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）これらの者の故意により生じた事故において、被保険者が被害者救済費用を負担したことによって生じた損害に限りします。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

（注6）競技または曲技のための練習を含みます。

（注7）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

- （2）当社は、人身事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、被害者救済費用保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者

- ② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

- ③ 被保険者の父母、配偶者または子

- ④ 被保険者の業務（注）に従事中の使用人

- ⑤ 被保険者の使用者の業務（注）に従事中の他の使用人。ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務（注）に使用している場合に限りします。

（注）家事を除きます。

- （3）（2）⑤の規定にかかわらず、当社は、被保険自動車の所有者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務に被保険自動車を使用しているときに、同じ使用者の業務に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対しては、被害者救済費用保険金を支払います。

- （4）当社は、物損事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合、または次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用員が運行不能になった場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、被害者救済費用保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者

- ② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

- ③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

第5条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 次のいずれかに該当する被保険自動車の運転者

ア. 記名被保険者

イ. 記名被保険者の配偶者

ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

エ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

オ. 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を運転中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。

- ② 被保険自動車の運転者がいない状態で人身事故または物損事故が生じた場合は、被保険自動車の所有者

第6条（個別適用）

- （1）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第4条（保険金を支払わない場合）（1）①の規定を除きます。

- （2）（1）の規定によって、第9条（支払保険金の計算）（1）に定める当会社の支払うべき被害者救済費用保険金の限度額は増額されるものではなく、また、被害者救済費用保険金を重複して支払うものではありません。

第7条（当会社による援助）

被保険者が人身事故または物損事故にかかわる被害者救済費用を負担する場合には、当社は、その額を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者または当会社の承認を得て被保険者が委任した弁護士を行う調査または折衝について協力または援助を行います。

第8条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注1）（注2）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

- ② 普通保険約款基本条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

- ③ 人身事故または物損事故に関して被保険者または当会社の承認を得て被保険者が委任した弁護士を行う調査または折衝について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用

（注1）収入の喪失を含みません。

（注2）普通保険約款賠償責任条項第14条（費用－対人・対物賠償共通）の費

用は含みません。

第9条（支払保険金の計算）

（１）１回の人身事故または１回の物損事故について、当会社は次の規定に従い、被害者救済費用保険金を支払います。

- ① 第3条（保険金を支払う場合）の①から③までのすべてに該当する人身事故において、被保険者が被害者救済費用を負担したことによって損害を被った場合は、次の算式によって算出した額を被害者救済費用保険金として支払います。ただし、生命または身体を害された者１名について、それぞれ保険証券記載の対人賠償保険の保険金額を限度とします。

人身事故における被害者救済費用	+	前条①および②の費用	-	次のアからキまでの合計額	=	被害者救済費用保険金の額
-----------------	---	------------	---	--------------	---	--------------

ア. 自賠償保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって被害者等に既に給付が決定または支払われた金額

イ. 賠償義務者が被害者等に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、対人賠償保険等によって既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額

ウ. 被害者等が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額

エ. 労働者災害補償制度によって被害者等に既に給付が決定または支払われた金額（注１）

オ. 賠償義務者以外の第三者から被害者等に生じた損害に対する補償を既に取得している場合は、その取得した額

カ. 被害者救済費用のうち、被害者の過失により生じた損害の額

キ. アからオまでの額のほか、被害者等に生じた損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付に対する請求権を被害者等有している場合で、これらの保険金、共済金その他の給付（注２）によって支払われた額がカの額を上回るときは、その超過額

（注１）労働者災害補償保険法に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

（注２）保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

- ② 第3条（保険金を支払う場合）の①から③までのすべてに該当する物損事故において、被保険者が被害者救済費用を負担したことによって損害を被った場合は、次の算式によって算出した額を被害者救済費用保険金として支払います。ただし、１回の物損事故について、保険証券記載の対物賠償保険の保険金額を限度とします。

物損事故における被害者救済費用	+	前条①および②の費用	-	次のアからカまでの合計額	=	被害者救済費用保険金の額
-----------------	---	------------	---	--------------	---	--------------

ア. 賠償義務者が被害者等に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、対物賠償保険等によって既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額

イ. 被害者等が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額

ウ. 賠償義務者以外の第三者から被害者等に生じた損害に対する補償を既に取得している場合は、その取得した額

エ. 被害者救済費用のうち、被害者の過失により生じた損害の額

オ. 対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額がある場合は、その免責金額

カ. アからウまでの額のほか、被害者等に生じた損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付に対する請求権を被害者等有している場合で、これらの保険金、共済金その他の給付によって支払われた額がエの額を上回るときは、その超過額

- ③ ②ただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する物損事故で、かつ、保険証券記載の対物賠償保険の保険金額が３億円を超える場合は、当会社の支払う被害者救済費用保険金の額は３億円を限度とします。

ア. 被保険自動車に積載されている危険物（注）の火災、爆発または漏えいにより起因する物損事故

イ. 被保険自動車^ウが被^ウ引自動車^ウを^ウ引中に発生した、被^ウ引自動車に積載されている危険物（注）の火災、爆発または漏えいにより起因する物損事故

ウ. 航空機の損壊

（注）道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義等）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

（２）当会社は、（１）に定める被害者救済費用保険金のほか、前条③の費用を支払います。

第10条（損害発生時の義務）

（１）第3条（保険金を支払う場合）に該当し、被保険者が被害者救済費用を負担する場合で、賠償義務者がいるときは、保険契約者または被保険者は、被害者等および賠償義務者に対して、次の事項について書面により通知しなければなりません。

① 賠償義務者に代わって被保険者が被害者救済費用を負担すること。

② 被保険者が負担する被害者救済費用を上限として被害者等が賠償義務者に対して有する損害賠償請求権を被保険者が取得すること。

（２）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（１）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて被害者救済費用保険金を支払います。

第11条（保険金の請求）

（１）当会社に対する被害者救済費用保険金の請求権は、被保険者が負担する被害者救済費用について、被保険者と被害者等との間で、書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるとします。

（２）被保険者がこの特約の規定に基づき被害者救済費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第22条（保険金の請求）（２）に定めるもののほか、次のものを当会社に提出しなければなりません。

① 当会社の定める事故報告書

② 第1条（用語の定義）に規定する被害者救済費用における被害者等との間の合意および被害者救済費用の内訳を示す書面

③ 前条（１）に規定する書面

（３）被保険者が、正当な理由なく（２）の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて被害者救済費用保険金を支払います。

第12条（普通保険約款との関係）

（１）当会社は普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）の規定に該当する者が、被害者等に生じた損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、この特約の規定は適用しません。

（２）当会社は、第8条（費用）①の費用を支払うべき損害に対しては、被害者救済費用保険金を優先して支払い、普通保険約款賠償責任条項第14条（費用－対人・

対物賠償共通) ③の規定による保険金を支払いません。

第13条 (対物超過修理費用特約との関係)

(1) 当会社は、この特約については、この保険契約に適用されている対物超過修理費用特約を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① 第1条(用語の定義) 対物事故の定義	普通保険約款賠償責任条 項第1条(用語の定義)に 規定する対物事故	被害者救済費用等補償特 約第1条(用語の定義)に 規定する物損事故
② 第3条(保険金を支 払う場合)	普通保険約款賠償責任条 項第16条(支払保険金の 計算—対物賠償)(2)①	被害者救済費用等補償特 約第9条(支払保険金の計 算)(2)
③ 第3条①	法律上の損害賠償責任を 負担することによって被る 損害に対して、普通保険約 款賠償責任条項および基本 条項(注1)の規定により 保険金	被害者救済費用を負担し たことによって生じた損害 に対して、被害者救済費用 等補償特約第9条(支払保 険金の計算)(1)②の規定 により被害者救済費用保険 金
④ 第4条(被保険者の 範囲)	普通保険約款賠償責任条 項第7条(被保険者の範囲 —対人・対物賠償共通)	被害者救済費用等補償特 約第5条(被保険者の範囲)
⑤ 第5条(個別適用)	普通保険約款賠償責任条 項第4条(保険金を支払わ ない場合—その1 対人・ 対物賠償共通)(1)①	被害者救済費用等補償特 約第4条(保険金を支払わ ない場合)(1)①
⑥ 第6条(支払保険金 の計算)の算式	相手自動車の価額につい て被保険者が負担する法律 上の損害賠償責任の額	相手自動車の価額から相 手自動車の価額のうち被害 者の過失によって生じた損 害の額を差し引いた額
⑦ 第9条(保険金の請 求)	普通保険約款基本条項第 22条(保険金の請求)(1) ①に規定する判決が確定し た時、または裁判上の和解、 調停もしくは書面による合 意が成立した時	被害者救済費用等補償特 約第11条(保険金の請求) (1)に規定する被保険者 が負担する被害者救済費用 について、被保険者と被害 者等との間で、書面による 合意が成立した時

(2) 当会社は、この特約については、この保険契約に適用されている対物超過修理費用特約の規定のうち、第9条(保険金の請求)(3)の規定は適用しません。

第14条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
① 第12条(重大事由 による解除)(2)	賠償責任条項、人身傷 害条項または搭乗者傷害 条項	被害者救済費用等補償 特約
② 第12条(4)	車両条項	
③ 第21条(他の保険 契約等がある場合の 保険金の支払額) (2)	賠償責任条項	
④ 第22条(保険金の 請求)(2)⑨および⑩	賠償責任条項における 対物事故	被害者救済費用等補償 特約第1条(用語の定義) に規定する物損事故
⑤ 第23条(保険金の 支払時期)(1)(注1) および(2)(注1)	前条(2)および(3)	前条(2)および(3) ならびに被害者救済費用 等補償特約第11条(保険 金の請求)(2)
⑥ 第26条(時効)	第22条(保険金の請 求)(1)	被害者救済費用等補償 特約第11条(保険金の請 求)(1)
⑦ 第28条(代位)(1)	損害	費用

7. 心神喪失等による事故の被害者損害補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款く用語の定義(共通) > による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなことをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注)のみに起因するものを除きます。 (注) 特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフトおよびガイドウェイバス(注)をいいます。なお、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 (注) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。 なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
人身事故	被保険自動車の使用中に生じた偶然な事故により、被保険者の生命または身体が害されることをいいます。
賠償義務者	被保険者またはその父母、配偶者もしくは子に生じた損害にかかわる法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

保険金請求権者	人身事故または物損事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者（注） ② 人身事故の場合は、被保険者の父母、配偶者または子（注）人身事故により被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
物損事故	被保険自動車の使用中に生じた偶然な事故により被保険者の財物が滅失、破損もしくは汚損されること、または軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能とされることをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、人身事故または物損事故について、法令および判例等に照らして検討した結果、民法（明治29年法律第89号）第713条（責任能力）の適用により、普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）に規定する者（注1）のいずれにも法律上の損害賠償責任がなかったと当会社が認める場合（注2）に、人身事故または物損事故により第5条（被保険者の範囲）に規定する被保険者またはその父母、配偶者もしくは子に生じた損害（注3）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

（注1）普通保険約款賠償責任条項について適用される他の特約により同条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）とは異なる被保険者の範囲が規定されている場合は、それにより規定する者をいいます。

（注2）民法第713条の適用がないとした場合に、普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）に規定する者（注1）のいずれかに法律上の損害賠償責任が認められ、かつ、その者を被保険者として当会社が同条項（注4）の規定に基づき保険金を支払うときに限ります。

（注3）被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害は人身事故の場合に限りです。

（注4）普通保険約款賠償責任条項について適用される他の特約を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、民法第713条の適用がなく普通保険約款賠償責任条項（注1）の規定を適用するとした場合に次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この場合において、法律上の損害賠償責任を負担すべき同条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）に規定する者（注2）が2名以上いる場合で、それぞれの者を被保険者として個別に同条項（注1）の規定を適用した結果、次のいずれにも該当しない事由によって生じた損害があるときは、その損害に対してはこの規定を適用しません。

- ① 普通保険約款賠償責任条項第4条（保険金を支払わない場合－その1 対人・対物賠償共通）（1）の規定を適用すべき事由
- ② 同条項第5条（保険金を支払わない場合－その2 対人賠償）（1）のいずれかに該当する者の生命または身体が害されたこと。ただし、同条（2）を適用すべき場合で同条（2）に規定する者の生命または身体が害されたときを除きます。
- ③ 同条項第6条（保険金を支払わない場合－その3 対物賠償）のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損されたことまたは軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になったこと。

（注1）普通保険約款賠償責任条項について適用される他の特約を含みます。

（注2）普通保険約款賠償責任条項について適用される他の特約により同条項第

7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）とは異なる被保険者の範囲が規定されている場合は、それにより規定する者をいいます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注1）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合、または酒気を帯びて（注2）自動車を運転している場合に生じた損害
- ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害
- ⑥ 財物に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
- ⑦ 故障損害（注3）

（注1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

（注2）道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

（注3）偶然な外来の事故に直接起因しない財物の電氣的または機械的損害をいいます。

（3）損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

（4）当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注）による損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（被保険者の範囲）

この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 人身事故により生命または身体を害された者
- ② 物損事故により滅失、破損または汚損された財物を所有、使用または管理する者。ただし、その財物に生じた損害については所有者とします。
- ③ 物損事故により運行不能とされた軌道上を走行する陸上の乗用具を運行する者

第6条（個別適用）

- （1）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- （2）（1）の規定によって、第8条（支払保険金の計算）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第7条（損害額の決定）

（1）当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、民法第713条の適用がないとした場合に、普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）に規定する者（注）が被保険者に生じた損害を賠償するために支払うべき損害賠償金の額として、当会社の認める額とします。

（注）普通保険約款賠償責任条項について適用される他の特約により同条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）とは異なる被保険者の範囲が規定されている場合は、それにより規定する者をいいます。

（2）（1）の損害額は、次の手続きによって決定します。

- ① 当会社と保険金請求権者との間の協議
- ② ①の協議が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第8条（支払保険金の計算）

（1）1回の人身事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、次の算式によって算出した額とします。ただし、1回の人身事故について当会社の支

払う保険金の額は、被保険者1名について、それぞれ保険証券記載の対人賠償保険の保険金額を限度とします。

前条の規定により決定された損害額	－	次の①から⑥までの合計額	=	保険金の額
------------------	---	--------------	---	-------

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって保険金請求権者に既に給付が決定しまたは支払われた金額
- ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が保険金請求権者に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
- ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
- ④ 労働者災害補償制度（注1）によって保険金請求権者に既に給付が決定しまたは支払われた金額（注2）
- ⑤ 賠償義務者以外の第三者から保険金請求権者に生じた損害に対する補償を既に取得している場合は、その取得した額
- ⑥ ①から⑤までのほか、人身事故により生じた損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注3）
- （注1）次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。
ア．労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
イ．国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）
ウ．裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号）
エ．地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）
オ．公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）
- （注2）労働者災害補償保険法に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金の保険金または共済金を除きます。
- （注3）保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険もしくは生命保険等の保険金または共済金を除きます。
- （2）1回の物損事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、1回の物損事故について当会社の支払う保険金の額は、保険証券記載の対物賠償保険の保険金額を限度とします。

前条の規定により決定された損害額	－	次の①から④までの合計額	－	保険証券に対物賠償保険の免責金額の記載がある場合は、その免責金額	=	保険金の額
------------------	---	--------------	---	----------------------------------	---	-------

- ① 賠償義務者が保険金請求権者に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、対物賠償保険等（注1）によって既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
- ② 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、対物賠償保険等（注1）によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額

を差し引いた額とします。

- ③ 賠償義務者以外の第三者から保険金請求権者に生じた損害に対する補償を既に取得している場合は、その取得した額
- ④ ①から③までのほか、物損事故により生じた損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注2）
- （注1）自動車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の財物を滅失、破損もしくは汚損すること、または軌道上を走行する陸上の乗用員が運行不能となることにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約をいいます。
- （注2）保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険もしくは生命保険等の保険金または共済金を除きます。
- （3）（2）のただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する物損事故で、かつ、保険証券記載の対物賠償保険の保険金額が3億円を超える場合は、当会社の支払う保険金の額は3億円を限度とします。
- ① 被保険自動車に積載されている危険物（注）の火災、爆発または漏えいに起因する物損事故
- ② 被保険自動車が被牽引自動車に牽引中に発生した、被牽引自動車に積載されている危険物（注）の火災、爆発または漏えいに起因する物損事故
- ③ 航空機の損壊
- （注）道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義等）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
- （4）1回の物損事故について被保険者が2名以上いる場合の被保険者別の保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

（2）の規定により決定された支払保険金の額	×	各被保険者別の損害額（注）	＝	各被保険者別の損害額（注）の合計額
-----------------------	---	---------------	---	-------------------

＝ 被保険者別の保険金の額

（注）前条の規定により決定された損害額から（2）①から④までの費用の合計額を差し引いた額とします。

第9条（保険金請求権者の義務）

- （1）人身事故により被害者に損害が生じた場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を当会社に通知しなければなりません。
- ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
- ③ 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容
- ④ 保険金請求権者が人身事故により生じた損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から支払われる損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- （2）保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力しなければなりません。
- （3）保険金請求権者が、正当な理由がなく（1）および（2）の規定に違反した場

合、または次のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険金請求権者が、(1)の通知において事実と異なることを告げた場合
- ② 保険金請求権者が、正当な理由がなく(2)の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合

(4) 被保険者は、人身事故の場合において、傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。

(5) 当会社は、賠償義務者または人身事故により生じた損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めたときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

第10条（保険金の請求）

(1) 第8条（支払保険金の計算）(1)に規定する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 被保険者が死亡した場合には、その死亡した時
- ② 被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時
- ③ 被保険者が傷害を被った場合には、治療を要しなくなった時

(2) 第8条（支払保険金の計算）(2)に規定する保険金請求権は、損害発生時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(3) 保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

第11条（普通保険約款との関係）

(1) 当会社は普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）の規定に該当する者（注）が、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子に生じた損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、この特約の規定は適用しません。

（注）普通保険約款賠償責任条項について適用される他の特約により同条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）とは異なる被保険者の範囲が規定されている場合は、それにより規定する者をいいます。

(2) 当会社は第5条（被保険者の範囲）の規定に該当する者が、普通保険約款人身傷害条項第5条（被保険者の範囲）の規定に該当する場合は、この特約の人身事故に関する規定は適用しません。

第12条（対物超過修理費用特約との関係）

(1) 当会社は、この特約については、この保険契約に適用されている対物超過修理費用特約を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① 第1条（用語の定義） 相手自動車の定義	対物事故により、滅失、破損または汚損した他人の所有する自動車	物損事故により、滅失、破損または汚損された被保険者の所有する自動車
② 第1条（用語の定義） 対物事故の定義	普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対物事故	心神喪失等による事故の被害者損害補償特約第1条（用語の定義）に規定する物損事故
③ 第3条（保険金を支払う場合）	普通保険約款賠償責任条項第16条（支払保険金の計算－対物賠償）(2)①に定める費用	心神喪失等による事故の被害者損害補償特約第8条（支払保険金の計算）(2)に定める保険金

④ 第3条①	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款賠償責任条項および基本条項（注1）の規定により保険金	被保険者に心神喪失等による事故の被害者損害補償特約第8条（支払保険金の計算）(2)の規定により保険金
⑤ 第4条（被保険者の範囲）	普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）	心神喪失等による事故の被害者損害補償特約第5条（被保険者の範囲）
⑥ 第6条（支払保険金の計算）の算式	相手自動車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額	相手自動車の価額から相手自動車の価額のうち被害者の過失によって生じた損害額を差し引いた額
⑦ 第9条（保険金の請求）	普通保険約款基本条項第22条（保険金の請求）(1)①に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時	心神喪失等による事故の被害者損害補償特約第10条（保険金の請求）(2)に規定する時

(2) 当会社は、この特約については、対物超過修理費用特約第9条（保険金の請求）(3)の規定を適用しません。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
① 第12条（重大事由による解除）（2）	賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項	心神喪失等による事故の被害者損害補償特約
② 第12条（2）（注2）	人身傷害条項または搭乗者傷害条項	
③ 第12条（2）（注3）	人身傷害条項においては	
④ 第12条（4）②	車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害	心神喪失等による事故の被害者損害補償特約に基づき保険金を支払うべき損害のうち、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害（（1）③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者について、その父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。）。 ただし、その損害に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、（3）の規定を適用するものとします。
⑤ 第21条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（2）	賠償責任条項	心神喪失等による事故の被害者損害補償特約
⑥ 第22条（保険金の請求）（2）⑨および⑩	賠償責任条項における対物事故	心神喪失等による事故の被害者損害補償特約第1条（用語の定義）に規定する物損事故
⑦ 第26条（時効）	第22条（保険金の請求）（1）	心神喪失等による事故の被害者損害補償特約第10条（保険金の請求）（1）および（2）

8. 自損事故傷害特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款く用語の定義（共通）>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条（定義）第4項に定める運転者をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金または医療保険金をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、普通保険約款人身傷害条項の適用がない場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険自動車の運行に起因する事故
- ② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下。ただし、被保険者が被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中である場合に限りま。

（注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（2）（1）の傷害にはガス中毒を含みます。

（3）（1）の傷害には、次のものを含みません。

- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害
- ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他所所見のないもの

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注1）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または酒気を帯びて（注2）被保険自動車を運転している場合に生じた傷害
- ③ 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

（注1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭

- 和35年法律第145号)第2条(定義)第15項に定める指定薬物をいいます。
(注2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
(2) 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
(3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(注)に対しては、保険金を支払いません。
(注) 丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条(保険金を支払わない場合—その2)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた事故
 - ⑦ 被保険自動車を競技もしくは曲技(注4)のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注5)すること。
- (注1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注2) 使用済燃料を含みます。
(注3) 原子核分裂生成物を含みます。
(注4) 競技または曲技のための練習を含みます。
(注5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

- (2) 当会社は、自動車取扱業者が被保険自動車を業務として受託している間に、被保険者に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

第6条(被保険者の範囲)

- (1) この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 被保険自動車の保有者
 - ② 被保険自動車の運転者
 - ③ ①および②以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内(注)に搭乗中の者
(注) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車を搭乗中の者は被保険者を含みません。

第7条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第8条(死亡保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円(注)を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
(注) 1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500万円から既に支払った金額を控除した残額とします。
(2) (1)の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

第9条(後遺障害保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、普通保険約款別表1に掲げる後遺障害が生じた場合は、同表の各等級に対する後遺障害保険金支払額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
(2) この条において後遺障害保険金支払額とは、この特約の付表に定める後遺障害保険金支払額をいいます。
(3) 普通保険約款別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
(4) 同一事故により、普通保険約款別表1に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、次の額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 普通保険約款別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する後遺障害保険金支払額
 - ② ①以外の場合で、普通保険約款別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する後遺障害保険金支払額
 - ③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する後遺障害保険金支払額。ただし、それぞれの金額の合計額が上記の金額に達しない場合は、その合計額とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級に対する後遺障害保険金支払額
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する後遺障害保険金支払額

— 既にあった後遺障害に該当する等級に対する後遺障害保険金支払額

= 後遺障害保険金の額

第10条(介護費用保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、次のいずれかに該当する後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とする認められる場合は、200万円を介護費用保険金として被保険者に支払います。
- ① 普通保険約款別表1の第1級、第2級(注)または第3級③もしくは④に掲げる後遺障害
 - ② 前条(3)または(4)の規定により、普通保険約款別表1の第1級もしくは第2級に掲げる金額の支払われるべき後遺障害
(注) 普通保険約款別表1の第1級③および④ならびに第2級③および④を除きます。
- (2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用保険金を支払いません。

第11条(医療保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が第3条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、その治療日数に対し、次の算式によって算出した額を医療保険金として被保険者に支払います。
- ① 入院した場合

6,000円 × 入院日数 = 医療保険金の額

② 通院した場合

4,000円 × 通院日数（注）＝医療保険金の額

（注）①に該当する日数を除きます。

- （2）（1）の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- （3）（1）の医療保険金の額は、1回の事故につき、100万円を限度とします。
- （4）被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複して医療保険金を支払いません。
- （5）（1）②の通院日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（注1）を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師の指示による固定であること（注2）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限りします。

- ① 長管骨（注3）または脊柱
- ② 長管骨（注3）に接続する三大関節部分（注4）
- ③ ろく骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りします。
- ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りします。

（注1）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りします。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りします。）およびハローベストをいいます。

（注2）診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りします。

（注3）上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

（注4）上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。

第12条（他の身体の障害または疾病の影響等）

- （1）被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- （2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさなかったことにより、第3条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第13条（当会社の責任限度額等）

- （1）1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第8条（死亡保険金の支払）の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。
- （2）1回の事故につき、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第9条（後遺障害保険金の支払）および前条の規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。
- （3）当会社は、（1）および（2）に定める保険金のほか、1回の事故につき、第

10条（介護費用保険金の支払）および前条の規定による介護費用保険金ならびに第11条（医療保険金の支払）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- （2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式によって算出した額に対してのみ保険金を支払います。この場合において、第1条（用語の定義）保険金の定義に規定する介護費用保険金と医療保険金とこれら以外の保険金（注）とに区分して算出するものとします。

それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額

－ 他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

（注）死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。

第15条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとしします。

- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時
- ③ 介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時。ただし、事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時以後とします。
- ④ 医療保険金については、被保険者が治療を要しなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時

第16条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第17条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
① 第12条（重大事由による解除）	人身傷害条項または搭乗者傷害条項	自損事故傷害特約
② 第24条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）	人身傷害または搭乗者傷害	

<付表> 後遺障害等級別保険金支払額表

後遺障害の等級		後遺障害 保険金支払額
第1級	③または④に定める後遺障害	2,000万円
	上記以外	1,500万円
第2級	③または④に定める後遺障害	1,500万円
	上記以外	1,295万円

第3級	1,110万円
第4級	960万円
第5級	825万円
第6級	700万円
第7級	585万円
第8級	470万円
第9級	365万円
第10級	280万円
第11級	210万円
第12級	145万円
第13級	95万円
第14級	50万円

9. 無保険車事故傷害特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款く用語の定義（共通）>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
相手自動車	被保険自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車（注）および日本国外にある自動車を除きます。 （注）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

無保険自動車	相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車明らかでない認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額（注1）が、この保険証券記載の保険金額に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。 ① その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合 ② その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合 ③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注2）が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合 （注1）③に該当するもの以外の相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。 （注2）対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。
無保険車事故	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表1に掲げる後遺障害（注）もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害（注）が生じることをいいます。 （注）被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを含みません。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、普通保険約款人身傷害条項の適用がない場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、無保険車事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者がいる場合に限り、この特約に従い、保険金を支払います。
- （2）（1）の損害の額は、第9条（損害額の決定）に定める損害の額とします。
- （3）当会社は、1回の無保険車事故による（1）の損害の額が、次の合計額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- ① 自賠責保険等によって支払われる金額（注1）
- ② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が（1）の損害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注2）
- （注1）自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- （注2）対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注1）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合、または酒気を帯びて（注2）自動車を運転している場合に生じた損害
 - ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
 - ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- （注1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- （注2）道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
- （2）損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

- 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 台風、洪水または高潮
 - ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた事故
- （注1）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注2）使用済燃料を含みます。
- （注3）原子核分裂生成物を含みます。

第6条（保険金を支払わない場合－その3）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がいる場合を除きます。
- ① 被保険者の父母、配偶者または子
 - ② 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（注）に従事している場合に限りです。
 - ③ 被保険者の使用者の業務（注）に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務（注）に従事している場合に限りです。
- （注）家事を除きます。
- （2）当社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者のまたは（1）②もしくは③に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。
- （3）被保険自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合（注）には、当社は、保険金を支払いません。

- （注）保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。
- （4）当社は、自動車取扱業者が被保険自動車を業務として受託している場合は、その自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- （5）当社は、被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技もしくは曲技（注1）のために使用すること、または被保険自動車もしくは被保険者が搭乗中の被保険自動車以外の自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注2）することによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- （注1）競技または曲技のための練習を含みます。
- （注2）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第7条（被保険者の範囲）

- （1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者としします。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ ①から④まで以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者
- （注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- （2）（1）の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。
- （3）（1）の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生した後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表1に掲げる後遺障害（注）もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害（注）が生じることによって損害を被った場合は、（1）の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。
- （注）その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第8条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第9条（損害額の決定）

- （1）当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。
- （2）（1）の損害額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で法律上の損害賠償責任の額が定められているとしないにもかかわらず、次の手続によって決定します。
- ① 当会社と保険金請求権者との間の協議
 - ② ①の協議が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第10条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 - ② 普通保険約款基本条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- （注）収入の喪失を含みません。

第11条（支払保険金の計算）

1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出

した額とします。ただし、次の②の額を、保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

第9条(損害額の決定)の規定により決定される損害額および前条の費用

－

次の①から⑤までの合計額

=

保険金の額

- ① 自賠責保険等によって支払われる金額（注1）
- ② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第3条（保険金を支払う場合）（1）の損害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注2）
- ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
- ④ 第9条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額（注3）で保険金請求権者が既に取得したものである場合は、その取得した額
- ⑤ ①から④までのほか、第3条（1）の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注4）
- （注1）自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。
- （注2）対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。
- （注3）第三者と保険金請求権者との間で成立した合意により支払われる額を含みます。
- （注4）保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険または生命保険等の保険金、共済金その他の給付を含みません。

第12条（保険金請求権者の義務等）

- （1）被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第3条（保険金を支払う場合）（1）の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
- ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- ② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
- ③ 賠償義務者に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
- ④ 保険金請求権者が第3条（1）の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- （2）当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合または（1）の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （3）当会社は、賠償義務者または第3条（保険金を支払う場合）（1）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がいる場合は、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知することがあります。

第13条（保険金請求の手続）

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- （2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式によって算出した額に対してのみ保険金を支払います。

それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額

－

他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

第15条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第16条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
① 第12条（重大事由による解除）	人身傷害条項	無保険車事故傷害特約
② 第24条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）	人身傷害または搭乗者傷害	

10. 人身傷害の自動車事故特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ることによって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、普通保険約款人身傷害条項および基本条項（注1）の規定に従い保険金を支払います。
- ① 自動車の運行に起因する事故
- ② 自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下。ただし、被保険者がその自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注2）に搭乗中である場合に限りです。
- （注1）これらの条項について適用される、他の特約を含みます。
- （注2）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- （2）（1）の傷害にはガス中毒を含みます。
- （3）（1）の傷害には、次のものを含みません。
- ① 日射、熱射または精神的衝動による障害

- ② 被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的
他覚所見のないもの

第3条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第3条（保険金を支払
わない場合－その１）に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する損害に対し
ては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで他の自動車（注１）を運
転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注２）
等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で他の自動車（注１）
を運転している場合、または酒気を帯びて（注３）他の自動車（注１）を運転
している場合に生じた傷害による損害

- ② 被保険者が、他の自動車（注１）の使用について、正当な権利を有する者の
承諾を得ないで他の自動車（注１）に搭乗中に生じた傷害による損害
（注１）被保険自動車以外の自動車をいいます。

（注２）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭
和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

（注３）道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）
第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

（２）当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第4条（保険金を支払
わない場合－その２）に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する事由によっ
て生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が、次条（１）①から③までのいずれかに該当する者が所有（注１）
または常時使用する他の自動車（注２）に搭乗中の事故

- ② 次条（１）④に該当する者が、自ら所有（注１）または常時使用する他の自
動車（注２）を自ら運転者として運転中の事故

- ③ 被保険者が、その使用者の業務（注３）のために、その使用者の所有（注１）
する他の自動車（注２）に搭乗中の事故

- ④ 他の自動車（注２）を競技もしくは曲技（注４）のために使用すること、ま
たは他の自動車（注２）を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所にお
いて使用（注５）すること。

（注１）所有権留保条項付売買契約による購入、および１年以上を期間とする賃
借契約による借り入れを含みます。

（注２）被保険自動車以外の自動車をいいます。

（注３）家事を除きます。

（注４）競技または曲技のための練習を含みます。

（注５）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第4条（被保険者の範囲）

（１）当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第5条（被保険者の範
囲）に規定する者のほか、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- ① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

（２）（１）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

- ① 極めて異常かつ危険な方法で他の自動車（注）に搭乗中の者
② 業務として他の自動車（注）を受託している自動車取扱業者

（注）被保険自動車以外の自動車をいいます。

第5条（保険金請求権者の義務）

（１）被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条（保険金を支払う場合）
の損害を被った場合、賠償義務者および事故の原因となった他の自動車（注）があ
るときは、保険金請求権者は、その自動車の所有者の住所および氏名または名称な

らびに被保険者との関係を書面によって当会社に通知しなければなりません。

（注）被保険自動車以外の自動車をいいます。

（２）当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく（１）の規定に違反した場合
または（１）の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被っ
た損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（３）この特約における保険金請求権者とは、第2条（保険金を支払う場合）に規定
する事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 被保険者（注）

- ② 被保険者の父母、配偶者または子

（注）被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この
保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。この場合
において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
① 第12条（重大事由 による解除）	人身傷害条項	人身傷害の自動車事故 特約
② 第19条（人身傷害 事故発生時の義務等）		

11. 人身傷害対象外特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されま
す。

第2条（人身傷害条項の不適用）

当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項（注）を適用しません。

（注）同条項について適用される他の特約を含みます。

12. 搭乗者傷害対象外特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されま
す。

第2条（搭乗者傷害条項の不適用）

当会社は、この特約により、普通保険約款搭乗者傷害条項（注）を適用しません。

（注）同条項について適用される他の特約を含みます。

13. 車対車事故および限定危険「車両損害」特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款＜用語の定義（共通）
＞による場合のほか、次のとおりとします。

用語	定義
他の自動車	被保険自動車以外の自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、保

險証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、被保険自動車に生じた次のいずれかに該当する損害に限り、普通保険約款車両条項および基本条項（注1）に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険自動車と他の自動車との衝突または接触によって被保険自動車に生じた損害
 - ② 被保険自動車と動物（注2）との衝突または接触によって生じた損害
 - ③ 被保険自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって被保険自動車が被爆した場合の損害
 - ④ 盗難によって生じた損害
 - ⑤ 騒擾または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
 - ⑥ 台風、竜巻、洪水または高潮によって生じた損害
 - ⑦ 落書、いたずらまたは窓ガラス破損の損害（注3）
 - ⑧ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
 - ⑨ ①から⑧までのほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、被保険自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または被保険自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。
- （注1）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
（注2）人を除きます。
（注3）いたずらの損害には、被保険自動車の運行によって生じた損害および被保険自動車と他の自動車との衝突または接触によって生じた損害を含みません。また、窓ガラス破損の場合は、そのガラス代金とします。

14. 車両超過修理費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款く用語の定義（共通）>による場合のほか、次のとおりとします。

用語	定義
協定保険価額	普通保険約款車両条項第1条（用語の定義）に定める協定保険価額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用され、保険期間の初日の属する月が、被保険自動車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して25か月を超えており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（支払保険金の計算）

（1）当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第9条（修理費）に定める修理費が協定保険価額以上となる場合であって、事故の発生の日の翌日から起算して6か月以内（注）に被保険自動車の損傷が修理されたときは、同条項第11条（支払保険金の計算）（1）の規定にかかわらず、1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、同条項第8条（損害額の決定）②の損害額とします。ただし、協定保険価額に50万円を加えた額を限度とします。

- （注）正当な理由により6か月を超えた場合を含みます。
- （2）当会社は、この保険契約に車両全損時臨時費用特約の適用がある場合、（1）の規定により保険金を支払う場合は、同特約の臨時費用保険金を支払いません。

第4条（被害物についての当会社の権利）

普通保険約款車両条項第14条（被害物についての当会社の権利）（1）の規定にかかわらず、当会社が前条（1）の規定により保険金を支払った場合は、被保険自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第5条（保険金の請求）

被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第22条（保険金の請求）（2）①に定める書類または証拠として、修理の事実および日付を証明する客観的書類を当会社に提出しなければなりません。

第6条（普通保険約款および他の特約との関係）

当会社は、普通保険約款基本条項第8条（被保険自動車の入替）（4）の規定の適用においては、この特約の規定を適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
① 車両条項第11条（支払保険金の計算）（3）	保険金額	協定保険価額に50万円を加えた額
② 車両条項第11条（5）	協定保険価額	
③ 基本条項第21条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（5）	同条項第1条（用語の定義）に定める協定保険価額	
④ 基本条項第28条（代位）（4）①		

15. 事故故障代車費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款く用語の定義（共通）>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
走行不能	車両搬送時諸費用特約第1条（用語の定義）に規定する走行不能をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
レンタカー	道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項に基づき業として有償で貸し渡すことの許可を受けた自家用自動車をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対して、この特約に従い、代車費用保険金を支払います。

- ① 普通保険約款車両条項および基本条項（注１）の規定に従い保険金支払の対象となる事故に伴い、被保険者が代車費用を負担したことによって被った損害
- ② 故障（注２）によって被保険自動車に生じた損害による走行不能に伴い、車両搬送時諸費用特約の規定により車両搬送時諸費用保険金の支払対象となる場合で、被保険自動車が走行不能となった地から修理工場または当会社の指定する場所まで搬送されたとき（注３）に、故障（注２）に伴い被保険者が代車費用を負担したことによって被った損害
- （注１）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- （注２）被保険自動車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的事故をいいます。
- （注３）法令により走行が禁じられている状態と当会社が認めた場合で、走行不能となった地から修理工場または当会社の指定する場所まで被保険自動車が自力で入庫したときを含みます。
- （２）この特約において代車費用とは、被保険者が当会社の承認するレンタカー会社において被保険自動車の交通代替手段として借り入れたレンタカーを代車として利用するための費用をいいます。ただし、レンタカーの使用に必要な燃料にかかる費用およびレンタカーを滅失、破損または汚損したことにより、そのレンタカーを借りるために通常支払うべき費用を超えて被保険者が負担すべき費用を除きます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、代車費用保険金を支払いません。
- ① 普通保険約款車両条項第3条（保険金を支払わない場合－その１）、同条項第4条（保険金を支払わない場合－その２）または同条項第5条（保険金を支払わない場合－その３）の規定により、被保険自動車に生じた損害に対して保険金が支払われない場合
- ② 車両搬送時諸費用特約第4条（保険金を支払わない場合－その１）または同特約第5条（保険金を支払わない場合－その２）（２）の規定により、被保険者に生じた損害に対して保険金が支払われない場合
- ③ 被保険自動車が自力で走行できる場合で、被保険者が損傷を修理しなかったとき。

第5条（被保険者の範囲）

- この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

第6条（支払保険金の計算）

- （１）１回の事故につき、当会社が支払う代車費用保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{1日あたりの代車費用の額。た} \\ \text{だし、保険証券記載の支払限度} \\ \text{日額を限度とします。} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{次条に定める支払対象} \\ \text{期間における代車の利} \\ \text{用日数} \end{array}} = \text{代車費用保} \\ \text{険金}$$

- （２）代車費用のうち、回収金がある場合は、当会社は実際に発生した代車費用の額から回収金の額を差し引いて代車費用保険金を支払います。ただし、（１）の額を限度とします。

第7条（支払対象期間）

- （１）前条（１）の支払対象期間は、次に定める期間とします。

支払対象期間	
支払対象期間の初日	支払対象期間の末日
① 第3条（保険金を支払う場合） （１）①の規定により保険金を支払うべき場合は、その事故日 ② 第3条（１）②の規定により保険金を支払うべき場合は、被保険自動車が走行不能となった地から修理工場または当会社の指定する場所まで搬送された日または修理工場等に入庫した日	次のいずれか早い日 ア．被保険自動車の代替自動車を新たに取得した日 イ．被保険自動車の修理完了または盗難された被保険自動車の発見により、被保険自動車が被保険者の手元に戻った日（注）。ただし、被保険者の責に帰すべき事由により被保険者の手元に被保険自動車に戻るのが遅延した場合は、その遅延がなければ被保険者の手元に戻ったであろう日

- （注）盗難された被保険自動車の発見時において、被保険自動車の損傷の状態により修理が必要な場合は、その修理の完了により被保険者の手元に戻った日をいいます。

- （２）（１）の支払対象期間は、次に定める日を期限とします。

区分	期限
① 第3条（保険金を支払う場合）（１） ①により保険金を支払う場合	支払対象期間の初日からその日を含めて30日後の日
② 第3条（１）②により保険金を支払う場合	支払対象期間の初日からその日を含めて15日後の日

- （３）事故日の翌日以降に被保険自動車を修理工場等に搬入した場合で、正当な理由があり、かつ、被保険者からの通知に対して当会社が承認した場合は、（１）の「事故日」を「修理工場に搬入した日」と読み替えて、（１）の規定を適用します。
- （４）事故日の翌日以降に被保険自動車が盗難にあったことを保険契約者または被保険者が警察官に届け出た場合で、正当な理由があり、かつ、被保険者からの通知に対して当会社が承認した場合は、（１）の「事故日」を「警察官に届け出た日」と読み替えて（１）の規定を適用します。

第8条（災害発生時の特則）

- 台風、洪水、高潮その他の災害の影響により生じた修理工場の混雑等の事情により、被保険自動車に生じた損害を修理するために必要とする期間が著しく長くなると当会社が認めた場合は、前条（２）を以下のとおり読み替えるものとします。

読替前	読替後
支払対象期間の初日からその日を含めて30日後の日	代車を借り入れた日が通算して30日となった日。ただし、代車を借り入れた日の初日の翌日から起算して１年以内に限ります。
支払対象期間の初日からその日を含めて15日後の日	代車を借り入れた日が通算して15日となった日。ただし、代車を借り入れた日の初日の翌日から起算して１年以内に限ります。

第9条（現物による支払）

- 当会社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、代替自動車の貸与をもって代車費用保険金の支払に代えることができます。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （１）他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき代車費用保険金の額を支払います。
- （２）（１）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、次の算式によって算出した額に対してのみ代車費用保険金を支払います。

実際に発生した代車費用の額

－

他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

第11条（保険金の請求）

当会社に対する代車費用保険金の請求権は、第7条（支払対象期間）の規定によって当会社が代車費用保険金を支払うべき日数を確定した時から発生し、これを行使用することができるものとします。

第12条（他の特約との関係）

- （１）この特約の適用において、第3条（保険金を支払う場合）（１）②の規定により代車費用保険金を支払う場合は、当社は、運転者限定特約、運転者年齢条件特約および高齢運転者対象外特約の規定は適用しません。
- （２）当社は、他車運転特約の適用においては、この特約の規定を適用しません。

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
① 第12条（重大事由による解除）（２）	賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項	事故故障代車費用特約
② 第12条（４）	車両条項	
③ 第28条（代位）（４）	車両損害	事故故障代車費用特約の損害

16. 身の回り品補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款用語の定義（共通）>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
車室外積載装置	自動車の屋根またはトランク上に設置された小型・少量の荷物を積載、運搬するための装置をいいます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

保険価額	損害が生じた地および時における損害を生じた身の回り品の価額をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されま

第3条（保険金を支払う場合）

- （１）当社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって身の回り品に生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。ただし、身の回り品が盗難されたことによる損害については、被保険自動車の盗難（注）に伴って損害が生じた場合に限りま

- （注）被保険自動車の一部分のみの盗難を除きます。
- （２）（１）の身の回り品とは、被保険自動車の車室内・トランク内に収容または車室外積載装置に固定された日常生活の用に供するために個人が所有する動産をいいます。ただし、次の物を含みません。
- ① 被保険自動車に定着されている物
 - ② ①以外の物で、車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されているカーナビゲーションシステム（注1）およびETC車載器（注2）その他これらに準ずる物
 - ③ ①および②以外の物で、被保険自動車に装備されている物
 - ④ 被保険自動車の原動機用燃料タンク内の燃料
 - ⑤ 商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具
 - ⑥ 事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物
 - ⑦ 通貨、有価証券、預貯金証書（注3）、印紙、切手その他これらに準ずる物
 - ⑧ 定期券、クレジットカード、旅券その他これらに準ずる物
 - ⑨ 貴金属、宝玉、宝石および書画、骨とう、彫刻物その他の美術品
 - ⑩ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
 - ⑪ 眼鏡、コンタクトレンズ、義歯、義肢その他これらに準ずる物
 - ⑫ 船舶（注4）、自動車等およびこれらの付属品
 - ⑬ 動物、植物等の生物
 - ⑭ 移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器（注5）ならびにこれらの付属品
 - ⑮ 法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
 - ⑯ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
 - ⑰ その他下欄記載の物

--

- （注1）自動車用電子式航法装置をいいます。
- （注2）有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。
- （注3）通帳および現金自動支払機用カードを含みます。
- （注4）ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。
- （注5）「移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、ワープロ、電子手帳等をいいます。

- （３）当社は、この特約が被保険者の委任を受けないで付帯される場合があることをあらかじめ承認します。この場合、保険契約者はその旨を当会社に告げることを要しません。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

- （１）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険

金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
- ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）
- イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（注1）
- ウ. アおよびイに定める者の法定代理人
- エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
- オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限りません。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 紛失
- ⑨ 詐欺または横領
- ⑩ 被保険自動車を競技もしくは曲技（注5）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。
- （注1）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3）使用済燃料を含みます。
- （注4）原子核分裂生成物を含みます。
- （注5）競技または曲技のための練習を含みます。
- （注6）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- （2）当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険自動車が航空機または船舶によって輸送されている間（注1）に生じた損害。ただし、その船舶がフェリーボート（注2）である場合を除きます。
- ② 身の回り品に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
- ③ 故障損害（注3）
- ④ 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害（注1）積込みまたは積下し中を含みます。
- （注2）官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とともに乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。
- （注3）偶然な外来の事故に直接起因しない身の回り品の電氣的または機械的損害をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注1）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または酒気を帯びて（注2）被保険自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注3）
- ② 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（注3）
- ③ ①および②に定める者の法定代理人
- ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
- ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子
- （注1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- （注2）道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
- （注3）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第6条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、身の回り品の所有者とします。

第7条（損害額の決定）

- （1）当会社が保険金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、保険価額によって定めます。
- （2）身の回り品の損傷を修理することができる場合には、次の算式によって算出した額を損害額とします。

次条に定める修理費	+	第9条（費用）に定める費用	-	修理に際し部分品を交換したために損害を生じた身の回り品全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額			
				-	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	=	損害額

- （3）第9条（費用）に定める費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用を損害額とします。
- （4）損害を生じた身の回り品が一組または一対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が損害を生じた身の回り品全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害額を決定します。

第8条（修理費）

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害を生じた身の回り品を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。

第9条（費用）

第7条（損害額の決定）の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注1）をいいます。

- ① 普通保険約款基本条項第18条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 普通保険約款基本条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 盗難にあった身の回り品を引き取るために必要であった費用
- ④ フェリーボート（注2）によって輸送されている間に生じた共同海損に対する身の回り品の分担額
- （注1）収入の喪失を含みません。
- （注2）官庁の認可または許可を受けて、一定の航路を定期的に自動車と運転者とともに乗せて輸送することを目的とする自動車渡船をいいます。

第10条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、第7条（損害額の決定）の損害額から、保険証券記載の免責金額を差し引いた額とします。ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。
- (2) 第7条（損害額の決定）の損害額および前条の費用のうち、回収金がある場合は、当会社は次の算式によって算出した額を保険金として支払います。ただし(1)の額を限度とします。

第7条の損害額および 前条の費用のうち実際に 発生した額の合計額	－	回収金の額	=	保険金
--	---	-------	---	-----

- (3) (2)における損害額は、保険価額を限度とします。
- (4) 被保険者が2名以上いる場合の被保険者別の保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

(1)の 保険金	×	各被保険者別の損害額（注）
		各被保険者別の損害額（注）の合計額

= 被保険者別の保険金の額

（注）回収金を差し引いた残額とします。

第11条（現物による支払）

当会社は、身の回り品の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第12条（被害物についての当会社の権利）

- (1) 当会社が全損（注）として保険金を支払った場合は、損害を生じた身の回り品について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が損害を生じた身の回り品の保険価額に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
- （注）第7条（損害額の決定）(1)による損害額または第8条（修理費）の修理費が、損害を生じた身の回り品の保険価額以上となる場合をいいます。
- (2) (1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、損害を生じた身の回り品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式によって算出した額に対してのみ保険金を支払います。

損害額および費用（注）	－	他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額
-------------	---	-------------------------

（注）それぞれの保険契約または共済契約における損害額および費用が異なる場合は、そのうち最も高い額とし、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

- (3) (2)の損害額は、保険価額を限度とします。

第14条（盗難事故における保険金請求の特例）

被保険者が身の回り品の盗難事故による保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第22条（保険金の請求）(2)に定める書類に加え、警察署の盗難

届出証明書を当会社に提出しなければなりません。

第15条（盗難身の回り品の返還）

当会社が身の回り品の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に身の回り品が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に身の回り品に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第16条（盗難の際の調査）

- (1) 身の回り品について盗難が発生した場合は、当会社は、盗難に関する事実および状況を調査し、かつ、保険契約者、被保険者、その家族、使用人または監守人に対し詳細な陳述を求めることができます。
- (2) 保険契約者または被保険者は、当会社が(1)の調査をし、もしくは陳述を求めた場合はこれに協力しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者が(1)の陳述に不正の表示をした場合もしくは知っている事実を告げない場合または正当な理由なく(1)の協力を拒んだ場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第17条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗難にあった身の回り品を発見した場合または回収した場合は、直ちにその旨を当会社に通知しなければなりません。

第18条（保険金支払前に盗難品が回収された場合の措置）

盗難にあった身の回り品について、当会社が保険金を支払う前にその身の回り品が回収された場合は、その身の回り品について盗難の損害は生じなかったものとみなします。ただし、その身の回り品に損傷または汚損がある場合は、損害が生じたものとみなします。

第19条（他の特約との関係）

- (1) この特約の適用においては、当会社は、運転者年齢条件特約および高齢運転者対象外特約の規定は適用しません。
- (2) 当会社は、他車運転特約の適用においては、この特約の規定を適用しません。

第20条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
① 第12条（重大事由による解除）（2）	賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項	身の回り品補償特約
② 第12条（4）	車両条項	
③ 第18条（事故発生時の義務）⑤	被保険自動車	身の回り品
④ 第22条（保険金の請求）（1）④	車両条項	身の回り品補償特約
⑤ 第22条（2）⑨		
⑥ 第28条（代位）（4）	車両損害	身の回り品の損害
⑦ 第28条（4）①	車両条項第12条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）（2）に定める保険価額または同条項第1条（用語の定義）に定める協定保険価額のいずれが高い額	身の回り品補償特約第1条（用語の定義）に定める保険価額

17. 車両全損時臨時費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款く用語の定義（共通）>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
全損	普通保険約款車両条項第1条（用語の定義）に規定する全損をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合—臨時費用保険金）

（1）当社は、普通保険約款車両条項および基本条項（注）の規定により、当会社の保険金を支払うべき損害が全損である場合は、1回の事故につき車両保険契約における保険証券記載の保険金額の10％に相当する額を臨時費用保険金として被保険者に支払います。ただし、20万円を限度とします。

- （注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- （2）（1）の規定の適用において、普通保険約款車両条項第12条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）（1）の適用がある場合は、保険価額（注）を車両保険契約における保険証券記載の保険金額とします。
- （注）普通保険約款車両条項第12条（2）に規定する保険価額をいいます。
- （3）当社は、（1）および（2）の規定によって支払うべき臨時費用保険金と普通保険約款車両条項第11条（支払保険金の計算）に定める保険金の合計額が保険証券記載の保険金額を超える場合であっても、臨時費用保険金を支払います。
- （4）他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払う

べき臨時費用保険金の額を支払います。ただし、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、次の算式によって算出した額に対してのみ臨時費用保険金を支払います。

それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額	－	他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額
--	---	-------------------------

（5）当会社に対する臨時費用保険金の請求権は、損害発生時から発生し、これを行使用することができるものとします。

第4条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、被保険自動車の所有者とします。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
① 第12条（重大事由による解除）（2）	賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項	車両全損時臨時費用特約
② 第12条（4）	車両条項	

18. 車両盗難対象外特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）、同条項第10条（費用）および被保険自動車について適用される他の特約の規定にかかわらず、被保険自動車の盗難によって生じた損害（注）に対しては、保険金を支払いません。

（注）発見されるまでの間に生じた損害を含みます。

19. 車両搬送時諸費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款く用語の定義（共通）>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
故障	被保険自動車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的事故をいいます。

走行障害	次のいずれかによって被保険自動車に生じた走行上の障害をいいます。 ① 鍵閉じこみ 鍵が被保険自動車の車室内、荷室内またはトランク内にある状態での施錠をいいます。 ② 電欠等 被保険自動車が電気自動車である場合における電池切れをいい、これに類する燃料切れ（注）を含みます。 ③ バッテリー上がり 被保険自動車のバッテリーの過放電をいいます。 ④ 巻き込み タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、被保険自動車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。 （注）所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。
走行不能	被保険自動車が自力で移動することができない状態または法令等により走行が禁じられる状態をいいます。ただし、保険期間の開始後にこの状態となった場合に限りします。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
落輪等	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 被保険自動車の一輪以上を路面以外の場所へ踏み出した状態（注） ② 被保険自動車の一輪以上を次のいずれかに乗り入れた状態 ア. 降雨、降雪または融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ イ. 積雪または凍結した路面 ウ. 轍 エ. 砂地、湿地、沼地その他これらに類する軟弱な地盤 （注）踏み越えた状態を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- （１）当社は、対象事故によって被保険者に生じた車両搬送時諸費用に対して、この特約に従い、車両搬送時諸費用保険金を支払います。
- （２）この特約において車両搬送時諸費用とは、次の費用をいいます。ただし、走行不能となった地において仮修理等により走行不能が解消された後に生じた費用を除きます。

費用の種類	費用の内容
① 搬送引取費用	次の車両搬送費用および車両引取費用をいいます。 ア. 車両搬送費用 走行不能となった被保険自動車を、走行不能となった地から修理工場または当会社の指定する場所まで搬送（注１）するために必要な費用（注２）

	イ. 車両引取費用 被保険自動車が修理された場合に、修理完了後の被保険自動車を被保険者の居住地その他の場所まで搬送するために必要な費用。または、この場合の、修理完了後の被保険自動車の引取に伴う往路１名分の交通手段を利用するために必要な費用。ただし、あらかじめ当会社の承認がないかぎり、合理的な経路および方法である交通手段を利用するために必要な費用に限りします。
② 代替交通費用	被保険者が居住地その他の場所に移動するにあたって、他の交通手段の利用を必要とする場合の、その交通手段を利用するために必要な費用。ただし、あらかじめ当会社の承認がないかぎり、合理的な経路および方法である交通手段を、被保険自動車が修理工場または当会社の指定する場所へ搬送された時から24時間以内に利用した場合に限りします。
③ 臨時宿泊費用	被保険者が臨時に宿泊せざるを得ない場合に、対象事故が発生した地からもよりのホテル等有償の宿泊施設に宿泊するために必要な１泊分の客室料の費用

（注１）修理工場または当会社の指定する場所まで運転するために必要な仮修理の実施および修理工場または当会社の指定する場所に搬送するために必要な保管を含みます。

（注２）クレーン等により、被保険自動車が走行不能となる直前に走行していた路面に引き戻すために要した費用を含みます。

（３）車両搬送時諸費用は、被保険者からの領収証等の提出により、当会社に対してその支出目的、金額その他具体的内容について明らかとされたものに限りします。

（４）（２）②および③の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、代替交通費用または臨時宿泊費用に含みません。

- ① 飲食費用等の宿泊または移動の目的以外のサービス料金
- ② 謝礼金または謝礼のための贈答品の購入費用等
- ③ 移動の手段として被保険者がタクシー、バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代または有料道路料金

（５）この特約において対象事故とは、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、①から③までの事由については、被保険自動車が走行不能となった地から修理工場または当会社の指定する場所まで搬送される場合（注）に限りします。

- ① 衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害による走行不能
- ② 故障によって被保険自動車に生じた損害による走行不能
- ③ 被保険自動車の走行障害による走行不能
- ④ 被保険自動車の落輪等による走行不能

（注）法令により走行が禁じられている状態と当会社が認めた場合で、走行不能となった地から修理工場または当会社の指定する場所まで被保険自動車が自力で入庫したときを含みます。

（６）（５）の規定にかかわらず、故障、走行障害または落輪等が保険期間内に発生しても、その故障、走行障害または落輪等による被保険自動車の走行不能が保険期間内に発生していない場合は、対象事故に含まれません。

第4条（保険金を支払わない場合－その１）

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた車両搬送時諸費用に対しては、車両搬送時諸費用保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失

- ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注１）
- イ. 被保険自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（注１）
- ウ. アおよびイに定める者の法定代理人
- エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
- オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注２）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ 被保険自動車を競技もしくは曲技（注５）のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注６）すること。
- ⑩ 被保険自動車の盗難（注７）
- ⑪ 被保険自動車の鍵の紛失
- ⑫ 被保険自動車の燃料切れ。ただし、電欠等を除きます。
- ⑬ エンジンの改造、車高の変更等、法令等により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造
- （注１）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注２）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注３）使用済燃料を含みます。
- （注４）原子核分裂生成物を含みます。
- （注５）競技または曲技のための練習を含みます。
- （注６）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- （注７）被保険自動車の所在が確認できない場合であって、かつ、その原因が明らかでないときを含み、被保険自動車の部分品または付属品のみの盗難を除きます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

- （１）当社は、第3条（保険金を支払う場合）（５）①、③および④に規定する対象事故について、次のいずれかに該当する損害によって生じた車両搬送時諸費用に対しては、車両搬送時諸費用保険金を支払いません。
- ① 次のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注１）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合、または酒気を帯びて（注２）被保険自動車を運転している場合に生じた損害
- ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注３）
- イ. 被保険自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（注３）

- ウ. アおよびイに定める者の法定代理人
- エ. アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
- オ. アおよびイに定める者の父母、配偶者または子
- ② 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品（注４）に生じた損害
- ③ 付属品（注４）のうち被保険自動車に定着（注５）されていない物に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ④ 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品（注４）に生じた損害
- ⑤ 被保険自動車の付属品（注４）に含まれない物。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- （注１）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- （注２）道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
- （注３）これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注４）普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払う場合）（２）および（３）に定める付属品をいいます。
- （注５）ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
- （２）当社は、第3条（保険金を支払う場合）（５）②に規定する対象事故について、次のいずれかに該当する損害によって生じた車両搬送時諸費用に対しては、車両搬送時諸費用保険金を支払いません。
- ① 被保険自動車について、法令に定められた点検、検査またはその点検もしくは検査の前後の自動車の整備において発見された故障に起因する損害
- ② 自動車製造業者の取扱説明書等に表示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使に起因する故障に起因する損害

第6条（被保険者の範囲）

- （１）この特約において被保険者とは、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注１）に搭乗中の者（注２）をいいます。
- （注１）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- （注２）一時的に被保険自動車から離れている者を含みます。
- （２）（１）に加え、搬送引取費用の被保険者には、次に定める者を含めるものとし、
- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者
- （３）（１）および（２）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者を含みません。
- ① 被保険自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中の者（注）
- ② 極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者
- ③ 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者
- （注）一時的に被保険自動車から離れている者を含みます。

第7条（支払保険金の計算）

（１）当社は、被保険者が負担した車両搬送時諸費用の額を、車両搬送時諸費用保険金として支払います。ただし、１回の事故につき、それぞれ次の額を限度とします。

費用の種類	限度額
① 搬送引取費用	20万円
② 代替交通費用	被保険者１名あたり2万円
③ 臨時宿泊費用	被保険者１名あたり1万円

（２）（１）②において、被保険者がタクシーまたはレンタカー（注）を利用した場合は、１台に対し2万円を限度とします。ただし、当会社の承認を得て１回の事故についてタクシーまたはレンタカー（注）を２台以上利用した場合は、１台ごとの支払保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

代替交通費用。
ただし、2万円
を上限とします。

×

1台ごとの代替交通費用の
額

1台ごとの代替交通費用の
合計額

=

1台ごとの
支払保険金

- （注）道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第１項に基づき業として有償で貸し渡すことの許可を受けた自家用自動車をいいます。
- （３）車両搬送時諸費用のうち、回収金がある場合は、当社は、実際に発生した各費用の額から回収金の額を差し引いて保険金を支払います。この場合において、搬送引取費用、代替交通費用または臨時宿泊費用ごとに区分して算出し、それぞれ（１）の額を限度とします。
- （４）他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき車両搬送時諸費用保険金の額を支払います。
- （５）（４）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、次の算式によって算出した額に対してのみ保険金を支払います。この場合において、搬送引取費用、代替交通費用または臨時宿泊費用ごとに区分して算出するものとします。

実際に発生した各費用の額

－

他の保険契約等の保険金または共済金
の額の合計額

第8条（現物による支払）

当社は、車両搬送時諸費用の全部または一部に対して、被保険自動車の搬送、交通手段の提供、宿泊施設の提供、修理完了後の被保険自動車の搬送等、保険金の支払と同等のサービスの提供をもって、保険金の支払に代えることができます。

第9条（保険金の請求）

当会社に対する保険金の請求権は、車両搬送時諸費用が被保険者に生じた時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第10条（普通保険約款および他の特約との関係）

- （１）当社は、この特約により車両搬送費用に対する保険金を支払う場合は、普通保険約款車両条項第10条（費用）③の規定に優先して支払います。
- （２）この特約の適用においては、当社は、運転者限定特約、運転者年齢条件特約および高齢運転者対象外特約の規定は適用しません。

- （３）当社は、他車運転特約の適用においては、この特約の規定を適用しません。
- （４）当社は、この保険契約に事故代車費用特約または事故故障代車費用特約の適用がある場合で、代替交通費用のうち、代車費用保険金により保険金が支払われるものがあるときには、その費用に対しては車両搬送時諸費用保険金を支払いません。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
① 第12条（重大事由による解除）（２）	賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項	車両搬送時諸費用特約
② 第12条（４）	車両条項	
③ 第28条（代位）（４）	車両損害	車両搬送時諸費用特約の損害

20. 他車運転特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款く用語の定義（共通）＞による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
運転中	駐車または停車中を除きます。
記名被保険者等	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
自家用8車種	用途車種が次のいずれかに該当する自動車をいいます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑥ 自家用小型貨物車 ⑦ 自家用軽四輪貨物車 ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）
他の自動車	被保険自動車以外の自動車であって、その用途車種が自家用8車種であるものをいいます。ただし、次の自動車を除きます。 ① 記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車（注）または常時使用する自動車

- ② 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有する自動車（注）または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車
（注）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）

- （1）当社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項および付帯された他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者等に限ります。
- （2）（1）のただし書の規定にかかわらず、記名被保険者等が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注1）を被保険者に含めます。ただし、その責任無能力者に関する対人事故（注2）または対物事故（注3）に限ります。
- （注1）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。
- （注2）普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対人事故をいいます。
- （注3）普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対物事故をいいます。
- （3）当社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）（2）の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条（1）の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- （4）（1）の場合において、他の自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、普通保険約款賠償責任条項第10条（当会社による解決－対人賠償）（3）③の規定にかかわらず、同条（1）の規定を適用します。

第4条（保険金を支払う場合－人身傷害）

- （1）当社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害条項および付帯された他の特約を適用します。
- （2）（1）の場合における被保険者は、普通保険約款人身傷害条項第5条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中（注2）の記名被保険者等に限ります。
- （注1）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- （注2）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第5条（保険金を支払う場合－車両損害）

- （1）当社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款車両条項および付帯された他の特約を適用します。
- （2）（1）の場合においては、次のとおりとします。
- ① 普通保険約款車両条項第1条（用語の定義）の協定保険価額の規定にかかわらず、損害が生じた地および時における他の自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等（注）で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額を車両保険契約における保険証券記載の保険金額とします。
- ② 保険金の請求は、記名被保険者を經由して行うものとします。

（注）初度検査年月を含みます。

第6条（保険金を支払う場合－自損傷害）

- （1）当社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、自損事故傷害特約および付帯された他の特約を適用します。
- （2）（1）の場合における被保険者は、自損事故傷害特約第6条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中（注2）の記名被保険者等に限ります。
- （注1）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- （注2）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第7条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、普通保険約款賠償責任条項、人身傷害条項、車両条項、基本条項および自損事故傷害特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 運転者の使用者の業務（注1）のために、その使用者の所有する自動車（注2）を運転しているとき。
- ② 運転者が役員（注3）となっている法人の所有する自動車（注2）を運転しているとき。
- ③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。
- ④ 運転者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。
- （注1）家事を除きます。
- （注2）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
- （注3）理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第8条（普通保険約款および他の特約との関係）

- （1）この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第7条（被保険自動車の譲渡）（2）の規定は適用しません。
- （2）当社は、第4条（保険金を支払う場合－人身傷害）の規定によって保険金を支払うべき損害または傷害に対しては、この特約による保険金を優先して支払い、人身傷害の自動車事故特約および他の特約の規定による保険金を支払いません。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
① 第12条（重大事由による解除）（1）③	被保険者（注1）	記名被保険者
② 第12条（2）（注1）	搭乗者傷害条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者	車両条項における被保険者であって、記名被保険者

21. ファミリーバイク特約（自損傷害）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款＜用語の定義（共通）＞による場合のほか、次のとおりとします。

用語	定義
原動機付自転車	一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。
借用原動機付自転車	第7条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。ただし、同条（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 （注）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）

（1）当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項（注）を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が5万円を超えるときには、その免責金額を5万円とみなします。

（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

（2）（1）の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）（2）の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条（1）の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

（3）（1）の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、普通保険約款賠償責任条項第10条（当会社による解決－対人賠償）（3）③の規定にかかわらず、同条（1）の規定を適用します。

第4条（保険金を支払う場合－自損傷害）

（1）当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（注1）の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、自損事故傷害特約（注2）を適用します。この場合において、同特約第2条（この特約の適用条件）の規定は適用しません。

（注1）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

（注2）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

（2）当会社は、人身傷害の自動車事故特約により保険金を支払うべき損害に対しては、（1）の規定による保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）

（1）この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されている場合には、当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（注1）の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、無保険車事故傷害特約（注2）を適用します。ただし、この場合には、次のとおりとします。

① 無保険車事故傷害特約第1条（用語の定義）における無保険自動車の定義中、

「この保険証券記載の保険金額」とあるのを「対人賠償責任保険の保険金額」と読み替えて適用します。

② 無保険車事故傷害特約第2条（この特約の適用条件）の規定は適用しません。

③ 無保険車事故傷害特約第11条（支払保険金の計算）ただし書（注3）の規定は適用しません。

（注1）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

（注2）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

（注3）無保険車事故傷害特約第11条（支払保険金の計算）③のただし書を除きます。

（2）当会社は、人身傷害の自動車事故特約により保険金を支払うべき損害に対しては、（1）の規定による保険金を支払いません。

第6条（保険金を支払わない場合－賠償責任）

当会社は、第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（注1）のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（注2）を、その使用者の業務（注1）のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

③ 次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故

④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故（注1）家事を除きます。

（注2）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第7条（被保険者の範囲）

（1）この特約においては、普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）ならびに自損事故傷害特約第6条（被保険者の範囲）および無保険車事故傷害特約第7条（被保険者の範囲）（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

（2）第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）の適用において、（1）のいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注1）を被保険者に含めます。ただし、その責任無能力者に関する対人事故（注2）または対物事故（注3）に限りです。

（注1）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限りです。

（注2）普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対人事故をいいます。

（注3）普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対物事故をいいます。

（3）この特約の適用においては、被害者救済費用等補償特約第5条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、（1）の①から④までに規定する者のうち、次のいずれ

かに該当する者を同特約の被保険者とします。

- ① 原動機付自転車の運転者
- ② 原動機付自転車の運転者がいない状態で事故が生じた場合は、原動機付自転車の所有者（注）

（注）次のいずれかに該当する者をいいます。

- ア. 原動機付自転車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- イ. 原動機付自転車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ウ. ア. およびイ. 以外の場合は、原動機付自転車を所有する者

第8条（被保険自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第7条（被保険自動車の譲渡）（2）の規定は適用しません。

第9条（他の特約との関係）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約、運転者年齢条件特約および高齢運転者対象外特約の規定は適用しません。

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

22. ファミリーバイク特約（人身傷害）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款<用語の定義（共通）>による場合のほか、次のとおりとします。

用語	定義
原動機付自転車	一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。
借用原動機付自転車	第6条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。ただし、同条（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 （注）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）

（1）当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項（注）を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が5万円を超えるときには、その免責金額を5万円とみなします。

（注）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

（2）（1）の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－対人賠償）（2）の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条（1）の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損

害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

（3）（1）の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、普通保険約款賠償責任条項第10条（当会社による解決－対人賠償）（3）③の規定にかかわらず、同条（1）の規定を適用します。

第4条（保険金を支払う場合－人身傷害）

当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（注1）の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害条項（注2）を適用します。

（注1）極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

（注2）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合－賠償責任）

当会社は、第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（注1）のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（注2）を、その使用者の業務（注1）のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ③ 次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
- ④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故（注1）家事を除きます。
- （注2）所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第6条（被保険者の範囲）

（1）この特約においては、普通保険約款賠償責任条項第7条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）および人身傷害条項第5条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

（2）第3条（保険金を支払う場合－賠償責任）の適用において、（1）のいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注1）を被保険者に含めます。ただし、その責任無能力者に関する対人事故（注2）または対物事故（注3）に限りです。

（注1）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限りです。

（注2）普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対人事故をいいます。

（注3）普通保険約款賠償責任条項第1条（用語の定義）に規定する対物事故をいいます。

（3）この特約の適用においては、被害者救済費用等補償特約第5条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、（1）の①から④までに規定する者のうち、次のいずれかに該当する者を同特約の被保険者とします。

- ① 原動機付自転車の運転者
 - ② 原動機付自転車の運転者がいない状態で事故が生じた場合は、原動機付自転車の所有者（注）
- （注）次のいずれかに該当する者をいいます。
- ア. 原動機付自転車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - イ. 原動機付自転車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ウ. ア. およびイ. 以外の場合は、原動機付自転車を所有する者

第7条（被保険自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第7条（被保険自動車の譲渡）（2）の規定は適用しません。

第8条（他の特約との関係）

- （1）この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約、運転者年齢条件特約および高齢運転者対象外特約の規定は適用しません。
- （2）当会社は、第4条（保険金を支払う場合—人身傷害）の規定によって保険金を支払うべき損害または傷害に対しては、この特約による保険金を優先して支払い、人身傷害の自動車事故特約および他の特約の規定による保険金を支払いません。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

23. 弁護士費用特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款く用語の定義（共通）>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償義務者	対象事故により、保険金請求権者が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被害	次のものをいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。 ① 被保険者の生命または身体が害されること。 ② 被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損されること。
弁護士費用	損害賠償に関する争訟について、次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用を除きます。 ① あらかじめ当会社の承認を得て被保険者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬（注1）または行政書士報酬（注2） ② 裁判所または斡旋もしくは仲裁を行う機関（注3）に対して支出した訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

	（注1）着手金および手数料については、弁護士または司法書士に委任した事件または事務処理の対価として算定される金額とします。また、成功報酬については、弁護士または司法書士への委任によって確保された利益に基づき算定される金額とします。 （注2）書類の作成および書類の提出手続を代理することの対価として算定される金額とします。 （注3）申立人の申立てに基づき和解のための斡旋または仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。
法律相談費用	損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する行為（注）の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。ただし、被保険者があらかじめ当会社の承認を得て支出した費用に限りします。 ① 弁護士が行う、弁護士法（昭和24年法律第205号）第3条（弁護士の職務）の「その他一般の法律事務」に基づく法律相談 ② 司法書士が行う、司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第1項第5号および同項第7号に規定する相談 ③ 行政書士が行う、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第4号に規定する相談 （注）口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内であると当会社が認めた行為を含みます。
保険金請求権者	対象事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者（注） ② 被保険者の父母、配偶者または子 （注）被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、被保険者が保険期間中に発生した次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故（この特約において「対象事故」といいます。）によって被った被害について、保険金請求権者が（2）に定める費用を負担することによって生じた損害に対して、保険金を支払います。
 - ① 自動車の所有、使用または管理に起因する事故
 - ② 自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下
- （2）この特約により保険金の支払対象となる費用は、対象事故によって被った被害について、賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求に伴い保険金請求権者が負担した弁護士費用および法律相談費用をいいます。ただし、あらかじめ当会社の同意を得て支出した費用に限りします。
- （3）当会社は、（2）の費用のうち普通保険約款賠償責任条項において支払われるものがある場合には、その費用に対しては保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次のいずれかに該当する対象事故が発生した場合は、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって発生した事故
- ② 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注1）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合、または酒気を帯びて（注2）自動車を運転している場合に発生した事故
- ③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に発生した事故
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した事故（注1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。（注2）道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって対象事故が発生した場合は、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 台風、洪水または高潮
- ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ①から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。（注1）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。（注2）使用済燃料を含みます。（注3）原子核分裂生成物を含みます。（注4）競技または曲技のための練習を含みます。（注5）救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第6条（保険金を支払わない場合－その3）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の父母、配偶者または子
- ② 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（注）に従事している場合に限りします。
- ③ 被保険者の使用者の業務（注）に自動車を_usingしている他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務（注）に従事している場合に限りします。（注）家事を除きます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求または法律相談を保険金請求権者が行う場合は、保険金を支払いません。

- ① 損害に対して保険金の請求が行われる保険契約の保険者（注）に対する損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談
- ② 損害賠償請求を行う地および時において社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談

（注）共済金の請求が行われる共済契約の共済者を含みます。

第7条（被保険者の範囲）

（1）この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ ①から④まで以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者
- ⑥ ①から⑤まで以外の者で、被保険自動車の所有者。ただし、被保険自動車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限りします。（注）隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（2）（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

- ① 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者
- ② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者
- （3）（1）⑥の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

第8条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第9条（支払保険金の計算）

（1）1回の対象事故につき当会社の支払う弁護士費用の保険金の額は、第3条（保険金を支払う場合）（1）の損害の額とします。ただし、被保険者1名につき、それぞれ300万円を限度とします。

（2）当会社は、保険金請求権者が弁護士費用のうち弁護士報酬または司法書士報酬（注）を負担したことによって生じた損害に対しては、この特約の別表の「お支払いする弁護士費用の保険金の上限額」欄の額に消費税の額を加えた額の範囲内で、（1）の規定に従い、弁護士費用の保険金を支払います。

（注）着手金および手数料については、弁護士または司法書士に委任した事件または事務処理の対価として算定される金額とします。また、成功報酬については、弁護士または司法書士への委任によって確保された利益に基づき算定される金額とします。

（3）1回の対象事故につき当会社の支払う法律相談費用の保険金の額は、第3条（保険金を支払う場合）（1）の損害の額とします。ただし、被保険者1名につき、それぞれ10万円を限度とします。

（4）対象事故にかかわる法律上の損害賠償請求と対象事故以外にかかわる法律上の損害賠償請求を同時に行う場合は、次の算式によって算出した保険金を支払います。

損害の額	×	対象事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額
		対象事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額および対象事故以外にかかわる法律上の損害賠償責任の額の合計額

= 保険金

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2)(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式によって算出した額に対してのみ保険金を支払います。この場合において、第3条（保険金を支払う場合）の弁護士費用と法律相談費用とに区分して算出するものとします。

実際に発生した弁護士費用および 法律相談費用の額	－	他の保険契約等の保険金または 共済金の額の合計額
-----------------------------	---	-----------------------------

第11条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者または保険金請求権者は、保険金請求権者が対象事故により第3条（保険金を支払う場合）(2)の費用を支出しようとする場合は、当会社に次に定める事項について事前に書面で通知しなければなりません。

- ① 対象事故の発生日時、場所および状況
- ② 賠償義務者の住所および氏名または名称

(2) 弁護士、司法書士または行政書士に委任する場合は、これらの者と委任契約を締結する際に交わす書面を当会社に提出し、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。また、弁護士費用または法律相談費用を支出する前に、支出しようとする弁護士費用または法律相談費用の費目の明細を当会社に通知し、当会社の承認を得なければなりません。

(3) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)および(2)の規定に違反した場合または(1)および(2)の書類に事実と異なる記載をした場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険金請求権者の協力）

(1) 保険金請求権者は、当会社の求めに応じ、訴訟、仲裁、和解または調停の進捗状況に関する必要な情報を当会社に提供しなければなりません。

(2) 保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、保険金請求権者が第3条（保険金を支払う場合）(2)に定める費用を支出した時から発生し、これを行使用することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第22条（保険金の請求）(2) ①に定める書類または証拠として、次に掲げるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 弁護士費用の総額および法律相談費用の総額を確認できる客観的書類
- ② 弁護士費用の内容を確認できる客観的書類
- ③ 法律相談の日時、所要時間および内容を確認できる客観的書類

第14条（支払保険金の返還）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った保険金の返還を求めることができます。

- ① 弁護士または司法書士への委任取消等により保険金請求権者が支払った着手金の返還を受けた場合
- ② 対象事故に関して保険金請求権者が提起した訴訟の判決に基づき、保険金請求権者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合で、次のイの額がアの額を超過する場合
ア. 保険金請求権者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額
イ. 判決で確定された弁護士費用の額と当会社が第3条（保険金を支払う場合）の規定により既に支払った保険金の合計額

(2)(1)の規定により当会社が返還を求める保険金の額は次に定めるとおりとします。

- ① (1)①の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第3条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。
- ② (1)②の場合は超過額に相当する金額。ただし、第3条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第15条（他の特約との関係）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約、運転者年齢条件特約および高齢運転者対象外特約の規定は適用しません。

第16条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
① 第12条（重大事由による解除）(2)	賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項	弁護士費用特約
② 第12条(4)	車両条項	

<別表>

この別表において使用される用語の定義は、普通保険約款<用語の定義（共通）>およびこの特約の用語の定義による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
手続	示談または調停もしくは訴訟の手続をいいます。
弁護士等	弁護士または司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。

弁護士等への報酬 (注1)	お支払いする弁護士費用の保険金の上限額	
着手金	弁護士等が行う1回の手続について、下表の「経済的利益の額(注2)」欄に対応する「上限額(注3)」欄の額とします。ただし、同一の対象事故について、弁護士等が複数の手続を行う場合、1回の対象事故について、下表の「経済的利益の額(注2)」欄に対応する「上限額(注3)」欄の額の150%に相当する額とします。	
	経済的利益の額(注2)	上限額(注3)
	125万円以下の場合	10万円
	125万円を超えて300万円以下の場合	経済的利益の額(注2)の8%に相当する額
	300万円を超えて3,000万円以下の場合	経済的利益の額(注2)の5%に相当する額に9万円を加えた額
	3,000万円を超えて3億円以下の場合	経済的利益の額(注2)の3%に相当する額に69万円を加えた額
	3億円を超える場合	経済的利益の額(注2)の2%に相当する額に369万円を加えた額
報酬金	1回の対象事故について、下表の「経済的利益の額(注4)」欄に対応する「上限額(注3)」欄の額とします。	
	経済的利益の額(注4)	上限額(注3)
	300万円以下の場合	経済的利益の額(注4)の16%に相当する額
	300万円を超えて3,000万円以下の場合	経済的利益の額(注4)の10%に相当する額に18万円を加えた額
	3,000万円を超えて3億円以下の場合	経済的利益の額(注4)の6%に相当する額に138万円を加えた額
	3億円を超える場合	経済的利益の額(注4)の4%に相当する額に738万円を加えた額

日当	弁護士等の出張1日について、下表の「目的地までの所要時間」欄に対応する「上限額」欄の額とします。	
	目的地までの所要時間	上限額
	所要時間が往復2時間を超えて4時間以内の場合	3万円
	所要時間が往復4時間を超えて7時間以内の場合	5万円
	所要時間が往復7時間を超える場合	10万円
その他実費	社会通念上必要かつ妥当な額とします。	

(注1) 保険金請求権者が着手金、報酬金および日当を負担していない場合で、着手金、報酬金および日当に代わるその他の弁護士等への報酬を負担したことによって損害が生じたときは、当会社は、その損害に対して保険金請求権者が着手金、報酬金および日当を負担したものとみなして計算した「お支払いする弁護士費用の保険金の上限額」欄の額の合計額の範囲内で弁護士費用の保険金を支払います。

(注2) 事故内容および被保険者が対象事故によって被った被害から計算されるべき損害賠償請求の額をいいます。ただし、既に保険金請求権者が受領済みの額を除きます。

(注3) 第11条(事故発生時の義務)(1)の規定に基づき通知された事故の内容および保険金請求権者が行う損害賠償請求の内容から、「上限額(注3)」欄に規定する額を上回る損害が生じることが妥当であると当会社が認めた場合は、「上限額(注3)」欄に規定する額の130%に相当する額を「上限額(注3)」欄の額とします。ただし、報酬金における経済的利益の額(注4)が300万円以下の場合は、26万円または「上限額(注3)」欄に規定する額の130%に相当する額のいずれか高い額を「上限額(注3)」欄の額とします。

(注4) 保険金請求権者が賠償義務者から取得した損害賠償金のうち、弁護士等が行った手続により取得することができた額をいいます。ただし、既に保険金請求権者が受領済みの額を除きます。

24. 無過失事故に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款<用語の定義(共通)>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
相手自動車	所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第3条（無過失事故の取扱いの特則）

- （１）当会社は、この特約により、次のいずれかに該当する場合は、当会社と締結される次契約に適用するノンフリート等級を決定するうえでノーカウント事故として取り扱います。
- ① 車対車事故（注１）によって被保険自動車に生じた損害に対して、普通保険約款車両条項および基本条項（注２）の規定により保険金を支払う場合で、次に定める条件をいずれも満たしているとき。
- ア. 車対車事故（注１）の発生に関して被保険自動車を使用または管理していた者に過失がなかったことが確定すること。ただし、被保険自動車を使用または管理していた者に過失がなかったことが確定しない場合であっても、当会社が、事故状況の調査をした結果、その車対車事故の事故態様が（ア）から（エ）のいずれかに該当し、かつ、客観的事実に照らして、被保険自動車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めた場合を含みます。
- （ア） 相手自動車が、被保険自動車に追突したものであること。
- （イ） センターラインの表示のある対向道路上を走行中の相手自動車が、センターラインをオーバーしたことにより被保険自動車に衝突または接触したものであること。
- （ウ） 信号機による交通整理が行われている交差点において、相手自動車が赤色の灯火表示（赤色点滅は含みません。）に従わずその交差点に進入したことにより、青色の灯火表示に従った被保険自動車に衝突または接触したものであること。
- （エ） （ア）から（ウ）以外であって、駐車または停車中の被保険自動車に相手自動車が衝突または接触したものであること。
- イ. 車対車事故（注１）の相手自動車について、次の事項がいずれも確認できること。
- （ア） 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号
- （イ） 車対車事故（注１）発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称
- ② ①以外の、被保険自動車の自動運行装置（注３）の作動中に生じた偶然な事故のうち、道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条の4の2（自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等）の規定に基づき、運転者に同法第71条（運転者の遵守事項）第5号の5の規定が適用されていない間に生じた事故による損害に対して保険金を支払うとき。ただし、被保険自動車の自動運行装置（注３）について、被保険自動車の製造者の取扱説明書等で示す取扱いと異なる使用をしている間に生じた事故の場合を除きます。
- ③ ①および②以外の、他物との衝突または接触による事故によって被保険自動車に生じた損害に対して保険金を支払う場合で、次のア. からウ. までの条件をすべて満たすとき。
- ア. 被保険自動車に存在した欠陥や被保険自動車に行われた電気通信回線を用いた第三者による不正なアクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象または動作が被保険自動車に生じたことにより、事故が生じたこと。
- イ. 被保険自動車に生じた本来の仕様とは異なる事象または動作の原因となる事実が存在していたことが、次のいずれかにより明らかであること。
- （ア） リコール等（注４）
- （イ） 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査
- （ウ） （ア）または（イ）と同等のその他の客観的な事実
- ウ. 被保険自動車の所有者および運転者に過失がなかったことが判決もしくは裁判上の和解（注５）により確定したことまたは事故状況の調査を行い、法令および判例等に照らして検討した結果、当会社が被保険自動車の所有者および運転者に過失がなかったと認めること。
- （注１）被保険自動車と相手自動車との接触または衝突をいいます。

- （注２）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- （注３）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条（自動車の装置）に定める自動運行装置をいいます。
- （注４）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第63条の2または同条の3に基づき実施される改善措置等をいいます。
- （注５）民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みません。
- （２）（１）②および③の規定は、次のいずれかに該当する損害に対して普通保険約款車両条項および基本条項（注１）の規定により車両保険金等の保険金のみを支払う場合には適用しません。
- ① 被保険自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって被保険自動車が被爆した場合の損害
- ② 盗難によって生じた損害
- ③ 騒擾または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- ④ 台風、竜巻、洪水または高潮によって生じた損害
- ⑤ 落書、いたずらまたは窓ガラス破損の損害（注２）
- ⑥ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
- ⑦ ①から⑥までのほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、被保険自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または被保険自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。
- （注１）被保険自動車について適用される他の特約を含みます。
- （注２）いたずらの損害には、被保険自動車の運行によって生じた損害および被保険自動車と他の自動車（注３）との衝突または接触によって生じた損害を含みません。また、窓ガラス破損の損害には、飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた損害を含みません。
- （注３）被保険自動車以外の自動車をいいます。
- （３）（１）①の規定の適用において、車両保険金等以外の保険金が併せて支払われる場合には、当会社は、この特約を適用しません。ただし、車両保険金等以外の保険金が、ノーカウント事故として取扱う保険金のみである場合には、この特約を適用します。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

25. 個人賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款く用語の定義（共通）>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、営業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失（注）、汚損または損傷をいい、これらに起因するその財物の使用不能損害を含みます。 （注）紛失、盗難および詐欺は含みません。

住宅	本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他人	第4条（被保険者の範囲）に定める被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
本人	保険証券の記名被保険者欄に記載の者をいいます。
免責金額	保険金の支払額の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載のこの特約の免責金額（注）をいいます。被保険者の自己負担となります。 （注）保険証券に記載がない場合は0円とします。

第2条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内において生じた次のいずれかの事故（注1）により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害（注2）に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活（注3）に起因する偶然な事故
（注1）以下この特約において「事故」といいます。
（注2）以下この特約において「損害」といいます。
（注3）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第4条（被保険者の範囲）

（1）この特約における被保険者は、次の者をいいます。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注1）。ただし、本人に関する事故に限りません。
- ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りません。（注1）監督義務者に代わって本人を監督する者は本人の親族に限りません。（注2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限りません。

（2）（1）の本人と本人以外の被保険者との関係性は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

（3）（1）の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当会社は保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人の変更を当会社申し出て、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第8条（保険金の支払額）に定める保険金額が増額されるものではありません。

第6条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 環境汚染（注5）に起因する事故
- ⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

（注5）流出、溢（溢れ出ることをいいます。）もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。

第7条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務（注1）遂行に直接起因する損害賠償責任（注2）
- ② 専ら被保険者の職務（注1）の用に供される動産または不動産（注3）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任（注2）
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
- ⑤ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、区分所有建物の共用部分について他の区分所有者に対して負担する損害賠償責任を除きます。
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両（注4）または銃器（注5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（注1）職務にはアルバイトおよびインターンシップを含みます。なお、アルバイトとは、一時的、臨時的に収入を得るために行う仕事または勉強と両立させる形で行う仕事をいいます。また、インターンシップとは在学中に自らの専攻、

将来のキャリアに関連した企業等内での就業体験を行うことをいい、各種免許交付または資格付与の条件として法令に定められている実習、実地修練、実技または就業等を除きます。

(注2) 被保険者がゴルフの競技または指導を職業としている者以外の場合は、ゴルフの練習、競技または指導(注6)中に生じた偶然な事故に起因する損害賠償責任を除きます。

(注3) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注4) 船舶・車両には、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。

(注5) 空気銃を除きます。

(注6) ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

第8条（保険金の支払額）

(1) 1回の事故につき、当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額（注）

－

免責金額

=

保険金の額

(注) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、損害賠償金を支払うことにより、被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引きます。

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次条に規定する費用の全額を支払います。ただし、同条⑥の費用は、(1)に規定する損害賠償責任の額が保険金額を超える場合は、その保険金額の(1)の損害賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

第9条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

費用の種類	費用の内容
① 損害防止費用	第12条（事故発生時の義務）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 求償権保全費用	第12条(1)④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 緊急費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合、その手段を講じたことによって要した費用のうち、次の費用 ア. 応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用 イ. あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 示談交渉費用	被保険者が行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑤ 協力費用	第11条（当会社による解決）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用

⑥ 争訟費用	被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
--------	---

(注) 収入の喪失を含みません。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合、当会社の支払う保険金の額は次に定める額とします。

- ① この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合
この保険契約の支払責任額（注）
- ② 他の保険契約等によりこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。
(注) 他の保険契約等がないものとして算出したこの特約により支払うべき保険金の額をいいます。

(2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条（当会社による解決）

被保険者が損害賠償請求権者から損害賠償の請求を受けた場合、当会社は、必要と認めたとき、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることが出来ます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第12条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。
ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、当会社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく、当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、その通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と

異なることを告げた場合、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1) ①の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② (1) ②、③、⑥から⑧までの場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ③ (1) ④の場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ (1) ⑤の場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第13条(先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (注) 第9条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)
- (注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
- (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 第9条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第14条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ④ 他人の身体の障害に対する損害賠償責任に係る保険金の請求に関しては、次の書類または証拠
- ア. 被害者の死亡に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- イ. 被害者の後遺障害に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書

類

- ウ. 被害者の傷害または疾病に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑤ 他人の財物の損壊に対する損害賠償責任に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が生じた物の写真(注2)
 - ⑥ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 画像データを含みます。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) <用語の定義(共通)>の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、被害者の治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、

（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注１）からその日を含めて次に掲げる日数（注２）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注３） 180日
- ② （１）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ （１）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注１）被保険者が前条（２）および（３）の規定による手続を完了した日を行います。
- （注２）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注３）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）は、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

（４）（１）または（２）の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第16条（時効）

保険金請求権は、第14条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第17条（代位）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

（２）（１）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（３）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第18条（この特約が付帯された保険契約との関係）

（１）この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

（２）この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

（３）この特約が付帯された保険契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

第19条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を以下のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
① 第12条（重大事由による解除）（２）	賠償責任条項、人身傷害条項または搭乗者傷害条項	個人賠償責任補償特約
② 第12条（４）	車両条項	

26. 賠償事故解決に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款く用語の定義（共通）>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
保険金額	第2条（賠償事故の範囲）に掲げる補償条項および特約の規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載のものまたはこの特約が付帯された補償条項および特約で定められたものをいいます。
免責金額	第2条（賠償事故の範囲）に掲げる補償条項および特約の規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載のものまたはこの特約が付帯された補償条項および特約で定められたものをいいます。

第2条（賠償事故の範囲）

この特約における賠償事故とは、次に掲げる補償条項および特約において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して当会社が保険金を支払うことを定めた場合のその損害の原因となる事故をいいます。

個人賠償責任補償特約

第3条（当会社による援助）

（１）当会社は、この特約により、被保険者が日本国内において発生した賠償事故（注１）にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注２）について協力または援助を行います。

（注１）被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。以下この特約において同様とします。

（注２）弁護士の選任を含みます。

（２）（１）に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

第4条（当会社による解決）

（１）被保険者が日本国内において発生した賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受

けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（注）を行います。

（注）弁護士を選任を含みます。

（２）（１）の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（３）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（１）の規定は適用しません。

- ① １回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当会社と日本国内で直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が（２）に規定する協力を拒んだ場合
- ④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回る場合

（４）（１）に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（注）は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

（注）弁護士を選任を含みます。

第5条（損害賠償請求権者の直接請求権）

（１）日本国内において発生した賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（３）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（３）に定める損害賠償額を支払います。ただし、１回の事故につき、当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（３）この特約において損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

－

被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

－

免責金額

=

損害賠償額

（４）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場

合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

（５）（２）または（７）の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

（６）１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注）が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は（１）の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は（２）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ① （２）の④のいずれかに規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
 - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- （注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

（７）（６）の②または③のいずれかに該当する場合は、（２）の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、１回の事故につき当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第6条（損害賠償額の請求および支払）

（１）損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 損害賠償額の請求書
- ② 死亡に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ③ 後遺障害に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ④ 傷害または疾病に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑥ 他人の財物の損壊に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注１）および被害が生じた物の写真（注２）

⑦ その他当会社が（４）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注１）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注２）画像データを含みます。

（２）損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする３親等

内の親族

- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）＜用語の定義（共通）＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- （3）（2）の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

- （4）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、（1）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- （5）損害賠償請求権者が、正当な理由がなく（4）の規定に違反した場合または（1）、（2）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

- （6）当会社は、前条（2）または（6）のいずれかに該当する場合は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

- ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容

- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項（注）損害賠償請求権者が（1）および（2）の規定による手続を完了した日をいいます。

- （7）（6）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、（6）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

- ① （6）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注3） 180日

- ② （6）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

- ③ （6）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（6）の事項の確認のための調査 60日

- ⑤ （6）の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）損害賠償請求権者が（1）および（2）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- （8）（6）および（7）に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）は、これにより確認が遅延した期間については、（6）または（7）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第7条（仮払金および供託金の貸付け等）

- （1）第3条（当会社による援助）または第4条（当会社による解決）（1）の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、1回の事故につき、保険金額（注）の範囲内で、次のいずれかの貸付けまたは供託を行います。

- ① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け
② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託

- ③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け

（注）同一の事故につき既に当会社が支払った保険金または第5条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

- （2）（1）の③により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金（注）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

（注）利息を含みます。

- （3）（1）の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①または②の規定は、その貸付金または供託金（注）を既に支払った保険金とみなして適用します。

- ① 第5条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）のただし書

- ② 第5条（7）のただし書

（注）利息を含みます。

- （4）（1）の供託金（注1）が第三者に還付された場合は、その還付された供託金（注1）の限度で、（1）の当会社の名による供託金（注1）または貸付金（注2）が保険金として支払われたものとみなします。

（注1）利息を含みます。

（注2）利息を含みます。

- （5）第2条（賠償事故の範囲）に掲げる補償条項および特約の保険金の請求に関する規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、（1）の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第8条（損害賠償請求権の行使期限）

第5条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合は、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、この特約が付帯された普通保険約款および特約の規定を準用します。

27. 電車等運行不能に対する賠償責任追加補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。 （注）特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス（注）をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバリーフト等座席装置のないリフト等は除きます。 （注）専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
事故	賠償責任補償に関する特約等で規定する事故をいいます。
賠償責任補償に関する特約等	第2条（賠償責任補償に関する特約等）に掲げる補償条項および特約をいいます。

第2条（賠償責任補償に関する特約等）

この特約において、賠償責任補償に関する特約等とは、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う次に掲げる補償条項および特約をいいます。

個人賠償責任補償特約

第3条（保険金を支払う場合）

この特約により、賠償責任補償に関する特約等で規定する損害に、日本国内において生じた事故により軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を含みます。

第4条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故により軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能が発生したことを知った場合は、賠償責任補償に関する特約等に規定する事故発生時の義務を履行しなければなりません。

第5条（保険金または損害賠償額の請求）

- （１）第3条（保険金を支払う場合）に定める損害について、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、賠償責任補償に関する特約等に定める保険金の請求に必要な書類または証拠のほか、当会社の求めに応じて、損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類を提出しなければなりません。
- （２）第3条（保険金を支払う場合）に定める損害について、賠償事故解決に関する特約に基づき、損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、同特約に定める損害賠償額の請求に必要な書類または証拠のほか、当会社の求めに応じて、損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類を提出しなければなりません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款および特約の規定を準用します。

28. 受託品に対する賠償責任追加補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物	賠償責任補償に関する特約等で規定する財物をいいます。
事故	賠償責任補償に関する特約等で規定する事故をいいます。
受託品	被保険者が日本国内において他人（注）から受託した財物のうち、被保険者が使用または管理する動産をいいます。ただし、不動産に付随して受託され、かつ、不動産に備え付けられた動産を除きます。 （注）賠償責任補償に関する特約等で規定する他人に限りします。
受託品の損壊	受託品の滅失（注）、汚損または損傷をいい、これらに起因するその受託品の使用不能損害を含みます。 （注）紛失、盗難および詐欺を含みません。
賠償責任補償に関する特約等	第2条（賠償責任補償に関する特約等）に掲げる補償条項および特約をいいます。
被保険者	賠償責任補償に関する特約等で規定する被保険者をいいます。

第2条（賠償責任補償に関する特約等）

この特約において、賠償責任補償に関する特約等とは、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う次に掲げる補償条項および特約をいいます。

個人賠償責任補償特約

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、賠償責任補償に関する特約等で規定する損害に、日本国内において生じた事故により受託品の損壊または盗取について、その受託品につき正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- （１）この特約により、賠償責任補償に関する特約等で規定する保険金を支払わない場合について、下表の「読み替え前」欄の規定を「読み替え後」欄のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任	被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（注）について、その財物が受託品でない場合は、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 （注）賠償責任補償に関する特約等で規定する財物の損壊をいいます。

- （２）当会社は、賠償責任補償に関する特約等に掲げる損害のほか、次のいずれかに該当する受託品の損壊または盗取によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 通貨、有価証券、預貯金証書（注１）、印紙、切手、小切手、手形、乗車券、電子マネーその他これらに準ずる物
- ② 定期券、クレジットカード、クーポン券、航空券、旅券その他これらに準ずる物
- ③ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ④ 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物
- ⑤ 被保険者が別表に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ⑥ 眼鏡、コンタクトレンズ、義歯、義肢その他これらに準ずる物
- ⑦ ハンググライダー、ウィンドサーフィン、サーフィン、パラセール、スキューバダイビング用具その他これらに準ずる物
- ⑧ 航空機および船舶・車両（注２）ならびにこれらの付属品
- ⑨ 動物、植物等の生物
- ⑩ 移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器（注３）ならびにこれらの付属品
- ⑪ ドローンその他の無人航空機およびラジオコントロール模型ならびにこれらの付属品
- ⑫ 銃砲、刀剣その他これらに準ずる物
- ⑬ 公序良俗に反する物
- ⑭ 法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
- ⑮ 受託した地および時における受託品の価額が１個、１組または１対で100万円を超える物（注４）
- ⑯ 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
- ⑰ 業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
- ⑱ その他下欄記載の物

（注１）通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

（注２）船舶・車両には、ヨット、モーターボートおよびボートを含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力である物を含みません。

（注３）「移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、ワープロ、電子手帳等をいいます。

（注４）ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

（３）当会社は、次のいずれかに該当する事由による受託品に生じた事故について、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア、法令に定められた運転資格（注１）を持たないで自動車等を運転している間
イ、酒気を帯びて（注２）自動車等を運転している間
ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注３）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ③ 被保険者が受託品について、通常必要とされる取扱上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したこと。
- ④ 次の事由またはその他の自然の劣化消耗
ア、受託品の自然の消耗、摩滅、劣化
イ、受託品の性質による腐蝕、さび、かび、変色
ウ、受託品のねずみ食いまたは虫食い等
- ⑤ 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥
- ⑥ 差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火

災消防または避難に必要な処置としてなされた場合には、保険金を支払います。

- ⑦ 偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電氣的事故または機械的故障
- ⑧ 受託品の置き忘れまたは紛失
- ⑨ 建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれ、あられまたは融雪水の浸入または吹き込み
- ⑩ 詐欺または横領

（注１）運転する地における法令によるものをいいます。

（注２）道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

（注３）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

（４）当会社は、事故によって生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 受託品に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合を除きます。
- ② 受託品である液体の流出に起因する損害。ただし、その結果として他の受託品が損壊したこと起因する損害については、この規定は適用しません。
- ③ 受託品のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、受託品の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
- ④ 受託品のうち、楽器について次の事由が生じたことに起因する損害
ア、弦（注）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、受託品の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
イ、音色または音質の変化

（注）ピアノ線を含みます。

（５）当会社は、受託品の損壊または盗取について、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 受託品が権利者に返還された後に発見された受託品の事故に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（注）
（注）収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。

（６）当会社は、受託品が被保険者以外の者に転貸されている間に生じた事故については、保険金を支払いません。

第5条（事故発生時の義務）

（１）保険契約者または被保険者は、事故により受託品の損壊または盗取が発生したことを知った場合は、賠償責任補償に関する特約等に定める事故発生時の義務とともに次のことを履行しなければなりません。

- ① 受託品の名称および損害状況を遅滞なく、当会社に通知すること。
- ② 受託品に盗難があった場合には、遅滞なく、警察に届け出ること。

（２）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、（１）の規定に違反した場合、その通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、賠償責任補償に関する特約等に定める金額のほか、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条（保険金または損害賠償額の請求）

（１）第3条（保険金を支払う場合）に定める損害について、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、賠償責任補償に関する特約等に定める保険金の請求に必要な書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 受託品の損壊または盗取に対する損害賠償責任に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注１）および被害が生じた物の写真（注２）
- ② 盗難による損害の場合は警察署の盗難届出証明書（注１）既に支払がなされた場合はその領収書とします。（注２）画像データを含みます。
- （２）第３条（保険金を支払う場合）に定める損害について、賠償事故解決に関する特約に基づき、損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、同特約に定める損害賠償額の請求に必要な書類または証拠のほか、当会社の求めに応じて、損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類を提出しなければなりません。
- （３）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（１）および（２）に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （４）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（３）の規定に違反した場合は（１）から（３）までの書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金の支払時期）

賠償責任補償に関する特約等に定める請求完了日には、被保険者が前条（１）の規定による手続を完了した日を含めるものとします。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

別表 第4条（保険金を支払わない場合）（２）⑤の運動等

山岳登山（注１）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注２）操縦（注３）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注４）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注１）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注２）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注３）職務として操縦する場合を除きます。

（注４）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等といい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等を含みます。）を除きます。

29. 保険料分割払特約（一般）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款＜用語の定義（共通）＞による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。
-------	--

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込方法）

- （１）保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第１回分割保険料を払い込み、第２回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- （２）第２回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- （３）第２回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第２回分割保険料の払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第２回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第３回分割保険料の払込期日をその第２回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。なお、この場合であっても第２回分割保険料以外の払込期日は変更しません。

第4条（第１回分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第１回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（追加保険料の払込み）

- （１）普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）、（２）、（５）または（７）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次のいずれかに定める方法により、当会社に払い込むこととします。

- ① 追加保険料の全額を一括して払い込む方法
- ② 追加保険料を、未経過期間等により当会社が決定する回数および金額に分割して当会社に払い込む方法

- （２）保険契約者は、次に定める払込期日までに追加保険料を払い込まなければなりません。

- ① （１）①の追加保険料および（１）②の第１回追加保険料は、当会社が請求した日
- ② （１）②の第２回目以降の追加保険料は、①以降に到来する分割保険料の払込期日

- （３）保険契約者が（２）①の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）、（２）、（５）または（７）の追加保険料ごとの同条の規定を適用します。
- （４）（２）②の追加保険料においては、その追加保険料と分割保険料とを合計した保険料を次条および第7条（解除－分割保険料不払の場合）の分割保険料と読み替えて適用します。

第6条（第２回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

- （１）当会社は、保険契約者が第２回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- （２）第２回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が（１）の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった

たと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第7条（解除－分割保険料不払の場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1) の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
 - ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- (3) (1) の規定により当社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。
- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間保険料から既経過期間に対し月割（注1）をもって計算した保険料を差し引いた額（注2）
 - ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額
- （注1）1か月に満たない期間は1か月とします。
- （注2）保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき計算するものとします。

30. 追加保険料の口座振替特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款＜用語の定義（共通）＞による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
振替追加保険料	普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(5)もしくは(7)またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当社が請求する追加保険料（注）をいいます。ただし、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回追加保険料をいいます。 （注）同一保険証券により保険に付されている複数台の自動車に新たな自動車を追加する場合の追加保険料を含みます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当社の定める日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① この保険契約に初回保険料の口座振替特約、保険料分割払特約（一般）または保険料分割払特約（大口）が適用されており、保険料の払込みが口座振替により行われること。

- ② 保険契約者がこの特約の適用を申し出て、当社がこれを承認すること。

第3条（振替追加保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、この特約により、振替追加保険料の払込みを、払込期日に指定口座から当社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) (1) の規定により、当社は、保険料分割払特約（一般）または保険料分割払特約（大口）の適用がある場合は、同特約第5条（追加保険料の払込み）(2) ①の規定は適用しません。
- (3) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による振替追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (4) 保険契約者は、払込期日の前日までに振替追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。

第4条（振替追加保険料領収前の事故）

- (1) 払込期日に振替追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、振替追加保険料を払込期日の属する月の翌月末までに払い込まねばなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の振替追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)、(5)または(7)の追加保険料ごとの同条の規定を適用します。この場合において、同条(3)中の「第11条（保険契約の解除）(3)」とあるのは、「この特約」と読み替えるものとします。
- (3) (2) の適用において、第1条（用語の定義）振替追加保険料の定義の注書に定める追加保険料の場合は、その追加保険料を普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(5)の追加保険料とみなして同条(6)の規定を適用します。
- (4) 被保険者または損害賠償請求権者が、振替追加保険料領収前の事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は振替追加保険料を当社に払い込まねばなりません。
- (5) (4) の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、振替追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額を支払います。

- ① 事故発生の日が払込期日以前であること。

- ② 保険契約者が振替追加保険料を払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。

- (6) (5) ②の確約に反して保険契約者が払込期日に振替追加保険料の払込みを怠り、かつ、その払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当社は、(5)の保険金または損害賠償額について、保険契約者に対して次の①または②に規定する保険金の額の返還を請求することができます。

- ① 普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)、(2)または(5)の追加保険料である場合は、既に支払った保険金の全額

- ② 同条(7)の追加保険料である場合は、既に支払った保険金の額から同条(8)の保険金の額を差し引いた額

- (7) 保険契約者が(2)または(6)の振替追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第5条（解除－振替追加保険料不払の場合）

- (1) 当社は、払込期日の属する月の翌月末までに、振替追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1) の解除の効力は、その振替追加保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。

(3)(1)の規定により当社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間保険料から既経過期間に対し月割(注1)をもって計算した保険料を差し引いた額(注2)
- ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額(注1)1か月に満たない期間は1か月とします。
(注2)保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき計算するものとします。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

31. 保険料クレジットカード払特約

第1条(用語の定義)

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款<用語の定義(共通)>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
保険料	普通保険約款基本条項第14条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(5)もしくは(7)または同条項第17条(保険料の返還または請求—解除の場合)(2)ただし書の規定により請求する追加保険料およびこの保険契約に適用される特約の規定により当社が請求する保険料を含みます。

第2条(クレジットカードによる保険料払込みの承認)

当会社は、この特約に従い、保険契約者がクレジットカードを使用して、この保険契約の保険料を払い込むことを承認します。

第3条(保険料の払込み)

(1) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して払い込む旨の申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社に対して、払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードを使用した保険料の払込みを承認した時をもって、保険料が払い込まれたものとみなします。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、(1)の規定は適用しません。

- ① 当社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合。
ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいる場合を除きます。
- ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第4条(保険料の直接請求および請求保険料払込み後の取扱い)

(1) 前条(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者にこの保険契約の保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対して保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合は、当会社は、その払い込んだ保険料相当額については、保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、

(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、前条(1)の規定を適用します。

(3) 保険契約者が(2)の保険料の払込みを怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

(4)(3)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条(保険料の返還の特則)

この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当会社は、クレジットカード発行会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合を除きます。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

32. 初回保険料の口座振替特約

第1条(用語の定義)

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款<用語の定義(共通)>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた総保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める日をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

(1) この特約は、保険契約締結の際に、当社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替によって払い込むことについての合意がある場合に適用されます。

(2) この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。

- ① 保険契約締結の時に、指定口座が提携金融機関に設定されていること。
- ② この保険契約の締結および当会社の定める損害保険料口座振替依頼の手続きが、保険期間の初日までになされていること。

第3条(初回保険料の払込み)

(1) 初回保険料の払込みは、保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。

(2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に初回保険料の払込みがあったものとみなします。

(3) 保険契約者は、払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。

(4)(1)の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料を払い込むべき払込期日

までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、初回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。なお、この場合であっても初回保険料以外の払込期日は変更しません。

第4条（初回保険料領収前の事故）

- （１）払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を払込期日の属する月の翌月末までに払い込まなければなりません。
- （２）当会社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前の事故による損害または傷害に対して、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。
- （３）（２）の規定により、被保険者または損害賠償請求権者が、初回保険料領収前の事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- （４）（３）の規定にかかわらず、次に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額を支払います。
- ① 事故発生の日が払込期日以前であること。
- ② 保険契約者が初回保険料を払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
- （５）（４）②の確約に反して保険契約者が払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、その払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して既に支払った保険金または損害賠償額の全額の返還を請求することができます。
- （６）保険契約者が（２）または（５）の初回保険料の払込みを怠った場合で、その払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときは、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第5条（解除－初回保険料不払の場合）

- （１）当会社は、払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （２）（１）の解除は保険期間の初日からその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

33. 団体扱に関する特約（一般A）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款<用語の定義（共通）>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般A－１）」または「保険料集金に関する契約書（一般A－２）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。

集金不能日	第7条（特約の失効）（１）①から④までのいずれかの事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）をいいます。 （注）法人・個人の別を問いません。

第2条（この特約の適用条件）

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（注）に勤務し、毎月その企業体（注）から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの契約が締結されていること。
- ア、団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A－１）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条（賃金の支払）に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限りです。
- イ、職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A－２）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等がアのただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限りです。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
- ア、集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
- イ、集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
- （注）法人・個人の別を問いません。

第3条（保険料の払込方法）

- （１）当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。
- ① この保険契約の保険料の全額を一時に払い込むこと。
- ② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
- （２）（１）の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。
- ① （１）①の場合の保険料または（１）②の場合の第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
- ② （１）②の場合の第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（２）①の保険料または第1回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- （１）普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義

務等の場合)(1)、(2)、(5)または(7)に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第14条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(1)、(2)、(5)または(7)の追加保険料ごとの同条の規定を適用します。

第6条(保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
 - ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合
- (2) (1) ①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

第8条(特約失効後の未払込保険料の払込み)

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第9条(未払込保険料不払の場合の免責)

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まなかった場合には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条(解除－特約失効による未払込保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、第8条(特約失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除の効力は、集金不能日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれが早い日から将来に向かってのみ生じます。
- (3) (1)の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。
- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間保険料から既経過期間に對し月割(注1)をもって計算した保険料を差し引いた額(注2)
 - ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額
- (注1) 1か月に満たない期間は1か月とします。
- (注2) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき計算するものとします。

34. 団体扱に関する特約(一般B)

第1条(用語の定義)

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款<用語の定義(共通)>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
勤務事業所	保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般B)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第7条(特約の失効)(1)①から④までのいずれかの事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体(注)をいいます。 (注) 法人・個人の別を問いません。

第2条(この特約の適用条件)

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体(注)に勤務し、毎月その企業体(注)から給与の支払を受けていること。
 - ② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - ア. 団体
 - イ. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
 - ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 勤務事業所において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
- (注) 法人・個人の別を問いません。

第3条(保険料の払込方法)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。
- ① この保険契約の保険料の全額を一時に払い込むこと。
 - ② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
- (2) (1)の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。
- ① (1)①の場合の保険料または(1)②の場合の第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むこと。ただし、被保険自動車について、保険契約者が勤務事業所において当会社と団体扱に係る特約を付した保険契約を締結していた場合であって、その保険契約の保険期間の末日(注)をこの保険契約の保険期間の初日とするときには、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができるものとします。
 - ② (1)②の場合の第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
- (注) その保険契約が保険期間の途中で解除された場合には、その解除日とします。

第4条(保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2)①の保険料または第1回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

（１）普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）、（２）、（５）または（７）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

（２）保険契約者が（１）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）、（２）、（５）または（７）の追加保険料ごとの同条の規定を適用します。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

（１）この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者が勤務事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
- ③ 保険契約者またはその代理人が保険料を勤務事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合
- ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合

（２）（１）①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

第8条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

前条（１）の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第9条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

（１）当会社は、第8条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（２）（１）の解除の効力は、集金不能日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。

（３）（１）の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間保険料から既経過期間に對し月割（注1）をもって計算した保険料を差し引いた額（注2）
- ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額（注1）1か月に満たない期間は1か月とします。（注2）保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき計算するものとします。

35. 団体扱に関する特約（一般C）

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款＜用語の定義（共通）＞

＞による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
集金不能日等	第7条（特約の失効）（１）①の事実の場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日をいい、同条（１）②から④までのいずれかの事実の場合は、その事実が発生した日をいいます。
退職者	退職によりその団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）をいいます。 （注）法人・個人の別を問いません。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（注）に勤務し、毎月その企業体（注）から給与の支払を受けていること。
- ② 団体に勤務している者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている団体、労働組合または共済組織と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア. 指定口座から、口座振替により、集金日に保険料を集金すること。
イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
（注）法人・個人の別を問いません。

第3条（保険料の払込方法）

（１）当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① この保険契約の保険料の全額を一時に払い込むこと。
- ② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。

（２）（１）の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

- ① （１）①の場合の保険料または（１）②の場合の第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
- ② （１）②の場合の第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（２）①の保険料または第1回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- （１）普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）、（２）、（５）または（７）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- （２）保険契約者が（１）の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）、（２）、（５）または（７）の追加保険料ごとの同条の規定を適用します。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

- （１）この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が保険契約者にかかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から振り替えられなかった場合
 - ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - ④ 当会社が集金者からの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- （２）（１）①または④の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

第8条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

前条（１）の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第9条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

- （１）当会社は、第8条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （２）（１）の解除の効力は、集金不能日等またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。
- （３）（１）の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。
- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間保険料から既経過期間に對し月割（注1）をもって計算した保険料を差し引いた額（注2）
 - ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額
- （注1）1か月に満たない期間は1か月とします。
- （注2）保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき計算するものとします。

第11条（退職者に対する特則）

- （１）第2条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、団体が退職者について団体扱による保険契約の締結を認める場合において、団体の退職者である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、その保険契約者がその構成員と

なっていた団体、労働組合または共済組織と当会社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用することができます。

- ① 指定口座から、口座振替により、集金日に保険料を集金すること。
 - ② ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
- （２）（１）の規定により、保険契約者が団体の退職者である場合は、当会社は、第7条（特約の失効）（１）③の事実が発生したことによる同条（１）の規定を適用しません。

36. 団体扱に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款く用語の定義（共通）>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
集金契約	「保険料集金に関する契約」による保険料集金契約をいいます。
集金不能日	第7条（特約の失効）（１）①から③までのいずれかの事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 団体と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - ② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第3条（保険料の払込方法）

- （１）当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。
- ① この保険契約の保険料の全額を一時に払い込むこと。
 - ② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
- （２）（１）の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。
- ① （１）①の場合の保険料または（１）②の場合の第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込むこと。
 - ② （１）②の場合の第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込むこと。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条（２）①の保険料または第1回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- （１）普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）、（２）、（５）または（７）に定めるところに従い、当会社が追加

保険料を請求した場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当
会社に払い込まなければなりません。
(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、普通保
険約款基本条項第14条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)
(1)、(2)、(5)または(7)の追加保険料ごとの同条の規定を適用します。

第6条(保険料領収証の発行)

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額
に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行し
ません。

第7条(特約の失効)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かっ
てその効力を失います。
- ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他
この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合
 - ③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合
- (2) (1) ①の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約
者にその旨を通知します。

第8条(特約失効後の未払込保険料の払込み)

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日か
ら1か月以内に、未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い
込まなければなりません。

第9条(未払込保険料不払の場合の免責)

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合
には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による
損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条(解除・特約失効による未払込保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、第8条(特約失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未
払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知を
もって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除の効力は、集金不能日またはこの保険契約の保険期間の末日のい
ずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。
- (3) (1)の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額
を上回るときは、その差額を返還します。
- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間保険料から既経過期
間に対し月割(注1)をもって計算した保険料を差し引いた額(注2)
 - ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額
- (注1) 1か月に満たない期間は1か月とします。
(注2) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保
険料に基づき計算するものとします。

37. 団体扱に関する特約(口座振替方式)

第1条(用語の定義)

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款<用語の定義(共通)
>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。

集金契約	「保険料集金に関する契約書(口座振替方式)」による保 険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいま す。
集金不能日等	第7条(特約の失効)(1) ①の事実の場合は、その事実が 発生したことにより集金者による保険料の集金が不能とな った最初の集金日をいい、同条(1) ②から④までのいずれか の事実の場合は、その事実が発生した日をいいます。
退職者	退職によりその団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① 保険契約者が官公署に勤務し、毎月その官公署から給与の支払を受けてい
ること。
 - ② 保険契約者が給与の支払を受けている団体または団体に勤務している者に
よって構成されている労働組合、共済組織等で団体から保険料集金を委託され
ている者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾しているこ
と。
ア. 指定口座から、口座振替により、集金日に保険料を集金すること。
イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条(保険料の払込方法)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を次に定める
いずれかの方法により払い込むことを承認します。
- ① この保険契約の保険料の全額を一時に払い込むこと。
 - ② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む
こと。
- (2) (1)の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるとこ
ろにより、保険料を払い込まなければなりません。
- ① (1) ①の場合の保険料または(1) ②の場合の第1回保険料は、保険契約
締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集
金者を経て払い込むこと。
 - ② (1) ②の場合の第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、
集金者を経て払い込むこと。

第4条(保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(2) ①の保険料または第1
回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いま
せん。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払
い込まれる場合を除きます。

第5条(追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款基本条項第14条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義
務等の場合)(1)、(2)、(5)または(7)に定めるところに従い、当会社が追加
保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に
当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、普通保
険約款基本条項第14条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)
(1)、(2)、(5)または(7)の追加保険料ごとの同条の規定を適用します。

第6条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条（特約の失効）

（１）この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して１か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して１か月以内に指定口座から振り替えられなかった場合
- ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
- ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

（２）（１）①または④の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にその旨を通知します。

第8条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

前条（１）の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から１か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第9条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

（１）当会社は、第8条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（２）（１）の解除の効力は、集金不能日等またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。

（３）（１）の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間保険料から既経過期間に対し月割（注１）をもって計算した保険料を差し引いた額（注２）
 - ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額
- （注１）１か月に満たない期間は１か月とします。
- （注２）保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき計算するものとします。

（注２）保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき計算するものとします。

第11条（退職者に対する特約）

（１）第2条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、団体が退職者について団体扱による保険契約の締結を認める場合において、団体の退職者である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、その保険契約者がその構成員となっていた団体、労働組合または共済組織と当会社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用することができます。

- ① 指定口座から、口座振替により、集金日に保険料を集金すること。
- ② ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

（２）（１）の規定により、保険契約者が団体の退職者である場合は、当会社は、第7条（特約の失効）（１）③の事実が発生したことによる同条（１）の規定を適用しません。

38. 団体扱における追加保険料に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款く用語の定義（共通）>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
覚書	保険料集金に関する契約書に係わる覚書をいいます。
集金契約	団体扱特約第2条（この特約の適用条件）に定める集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	団体扱特約第7条（特約の失効）に規定する集金不能日または集金不能日等をいいます。
承認請求等	保険証券または保険契約申込書の記載事項の訂正または変更を行うための申出、通知または承認の請求をいいます。
団体扱特約	団体扱に関する特約（一般A）、団体扱に関する特約（一般B）、団体扱に関する特約（一般C）、団体扱に関する特約または団体扱に関する特約（口座振替方式）をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① この保険契約に、団体扱特約が適用されており、集金者と当会社との間に覚書が締結されていること。
 - ② 保険契約者または被保険者が、承認請求等を、書面またはファクシミリ等の通信手段により当会社に行うこと。

第3条（追加保険料の払込みの特約）

（１）団体扱特約第5条（追加保険料の払込み）（１）の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）、（２）、（５）または（７）に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。

（２）（１）の規定により追加保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、追加保険料を払い込まなければなりません。

- ① この保険契約の保険料の全額を一時に払い込んでいる場合は、（１）の追加保険料の全額を一時に払い込むこと。
- ② この保険契約の保険料を分割して払い込んでいる場合は、（１）の追加保険料の全額を一時に払い込むが、または未経過期間等により当会社が決定する回数および金額に分割して払い込むこと。

第4条（特約失効後の未払込保険料の払込み）

団体扱特約第7条（特約の失効）の規定により、同特約が失効した場合には、この特約も効力を失います。この場合において、保険契約者は集金不能日等から１か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

第5条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（解除－特約失効による未払込保険料不払の場合）

（１）当会社は、第4条（特約失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知を

- もって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1) の解除の効力は、集金不能日等またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。
- (3) (1) の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。
- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間保険料から既経過期間に対し月割(注1)をもって計算した保険料を差し引いた額(注2)
 - ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額(注1) 1か月に満たない期間は1か月とします。
- (注2) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき計算するものとします。

39. 継続契約の取扱いに関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款<用語の定義(共通)>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
継続契約	この保険契約と保険契約者、記名被保険者および被保険自動車を同一として当会社と締結する契約で、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。
継続漏れ	この保険契約の継続契約の契約締結手続漏れをいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第3条(継続契約に関する特則)

当会社は、この特約により、継続漏れがあった場合であっても、次に定める条件をいずれも満たしているときに限り、この保険契約が満了する日と同一の内容で継続されたものとして取り扱います。

- ① この保険契約が1年以上を保険期間とする保険契約であること。ただし、継続契約に対して当会社の定めるノンフリート保険期間通算特則を適用するために当会社と締結した保険期間を1年未満とする保険契約である場合を含みます。
- ② この保険契約が、この特約を適用して締結されたものでないこと。
- ③ 被保険自動車を同一とする他の保険契約または共済契約がないこと。
- ④ 保険契約者の故意または重大な過失により、継続漏れとなったものでないこと。
- ⑤ この保険契約の保険期間内に、保険契約者または当会社から継続契約を締結しない旨の意思表示がなかったこと。
- ⑥ 保険契約者が、保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に書面により継続契約の申込みを行うこと。
- ⑦ 特約に別に定める場合を除いて、保険契約者が⑥の申込みと同時に継続契約の保険料を当会社に払い込むこと。

第4条(継続契約に適用される内容)

- (1) 前条の規定にかかわらず、次の事項については、継続契約に適用される内容は①から④までの定めるところによりします。
- ① この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合、被保険自動車の保険金額は、継続契約の初日における被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等(注1)で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当

額(注2)を基準として算定した価額見積額とします。

- ② この保険契約に適用されている特約のうち、継続契約の保険期間の初日において、特約の適用条件の範囲外となる場合は、これを継続契約に適用しないものとします。
 - ③ 継続契約の保険料は、この保険契約の無事故実績等の条件によって、定めるものとします。
 - ④ 前条①ただし書の規定により、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合は、継続契約の保険期間は1年とします。
- (注1) 初度検査年月を含みます。
- (注2) 当会社が別に定める車両価格表等に記載された価格をいいます。
- (2) 当会社が制度または料率等(注)を改定した場合には、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における制度または料率等(注)が適用されるものとします。
- (注) 普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

第5条(保険責任に関する特則)

第3条(継続契約に関する特則)によって締結された継続契約に対しては、普通保険約款基本条項第2条(保険責任の始期および終期)(3)および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。

第6条(入替自動車の自動補償規定の適用)

この保険契約の保険期間が満了する時までに普通保険約款基本条項第8条(被保険自動車の入替)(7)に定める取得日があり、同条(4)または(5)の承認の請求があった場合は、当会社は、継続契約の保険期間が始まった時以後、同条(4)または(5)の請求を承認するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、継続契約の同条の規定を適用します。

第7条(運転者範囲変更漏れサポート特約の適用)

継続契約の保険期間が始まった時以後、第3条(継続契約に関する特則)⑥の申込みの時までに生じた運転者範囲変更漏れサポート特約第3条(救済対象運転者に対する特則)の事故による損害または傷害に対しては、この保険契約の保険期間の初日を同条の保険契約締結の時とみなして、継続契約の同特約を適用します。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

40. 通信販売に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款<用語の定義(共通)>による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
承認請求等	保険証券または保険契約申込書の記載事項の訂正または変更を行うための申出、通知または承認の請求をいいます。
通知書	保険料、保険料払込期日および保険料払込方法等を記載した書面をいいます。
申込意思の表示	当会社に対する保険契約申込みの意思の表示をいいます。

第2条(この特約の適用条件)

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第3条（保険契約の申込み）

（１）当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次のいずれかの方法により、保険契約の申込みを行うことができるものとします。

- ① 当会社所定の保険契約申込書（以下「申込書」といいます。）に所要の事項を記載し、当会社に送付すること。
 - ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、申込意思の表示をすること。
- （２）（１）①の規定により申込書の送付を受けた当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受を行うものについては通知書を保険契約者に送付します。
- （３）（１）②の規定により申込意思の表示を受けた当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受を行うものについては通知書および申込書を保険契約者に送付します。この場合において、保険契約者は、申込書に所要の事項を記載し、所定の期間内に当会社へ返送するものとします。
- （４）保険契約者は、（３）の規定に基づき当会社が送付した申込書に記載された契約条件の変更を行うことはできません。保険契約者が申込書の契約条件の変更を行った場合は、変更された申込書を（１）①による申込書とみなして取り扱います。
- （５）保険契約者が（３）の申込書の返送を怠った場合は、当会社は、（１）の申込みがなかったものとして取り扱います。

第4条（保険料の払込方法）

- （１）保険契約者は、通知書に従い、保険料を払い込まなければなりません。
- （２）（１）の規定により、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約において保険料（注）をこの保険契約の締結と同時に払い込むべき旨の規定を適用しません。
- （注）保険料を分割して払い込む場合は、第1回保険料をいいます。
- （３）通知書に記載する保険料払込期日は、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。

第5条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、通知書に記載された保険料払込期日までに保険料（注１）の払込みを怠った場合（注２）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日からその効力を生じます。

（注１）保険料を分割して払い込む場合は、第1回保険料をいいます。

（注２）当会社が、保険契約者に対し保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

第6条（この特約による当会社への通知）

保険契約者または被保険者が、書面またはファクシミリ等の通信手段により当会社に承認請求等を行う場合は、当会社は、次条および第8条（追加保険料不払による保険契約の解除）の規定を適用します。

第7条（追加保険料の払込み）

- （１）前条の承認請求等に対して、当会社が普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）、（２）、（５）または（７）の規定に定める追加保険料（注１）の請求を行う場合は、保険契約者は、追加保険料（注１）の請求の日（注２）からその日を含めて14日以内に、当会社の請求する追加保険料（注１）を払い込まなければなりません。
- （注１）追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回追加保険料とします。
- （注２）保険契約者が請求の日以降に契約条件等の変更日を指定する場合は、その変更日とします。
- （２）保険契約者が（１）の追加保険料（注）の払込みを怠った場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）、（２）、（５）または（７）の追加保険料ごとの同条の規定を適用します。この場合において、同条（３）中の「第11条（保険契約の解除）（３）」とある

のは、「この特約」と読み替えるものとします。

（注）追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回追加保険料とします。

第8条（追加保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、前条（１）に定める期間内に追加保険料（注１）が払い込まれなかった場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、前条（１）に規定する請求の日（注２）から将来に向かってのみその効力を生じます。

（注１）追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回追加保険料とします。

（注２）保険契約者が請求の日以降に契約条件等の変更日を指定する場合は、その変更日とします。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

41. インターネットによる契約に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、通信販売に関する特約第3条（保険契約の申込み）（１）②による保険契約の申込みであり、かつ、当会社のウェブサイトへのインターネットを経由した通信手段である場合で、この特約を適用する旨保険証券に記載されているときに適用されます。

第2条（保険契約の引受の可否およびその手続）

- （１）当会社は、前条に定める通信手段により所要事項の送信を受けた場合は、情報処理機器上で保険契約引受の可否を審査し、引受を行うものについては、契約情報提示・入力画面（以下「契約情報画面」といいます。）を表示するものとします。
- （２）（１）の表示に基づき、所定の期間内に契約情報画面の条件で保険契約の申込みを受けた当会社は、保険契約の成立の表示を行い、これをもって保険契約の成立とします。この場合には、保険契約申込書への記入および署名または記名・押印ならびにその提出は不要とします。
- （３）（１）および（２）の規定を適用する場合は、当会社は、通信販売に関する特約第3条（保険契約の申込み）（３）の規定を適用しません。
- （４）（２）に定める所定の期間内に保険契約の申込みがない場合は、この保険契約は成立しないものとします。

第3条（通信販売特約の読み替え等）

当会社は、この特約により、通信販売に関する特約の適用においては、次のとおりとします。

- ① 通信販売に関する特約第4条（保険料の払込方法）および同特約第5条（保険料不払による保険契約の解除）中の「通知書」とあるのは「契約情報画面」と読み替えるものとします。
- ② 通信販売に関する特約第6条（この特約による当会社への通知）に規定する通信手段に、情報処理機器等の通知手段を含めるものとします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款および他の特約の適用においては、「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「契約情報画面の入力事項」と読み替えるものとします。

42. 承認請求等に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款＜用語の定義（共通）

＞による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
承認請求等	保険証券または保険契約申込書の記載事項の訂正または変更を行うための申出、通知または承認の請求をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、当会社と保険契約者または記名被保険者との間に、合意がある場合に適用されます。

第3条（この特約における承認請求等）

（１）保険契約者または記名被保険者が承認請求等を行い、当会社がその受付と同時にそれを承認する場合（注）、当会社はその承認請求等をもって書面またはファクシミリ等の通信手段による承認請求等がなされたものとみなします。

（注）当会社の承認を必要としない申出または通知を受けた場合を含みます。

（２）承認請求等に伴って当会社が必要とする書類を求めた場合は、保険契約者がその書類を提出した場合に限り、（１）の規定を適用します。

（３）当会社は、（１）の規定を適用する場合には、保険契約者に書面によってその旨を通知します。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

43. 継続契約の申込みに関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の定義は、普通保険約款＜用語の定義（共通）＞による場合のほか、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
継続契約	次に定める条件をいずれも満たしている保険契約をいいます。 ① 当会社と締結されていた保険契約と保険契約者および記名被保険者がそれぞれ同一の保険契約であること。ただし、保険契約者または記名被保険者のいずれかの変更、もしくは双方の変更があっても、その変更が次のいずれかに該当する場合は、保険契約者および記名被保険者を同一とみなします。 ア. 保険契約者については、配偶者間、同居の親族間または保険契約者の配偶者の同居の親族への変更 イ. 記名被保険者については、配偶者間、同居の親族間または記名被保険者の配偶者の同居の親族への変更 ② 当会社と締結されていた保険契約と被保険自動車が同一であること。ただし、普通保険約款基本条項第8条（被保険自動車の入替）に規定する自動車の入替があった場合を含みます。 ③ 当会社と締結されていた保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約であること。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、継続契約の申込みに関し、当会社と保険契約者との間に、通信販売に関する特約第3条（保険契約の申込み）（１）②における申込み意思の表示（以下「継続契約の申込み」といいます。）を、この特約に定める方法により行うことに

ついて合意がある場合または保険料の払込みがあった場合に適用されます。

第3条（この特約における継続契約の申込み）

（１）保険契約者は、継続契約の申込みを、当会社の定める電話等の通信手段により当会社の所定の連絡先に対して行わなければなりません。

（２）通信販売に関する特約第3条（保険契約の申込み）（５）の規定にかかわらず、保険契約者が継続契約の申込みまたは保険料の払込みを行い、当会社がその引受の可否を審査し、これを承認した場合は、当会社はその継続契約の申込みをもって書面による継続契約の申込みがなされたものとみなします。

（３）継続契約の申込みにあたり、当会社が必要とする書類を求めた場合は、保険契約者がその書類を提出した場合に限り、（２）の規定を適用します。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

44. 保険証券の不発行に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、当会社が定める情報処理機器等の通信手段を使用して保険契約を締結する際に、当会社と保険契約者との間に、保険証券を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

第2条（保険証券の発行）

（１）当会社は、この特約により、保険証券を発行しません。

（２）保険契約者は、保険期間中に限り、この特約を削除して保険証券の発行を請求することができます。

（３）当会社は、（２）の請求に基づき保険証券を発行した場合には、必要な費用を保険契約者に請求することができます。

第3条（保険証券記載事項に関する特則）

当会社は、この特約により、当会社が定める情報処理機器等の画面に掲示する、この保険契約の契約内容として記載した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を適用します。

第4条（保険金の請求に関する特則）

当会社は、この特約により、普通保険約款および他の特約において、保険金の請求に際して保険証券を提出する旨の規定がある場合であっても、その規定を適用しません。

セコムの現場急行サービス利用規約

第1条（本利用規約について）

（1）本利用規約は、セコム損害保険株式会社（以下「当会社」といいます。）の自動車保険契約に対して提供する「セコムの現場急行サービス」（以下「本サービス」といいます。）に関する事項を定めたものです。

（2）本サービスの利用者は、本利用規約に同意したものとします。

第2条（セコムの現場急行サービスの内容）

（1）本サービスは、事故が発生した際、本サービスの利用者の要請にもとづいて、事故現場にセコム（セコム株式会社および同社の地域関連会社を含みます。以下、同様とします。）の緊急対応員（以下、「緊急対応員」といいます。）がかけつけるサービスです。

（2）本サービスにおいて、緊急対応員が行う内容は以下の通りです。

- ① 救急車の手配
- ② 警察への連絡
- ③ レッカーやタクシーの手配
- ④ 事故状況の確認
- ⑤ 事故現場や車両などの損傷物の写真撮影（一部地域を除く）
- ⑥ 事故の相手方からの聴取（事故の相手方の了承を得られない場合を除く）
- ⑦ 目撃者からの聴取
- ⑧ お困りの点をヒアリング

（3）（2）にかかわらず、緊急対応員は以下の対応は行わないものとします。

- ① 保険金の請求手続きに関する手配
- ② 示談交渉・事故の過失割合についての見解の表明
- ③ 救急車への同乗
- ④ 緊急車両に利用者を同乗させること
- ⑤ 金銭の立替
- ⑥ 事故車両の移動および修理の助力
- ⑦ 事故現場での交通誘導

（4）本サービスの内容は、保険証券に記載の保険期間中であっても変更、一時中止となる場合があります。また、サービス内容の変更は当会社ウェブサイトにてお知らせします。

第3条（セコムの現場急行サービスの対象となる自動車）

（1）本サービス提供の対象となる自動車は、保険証券に記載の自動車（以下「ご契約のお車」といいます。）となります。

（2）「他車運転特約」の対象となる他の自動車や「ファミリーバイク特約」の対象となる原動機付自転車等は、本サービスの対象となりません。

第4条（セコムの現場急行サービスの利用対象者）

（1）本サービスの利用対象者（以下、「利用対象者」といいます。）は、以下の通りとします。

- ① 保険証券記載の被保険者（以下、「記名被保険者」といいます。）
- ② ご契約のお車に搭乗中の者（注）
- ③ ご契約のお車の所有者

（注）一時的にご契約のお車から離れていた場合でも、事故の前後の状況からご契約のお車に搭乗していたとみなされる者も含みます。

（2）（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、利用対象者を含みません。

- ① 反社会的勢力（注）に該当すると認められる場合
- ② 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
- ③ 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められる場合

- ④ 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められる場合
- ⑤ その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（3）（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は利用対象者を含みません。

① ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中の者

② 業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者（注）

（注）自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運送代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその役員を含みます。

（4）本サービス提供後、利用者が利用対象者でないことが判明した場合は、本サービス提供に要した費用は、すべて利用者の負担とします。

第5条（セコムの現場急行サービスの対象期間）

（1）本サービスの対象期間は、保険証券に記載の保険期間となります。

（2）本サービスを提供後に、本サービスの対象とならないことが判明した場合は、本サービス提供に要した費用は、すべて利用者の負担とします。

第6条（セコムの現場急行サービスの提供を行わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、サービスの提供を行いません。

- ① ご契約のお車による事故ではない場合
 - ② ご契約のお車が日本国外にある場合
 - ③ ご契約のお車が、有効な自動車検査証の交付を受けていない場合
 - ④ 対象期間外に事故が発生した場合
 - ⑤ 事故現場が特定できない場合
 - ⑥ 緊急対応員の生命身体に危険が生じるおそれがある場合
 - ⑦ 事故現場が、次のいずれかの場合
ア. 第三者の承諾、同意または許可がなければ進入できない場所
イ. 緊急対応員の対応地域外
ウ. 山間部、海上、離島およびご契約のお車の捜索が困難な場所
エ. 高速道路（有料道路を含みます。）上
 - ⑧ 天災・大規模災害等の影響により緊急対応員が事故現場に到着ができない場合等
 - ⑨ 法令で定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合、酒気を帯びた状態（注）でご契約のお車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に規定する指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合
（注）道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
 - ⑩ 自動車保険契約の保険料が所定の期限までに支払われていない場合
 - ⑪ 警察に届け出が必要な事故に関して、警察へ届け出を行わない場合
- （2）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた事故に対しては、本サービスの提供を行いません。
- ① 利用対象者の故意または重大な過失
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ 上記④に規定した以外の放射線照射、放射能汚染
 - ⑥ 上記②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ 国または公共団体の公権力の行使
 - ⑧ 利用対象者による犯罪または法令違反（交通事故の直接の原因としての道路交通法違反の場合を除く。）
 - ⑨ ご契約のお車に、法令により禁止されている改造やメーカーの示す仕様と異なる改造、整備が加えられている場合
 - ⑩ 海岸、農地、河川敷等、通常の自動車の走行に不適な場所や、レース、ラリー等を目的とする場所でご契約のお車を使用した場合
 - ⑪ 故意にメーカーが発行するマニュアルや警告ラベルなどに示す使用限度を超えて使用した場合
- (3)(1)および(2)に該当する場合において、当社が既に本サービスを提供していた場合は、その費用を利用対象者に請求することができます。

第7条（セコムの現場急行サービス利用時の注意事項）

- (1) 本サービスを利用する場合は、事故現場より本サービスの受付窓口である当会社事故受付センターに連絡することが必要です。事故現場からの連絡がない場合は、本サービスの提供を行うことができません。
- (2) 本サービスは、セコムを通じて提供します。なお、セコムでは、自動車保険のお手続きやお問合せなどにはお答えできません。
- (3) 交通事情や気象状況等により、本サービスの提供ができない場合や、緊急対処員の到着に時間を要する場合があります。サービス提供ができなかったことまたは到着に時間を要したことで本サービスの利用対象者に何らかの損害が発生しても、当会社およびセコムは責任を負いません。
- (4) 緊急対処員は、事故現場到着後、概ね15分を経過した時点で、原則、事故現場を離脱するものとします。
- (5) お申し出の情報がサービス利用時・利用後に虚偽ないし事実と異なることが判明した場合、サービス提供に要した費用は、全て利用対象者の負担となります。
- (6) 本サービスを利用しても、保険契約のノンフリート等級に影響はありません。
- (7) ご契約のお車に積載している貴重品、荷物については、利用対象者の責任で管理するものとします。紛失、破損などが生じた場合であっても、当会社およびセコムは一切その責任を負わないものとします。
- (8) 事故受付センターやセコムの指示に従っていただくなどの協力をお願いします。正当な理由がなく協力いただけない場合には、やむを得ず本サービスの提供をお断りすることがあります。
- (9) 本サービスの内容につき、定めのない事項、理解・解釈に不明または疑義がある場合は、当会社の解釈または定めるところに従っていただきます。

第8条（個人情報の取扱い）

- (1) 利用者は、当社が本サービスの提供に必要な契約内容情報や利用対象者の情報を、セコムに提供することに同意するものとします。
- (2) 利用者は、事故受付センターへ連絡した際、通話内容を記録、録音または保存されることに同意するものとします。
- (3) セコムが取得した個人情報は、当会社の業務遂行上必要な範囲内で利用することがあります。

第9条（代位）

当会社は、本サービスの提供において必要な費用を第三者に損害賠償として請求することができる場合は、提供した本サービスに対する費用を上限とし、かつ利用対象者の権利を害さない範囲内で、利用対象者が有する権利を取得します。

第10条（訴訟の提起）

本規約について紛議が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第11条（準拠法）

本規約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

SEK-1101-1909-0039

ロードアシスタンスのご利用規約

I. ロードアシスタンス全般に関する事項

1. 本利用規約について

- (1) 本利用規約は、セコム損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するロードアシスタンスに関する事項を定めたものです。
- (2) ロードアシスタンスは、「車両搬送時諸費用特約」による補償と「ロードサービス」の提供から構成されます。
- (3) 車両搬送時諸費用特約による補償は、ご契約に適用される普通保険約款および特約の規定に従います。
- (4) ロードサービス（以下「本サービス」といいます。）では、以下のサービスを提供します。詳細は、「II ロードサービス各メニューの内容」に記載のとおりです。また、本サービスをご利用になるお客さまは、本利用規約に同意いただいたものとします。
- ① レッカー牽引・車両引取サービス
 - ② 代替交通費用サービス
 - ③ 臨時宿泊費用サービス
 - ④ 緊急修理サービス
 - ⑤ ガス欠ガソリンお届けサービス
 - ⑥ 故障相談サービス
 - ⑦ その他のサービス

本サービスによる「レッカー牽引・車両引取サービス」、「代替交通費用サービス」および「臨時宿泊費用サービス」の提供ができない場合でも、「車両搬送時諸費用特約」の規定に従い、特約の補償対象となる費用に対しては、特約による保険金をお支払いします。

2. 本サービスの対象車両

- (1) 本サービスは、「車両搬送時諸費用特約」が付帯されているすべてのご契約について、保険証券に記載の自動車（以下「ご契約のお車」といいます。）に対して提供します。

ただし、一般用総合自動車保険または新型自動車総合保険（一般用）において、「車両搬送時諸費用特約の不適用に関する特約」が付帯されている場合を除きます。

- (2) 「他車運転特約」の対象となる他の自動車や「ファミリーバイク特約」の対象となる原動機付自転車などの、ご契約のお車以外の自動車や原動機付自転車は本サービスの対象となりません。
- (3) 販売用・陸送用自動車や整備受託自動車など、お車を特定しない特殊な契約は本サービスの対象となりません。
- (4) 対象契約の普通保険約款の規定に従い、ご契約のお車の入替が行われた場合、入替後の自動車をご契約のお車として、本利用規約を適用します。

3. 本サービスの対象者

- (1) 本サービスの対象者は、対象契約の保険契約者、記名被保険者およびご契約のお車に搭乗中の方となります。ただし、レッカー牽引・車両引取サービスに限り、ご契約のお車の所有者も本サービスの対象者に含まれます。
- (2) 一時的にご契約のお車から離れていた場合でも、車両トラブルの前後の状況から搭乗していたとみなされる方は、搭乗中とみなして本利用規約を適用します。
- (3) ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中の方は、対象に含まれません。

4. 本サービスの適用対象地域

- (1) 本サービスは、日本国内でのみ適用されます。
- (2) 事故・故障の現場が山間部、島しょ部などの場合やその他天災等の影響により本サービスの提供が出来ない場合があります。

5. 本サービスの提供対象期間

- (1) 本サービスは、保険証券に記載の保険期間が提供対象期間となります。
- (2) 保険契約が解約または解除された場合や、取消、クーリングオフ、無効または失効となった場合、「車両搬送時諸費用特約の不適用に関する特約」が付帯されている場合は、本サービスの対象となりません。本サービスを提供後に、契約・特約の有効性が本サービス提供前に失われていたことが判明した場合は、提供に要した費用はお客さまのご負担として請求させていただきます。

6. 本サービスの提供ができない主な場合等

- (1) 以下の事項に該当する場合には、本サービスを提供することができません。
- ① 事故、故障または車両トラブルの原因が次のいずれかの場合
 - ア. 本サービスの対象者の故意または重大な過失
 - イ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動
 - ウ. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - エ. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性
 - オ. 上記工. 以外の放射線照射または放射能汚染
 - カ. 上記イ. からオ. までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱
 - キ. 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ク. 本サービスの対象者による犯罪または（交通事故の直接の原因としての道路交通法違反の場合を除く）法令違反
 - ② ご契約のお車に、法令により禁止されている改造やメーカーの示す仕様と異なる改造、整備が加えられている場合
 - ③ 競技もしくは曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のためにご契約のお車を使用すること、またはご契約のお車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。）することにより事故や故障が発生した場合
 - ④ メーカーが発行するマニュアルや警告ラベルなどに示す使用方法を著しく逸脱または使用限度を超えて酷使した場合
 - ⑤ 法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注1）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合、または酒気を帯びて（注2）ご契約のお車を運転している場合
（注1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
（注2）道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
 - ⑥ ご契約のお車の盗難（所在が確認できない場合で、かつ、その原因が明らかでないときを含み、ご契約のお車の部分品または付属品のみの盗難を除きます。）
 - ⑦ 車両が横転している事故、転落している事故、その他トラブル現場の状況などにより、作業スタッフの対応可能な範囲を超えている場合
 - ⑧ その他、無料サービスが適切でないと判断される場合
- (2) 本サービスをご利用いただく場合は、必ず事前に本サービスの受付窓口である「事故受付センター」にご連絡いただくことが必要です。ご連絡がない場合は、本

サービスの提供を行うことができません。また、本サービスは、何らかの事情により事前のご連絡がいただけなかったとしても経済的補償は行いません。ただし、「車両搬送時諸費用特約」の規定に従い、特約の補償対象となる費用に対して、特約による保険金をお支払いします。また、特約でもお支払いとならない場合に、当社が本規約とは別に定める一定の要件を満たしたと判断する場合に限り、当社が定める金額を上限としてお支払いすることがあります。

7. 本サービスをご利用いただく際のご注意事項

- (1) 本サービスは、当社の提携会社および当該提携会社のサポート事業者を通じて提供します。なお、提携会社および当該提携会社のサポート事業者では、自動車保険のお手続きやお問合せなどにはお答えできません。
- (2) 本サービスの提供に必要な契約内容情報やお客さまの情報を、当社提携会社にて確認し、本サービスの提供に必要な情報をサポート事業者にお伝えしますので、この旨に同意いただいたうえで本サービスをご利用いただくものとします。
- (3) 「事故受付センター」へご連絡いただいた際、聞き間違いなどによりお客さまにご迷惑をおかけしないよう、通話内容を記録、録音または保存しております。ご連絡をいただく際は、この旨了承いただいたものとします。
- (4) 交通事情や気象状況、お車の状況などにより、本サービスによる各種の案内や手配、本サービスの提供ができない場合があります。また、サポート事業者の到着に時間を要することや事前のご案内と異なる場合があります。時間を要したこと、または本サービスの提供ができなかったことで本サービスの対象者に何らかの損害が発生しても、当社および提携会社ならびにサポート事業者は一切の責任を負いません。
- (5) レッカー牽引・車両引取サービスや緊急修理サービスをご利用の際、原則として現場作業での利用者の立会いが必要となります。また、作業の過程で、ご契約のお車に損傷が生じる可能性が予測される場合、当該損傷等につき当社および提携会社ならびにサポート事業者を免責とする旨の書類に、お客さまのご署名をいただく場合があります。(損傷が生じる可能性が大きい場合は、作業をお断りすることがあります。)
- (6) 本サービスの無料の範囲を超える費用や提供範囲外の費用はお客さまのご負担となります。また、当社が本サービスの提供を行った後に本サービスの対象ではないことが判明した場合、お申し出の情報が本サービスご利用時・利用後に虚偽ない事実と異なることが判明した場合、または保険契約に必要な保険料の未払いが解消されない場合、提供に要した費用は、全てお客さまのご負担となります。
- (7) 本サービスのご利用後にお客さまが行われた修理、点検などは本サービスの対象外であり、当社および提携会社ならびにサポート事業者は一切の責任を負いません。
- (8) 当社が、本サービスの提供において必要な費用の負担または支払いの対処を行った場合に、お客さまが関係当事者にその費用について損害賠償の請求権を有する場合には、当社は、当該費用の額の限度内で、かつ、お客さまの権利を害さない範囲で、お客さまの請求権を取得し、当該関係当事者に求償できるものとします。
- (9) 当社および提携会社ならびにサポート事業者が、本サービスの対象者の利用頻度が著しく高いまたは意図的な利用があると判断した場合は、本サービスの提供を停止させていただくことや、回数を制限させていただくことがあります。
- (10) 本サービスまたは「車両搬送時諸費用特約」をご利用いただいても、ご契約のノンフリート等級に影響はありません。
- (11) 車内の貴重品、お荷物の管理は、お客さまご自身でお願いします。紛失、破損などに関しまして、当社および提携会社ならびにサポート事業者は一切の責任を負いません。
- (12) 「事故受付センター」やサポート事業者の指示に従っていただくなどのご協力をお願いします。正当な理由がなくご協力いただけない場合には、やむを得ず本サービスの提供(費用の支払も含みます。))をお断りさせていただくことがあります。

- (13) 本サービスの内容につき、定めのない事項、理解・解釈に不明または疑義がある場合は、当社の解釈または定めるところに従っていただきます。
- (14) サービス提供車両(レッカー車、積載車等)へお客さまが同乗されることは原則できません。なお、サービス提供現場から帰宅などの移動に伴う費用は代替交通費用サービスの対象となります。
 - ※「Ⅱ-7. その他のサービス」に記載の帰宅手段案内サービス(タクシー会社等の連絡先案内など)もご利用いただけます。
- (15) 本サービスは保険契約とは別に当社がお客さまサービスとして実施するものです。本サービスの内容や範囲につきましては、保険証券に記載の保険期間中に変更することがあります。
- (16) 本サービスをご利用になるお客さまは、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかにかわらず、当社本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに同意いただくものとします。

Ⅱ. ロードサービス各メニューの内容

1. レッカー牽引・車両引取サービス

- (1) 内容
 - ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能となった場合に生じた次の費用をお支払いします。ただし、①および②をあわせて20万円を限度とします。
 - ① 自力走行不能となった場所から修理工場または当社の指定する場所までのご契約のお車のレッカー手配とレッカー牽引に必要な費用
 - ② ご契約のお車を修理した場合に、修理完了後のご契約のお車をお客さまの居住地まで搬送するために必要な費用、または、修理完了後のご契約のお車を引き取るために必要な往路1名分の交通手段を利用するために必要な費用

レッカー牽引・車両引取サービスの対象となる場合、「車両搬送時諸費用特約」の規定に従い、特約の補償対象となる費用については20万円を限度に保険金としてお支払いします。

- (2) ご利用上の注意
 - ① 休日夜間等で修理工場にレッカー移動した車両を即時入庫できない場合の保管料、および保管後の修理工場への搬送費用もレッカー牽引・車両引取サービスに含まれます。ただし、一旦指定された修理工場へ搬送した後に、再度、別の修理工場へ搬送したことにより生じた費用は対象とはなりません。
 - ② 自力走行不能とは、事故や故障により車が自力で移動できない状態もしくは法令により運転してはならない状態をいいます。なお、脱輪・落輪(溝に駆動輪がはまるなどして走行不能になった状態)や走行障害(鍵の閉じこみ、電気自動車の電欠、バッテリー上がりや巻き込みなどにより走行不能となった状態)の場合は、レッカー牽引・車両引取サービスの対象に含まれます(脱輪・落輪は引き上げ作業が対象となります。))。

＜自力走行不能の該当可否＞

自力走行不能と同様と見なす場合	・運転者が運転中に発生した傷害および疾病により、当該車両の運転が不能となった場合(後日、診断書の提出が必要となる場合があります。) ・眼鏡やコンタクトレンズの運転中の紛失・破損により運転が不能となった場合 ・夜間にヘッドランプがつかない場合 など
自力走行不能と見なさない場合	・ご契約のお車が事故または故障ではなく、自動車検査証の不携帯または有効な自動車検査証の交付を受けていないために自力走行不能となった場合 など

- ③ 自力走行不能となった場所において、仮修理等により自力走行不能が解消された後の搬送は、レッカー牽引・車両引取サービスの対象外となります。
- ④ 廃車を目的とした搬送は、レッカー牽引・車両引取サービスの対象外となります。
- ⑤ 搬送するために必要な費用は、あらかじめ当社の承認がないかぎり、合理的な経路および方法による搬送により発生する費用とします。
- ⑥ レッカー牽引・車両引取サービスの対象となる場合、車両搬送時諸費用特約による保険金をお支払いできないときも、レッカー牽引・車両引取サービスを提供します。
- ⑦ 車両保険のご請求があり、かつ、当社がお支払い可能と判断した場合は、牽引料金などを車両保険でお支払いします。なお、車両保険はご契約のノンフリート等級に影響が出る場合があるため、ご契約のノンフリート等級に影響のない車両搬送時諸費用特約を車両保険に優先して適用します。
- ⑧ 修理完了後のご契約のお車を引き取るために必要な往路1名分の交通手段の費用は、あらかじめ当社の承認がないかぎり、合理的な経路および方法である交通手段の費用に限りします。
- ⑨ 搬送および引取をするために必要な費用は、一旦お客さまにお立替えいただくことがあります。その場合は、後日、お立替えいただいた費用を限度額の範囲内でお支払いします。また、お立替えいただいた費用をご請求いただく際に、請求書類とあわせて領収証の原本をご提出いただきます。バスや電車等の領収証のお取り付けが困難な交通機関をご利用の場合は、所定の請求用紙にご記入の上、ご請求いただきます。

2. 代替交通費用サービス

(1) 内容

- ① ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能となり、レッカー牽引・車両引取サービスの提供を受けた場合で、居住地またはその他の場所（当面の目的地）までの代替の交通手段が必要となったときに、必要となる代替交通費を、ロードサービスの対象者1名につき2万円を限度にお支払いします。
- ② 交通手段としてタクシーまたはレンタカーを使用する場合は、1台につき2万円を限度とします。ただし、事前に当社の承認を得た場合に限り複数台のタクシーまたはレンタカーを使用することができます（この場合も限度額は複数台まとめて2万円となります。）。)

代替交通費用サービスの対象となる場合、「車両搬送時諸費用特約」の規定に従い、特約の補償対象となる費用については保険金としてお支払いします。

(2) ご利用上の注意

- ① 代替交通費にかかる費用は、一旦お客さまにお立替えいただき、後日、限度額の範囲内でお支払いします。また、お立替えいただいた費用をご請求いただく際に、請求書類とあわせて領収証の原本をご提出いただきます。バスや電車等の領収証のお取り付けが困難な交通機関をご利用の場合は、所定の請求用紙にご記入の上、ご請求いただきます。
- ② 代替となる交通手段の利用は、あらかじめ当社の承認がないかぎり、合理的な経路および方法である交通手段を24時間以内に利用した場合に限りします。
- ③ 次のいずれかに該当するものは、代替交通費に含まれません。
ア. 飲食費用等の移動の目的以外のサービス料金
イ. 謝礼金または謝礼のための贈答品の購入費用等
ウ. 移動の手段として代替交通費用サービスの対象者がタクシー、バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代または有料道路料金
- ④ 代替交通費用サービスの内容の詳細は、「車両搬送時諸費用特約」の規定を準用します。

3. 臨時宿泊費用サービス

(1) 内容

ご契約のお車が事故や故障により自力走行不能となり、レッカー牽引・車両引取サービスの提供を受けた場合で、自力走行不能となった地からもよりのホテル等有償の宿泊施設に宿泊せざるを得ないときに、必要となる臨時宿泊費を、ロードサービスの対象者1名につき1万円を限度にお支払いします。

臨時宿泊費用サービスの対象となる場合、「車両搬送時諸費用特約」の規定に従い、特約の補償対象となる費用については保険金としてお支払いします。

(2) ご利用上の注意

- ① 臨時宿泊費にかかる費用は、一旦お客さまにお立替えいただき、後日、限度額の範囲内でお支払いします。また、お立替えいただいた費用をご請求いただく際に、請求書類とあわせて領収証の原本をご提出いただきます。
- ② 臨時宿泊費は、ホテル等有償の宿泊施設に宿泊するために必要な1泊分の客室料の費用とします。
- ③ 次のいずれかに該当するものは、臨時宿泊費に含まれません。
ア. 飲食費用等の宿泊の目的以外のサービス料金
イ. 謝礼金または謝礼のための贈答品の購入費用等
- ④ 臨時宿泊費用サービスの内容の詳細は、「車両搬送時諸費用特約」の規定を準用します。

4. 緊急修理サービス

(1) 内容

- ① ご契約の自動車が故障やトラブルにより自力走行が不能な場合に、修理業者を手配し、現場にて30分程度で対応可能な応急修理・軽作業を無料で行います。
ア. キー閉じ込み時の鍵開け（一般的なシリンダーキーに限りします。）
イ. バッテリー上がり時のジャンピング（ケーブルをつないでエンジンをスタートさせることをいいます。）
ウ.パンク時のスペアタイヤ交換（チェーン脱着は対象外）
エ. 各種オイル漏れ時の補充（適合するオイルをご用意できる場合に限りします。）
オ. 冷却水補充
カ. 各種灯火類のバルブ・ヒューズ類の交換（汎用性の高いバルブを使用している場合に限りします。）
キ. ボルトの締め付け
- ② 次の費用はお客さまのご負担となります。
ア. 部品代・オイル代・冷却水代
イ. セキュリティ装置付車両の鍵開け代
ウ. パンク修理代
エ. 特殊作業費用
オ. 上記①で30分程度を超えた場合の作業料

(2) ご利用上の注意

- ① キー閉じ込み時の鍵開けに関して
ア. セキュリティ装置（イモビライザー等）付車両など、トラブル現場での開錠作業が不可能な場合は、緊急修理サービスの提供ができません。
イ. サポート事業者に対し、本人を証明できるものの提示をお願いします。
ウ. キーの作成は緊急修理サービスの対象外となります。また、鍵の紛失時の鍵開けはお客さまのご負担となります。
エ. お子さまが閉じ込められた際には一刻も早い対応が必要となりますので、お客さまご自身で消防署へ緊急通報していただくなどのご対応をお願いします。安全上、手配をお断りする場合がございます。

オ. スペアキーを取りに行く方が便宜であるとサポート事業者が判断した場合は、開錠サービスは実施しないものとします。

カ. お客さまが自動車運転免許証またはこれに準ずる公的証明媒体(以下証明媒体といいます。)(によりその身分を証明できない場合は、開錠サービスは実施しないものとします。ただし、証明媒体が車内にあるとサポート事業者が判断し、かつ、開錠につき一切の責任をお客さまが負う旨、所定の念書にお客さまが署名した場合は、開錠サービスを実施するものとします。また、お客さまの身分を証明する証明媒体が車内にないことが発覚した場合は、サポート事業者は即時施錠することができるものとします。

② バッテリー上がり時のジャンピングに関して

ア. 緊急修理サービスを以前にご利用の際に、「事故受付センター」またはサポート事業者からバッテリーの点検・交換が必要とのアドバイスを受けたにもかかわらず、何らのご対応もいただかないままに再度同一車両のバッテリー上がりが生じた場合は、緊急修理サービスの対象外となります。

イ. バッテリーの交換作業は、セキュリティ装置(イモビライザー等)付車両など一部の車種で、緊急修理サービスの提供ができません。

③ パンク時におけるスペアタイヤへの交換に関して

ア. パンク時以外のタイヤ交換(スタッドレスタイヤへの履き替え等)は緊急修理サービスの対象外となります。

イ. スペアタイヤの搭載がないお車やスペアタイヤへの交換が困難な場合は、レッカー牽引・車両引取サービスでの対応となります。

④ 各種灯火類のバルブ・ヒューズ類の交換に関して

ア. ディスチャージランプ、またはLEDバルブを使用している場合は緊急修理サービスの対象外となります。

イ. 車両構造上、現場での応急作業が困難な場合には、レッカー牽引・車両引取サービスでの対応となります(代替交通費用サービスおよび臨時宿泊費用サービスは対象外となります。)

⑤ その他

ア. 脱輪・落輪や走行障害は「レッカー牽引・車両引取サービス」の項でご確認ください。

イ. 現場にて30分程度で対応可能な応急修理・軽作業に該当するか否かの判断は、当社、当社の提携会社または当該提携会社のサポート事業者のいずれかの判断によるものとします。

ウ. 「緊急修理サービス」の対象となるトラブルであっても、状況などにより現場での応急作業による解決が困難な場合には、レッカー牽引・車両引取サービスでの対応となることがあります(代替交通費用サービスおよび臨時宿泊費用サービスは対象外となります。)

エ. 有料駐車場の駐車料、カーフェリーの往復乗船料、救援に向かうのに別途費用が必要な場合など、緊急修理サービスの無料の範囲を超える費用や提供範囲外の費用はお客さまのご負担となります。

5. ガス欠ガソリンお届けサービス

(1) 内容

高速道路、一般道路上でのガス欠時に最大10リットルのガソリン(レギュラーまたはハイオクに限りです。)または軽油をお届けします。

(2) ご利用上の注意

① このサービスの提供は保険期間(長期契約の場合は1保険年度)内1回に限ります。

② ガソリン代および軽油代の実費はお客さまのご負担となります。

③ 有料駐車場の駐車料、カーフェリーの往復乗船料、お届けに別途費用が必要な場合など、ガス欠ガソリンお届けサービスの無料の範囲を超える費用や提供範囲外の費用はお客さまのご負担となります。

6. 故障相談サービス

(1) 内容

ご契約のお車に故障やトラブルが生じた場合に、電話で相談を受け、アドバイスをを行います。

(2) ご利用上の注意

アドバイスで解決できない場合は、レッカー牽引・車両引取サービスや緊急修理サービスの内容に基づき対応します。

7. その他のサービス

(1) 内容

その他、情報提供サービスとして緊急宿泊先案内サービス・レンタカー業者案内サービス・帰宅手段案内サービス・24時間営業ガソリンスタンド案内サービス・陸送業者手配サービスを行っております。

(2) ご利用上の注意

情報提供サービスのご案内に伴い発生する費用の実費はお客さまのご負担となります。

SEK-1101-2512-0002

MEMO

MEMO

○事故故障代車・身の回り品特約保険金額等一覧表

セットコード	事故故障代車費用特約	身の回り品補償特約（免責 5 千円）
31	5,000円	30万円
32	7,000円	30万円
33	10,000円	30万円
34	5,000円	×
35	7,000円	×
36	10,000円	×
21	×	30万円

※「×」印はセットされていないことを表します。

事故の受付窓口

事故のご連絡は

事故受付センター

0120-210-545（通話料無料）

受付時間：24時間365日

＊携帯電話からもご利用になれます。

＊現場急行サービス、ロードアシスタンス（レッカー牽引、緊急修理サービス、ガス欠ガソリンお届けサービス、故障相談サービスなど）をご利用の際は、必ず事故受付センターまでご連絡ください。

ご相談・苦情受付窓口

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

当社へのお問い合わせ・ご相談・苦情は、以下にご連絡ください。

お客様相談室

0120-333-962（通話料無料）

受付時間：9:00～12:00 13:00～18:00

〔月～金曜日（祝日・休日および年末年始を除く）〕

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

03-4332-5241（全国共通）

【受付時間】9:15～17:00

〔土日休日・年末年始を除く〕

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2丁目6番2号 セコム損保ビル
<https://www.secom-sonpo.co.jp/>